

令和4年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

令和4年3月2日（水）

開議 午前10時00分

延会 午前11時56分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
令和3年度森町一般会計補正予算（第14号）
- 5 議案第 1 号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 2 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 3 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 4 号 令和3年度森町一般会計補正予算（第15号）
- 9 議案第 5 号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 6 号 令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第 7 号 令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第 8 号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第 9 号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第10号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第11号 令和3年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第12号 令和3年度森町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 議案第13号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第14号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
- 議案第18号 令和4年度森町一般会計予算
- 議案第19号 令和4年度森町国民健康保険特別会計予算

議案第20号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第21号 令和4年度森町介護保険事業特別会計予算
 議案第22号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計予算
 議案第23号 令和4年度森町港湾整備事業特別会計予算
 議案第24号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
 議案第25号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算
 議案第26号 令和4年度森町水道事業会計予算
 議案第27号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算

- 18 意見書案第1号 「敵基地攻撃能力」の保有の検討を行わないことを求める意見書
 19 意見書案第2号 核兵器禁止条約第1回締約国会議に政府代表の派遣を求める意見書
 20 意見書案第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書
 21 議員の派遣について
 22 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 佐々木 修 君
4番 高橋 邦雄 君	5番 伊藤 昇 君
6番 加藤 進 君	8番 東 隆一 君
9番 河野 文彦 君	10番 宮本 秀逸 君
11番 檀上 美緒子 君	12番 木村 俊広 君
13番 久保 友子 君	14番 松田 兼宗 君
15番 斉藤 優香 君	

○欠席議員（1名）

7番 堀合 哲哉 君

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美佐子 君
監査委員	釣 隆 吉 君
総務課長	濱 野 尚 史 君

選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村	本		政	君
防災交通課長	柴	田	正	哲	君
契約管理課長	山	田	真	人	君
企画振興課長	川	村	勝	幸	君
税 務 課 長	柏	渕		茂	君
保健福祉課長	坂	田	明	仁	君
保健福祉課参事	宮	崎	弘	光	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮	崎		涉	君
住民生活課長	金	丸	義	樹	君
子育て支援課長	野	崎	博	之	君
環 境 課 長	川	口	武	正	君
農 林 課 長 併 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農 林 課 参 事	佐	藤		司	君
水 産 課 長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	阿	部	泰	之	君
建 設 課 長	富	原	尚	史	君
砂 原 支 所 長	落	合	浩	昭	君
地域振興課長	干	葉	正	一	君
町民福祉課長	住	吉	隆	子	君
教 育 長	増	川	正	志	君
学校教育課長補佐	河	野		淳	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
体 育 課 長 兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	敦	賀	靖	之	君
病 院 事 務 長	安	藤		仁	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小 田 桐 克 幸 君
次 長 兼 議 事 係 長 兼 庶 務 係 長	奥 山 太 崇 君
庶 務 係	喜 田 和 子 君
総 務 係	高 橋 一 也 君
財 政 係	西 川 慎 吾 君
情 報 管 理 係	水 口 祐 太 君

○会議に付した事件

- 1 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
令和 3 年度森町一般会計補正予算（第 1 4 号）
- 2 議案第 1 号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 2 号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 3 号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 4 号 令和 3 年度森町一般会計補正予算（第 1 5 号）
- 6 議案第 5 号 令和 3 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 7 議案第 6 号 令和 3 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 8 議案第 7 号 令和 3 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 9 議案第 8 号 令和 3 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 0 議案第 9 号 令和 3 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 1 議案第 1 0 号 令和 3 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 2 議案第 1 1 号 令和 3 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 3 議案第 1 2 号 令和 3 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和4年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第3項の規定により、3月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、本会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴を中止としているほか、飛沫拡散対策のため一般質問及びそれに対する答弁を除き、基本として議案等の審議は全て自席において着席で行うこととしますので、ご協力をお願いいたします。また、おおむね1時間ごとに換気の時間を取りますので、併せてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、斉藤優香君、1番、菊地康博君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月14日までを予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について、令和3年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 承認第1号、専決処分した事件の報告についてご説明申し上げ

げます。

本案は、令和３年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

１ページを御覧ください。本件につきましては、令和３年度森町一般会計補正予算の第14回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,794万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ152億8,703万9,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。６ページ、７ページの歳出ですが、款８土木費、項２道路橋梁費、目２道路橋梁維持費、節10修繕料は、町所有のグレーダーのタイヤ取付け部分の破損により除雪作業に支障を来すことから修繕したものです。また、節12、除雪業務委託料は、降雪による除雪対策により予算不足が懸念されたため増額補正したものです。

また、４ページ、５ページの歳入では、所要財源として地方交付税を計上したものです。

以上で専決処分の報告とし、承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第４、承認第１号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第５ 議案第１号

○議長（野村 洋君） 日程第５、議案第１号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第１号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、国家公務員に係る妊娠、出産、育児などと仕事の両立支援のために講じる措置を踏まえ、森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容としましては、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するため、

取得要件のうち引き続き在職した期間が1年以上であるとの要件を廃止するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を定める条項を新設するものです。資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 資料なのですが、非常勤職員の部分の1年のあれが廃止されたということは非常にいいことだと思って納得はしたのですが、2つ目の特に育児休業取得しやすい勤務環境というところで、今までそういう考え方がなかったのかというのがまず1点すごく不思議に思ったことなのです。育児取得しやすいような体制を整えるという環境整備みたいなのがあったのかなというのがすごくまず1点目に不思議なことだったのです。

それと、23条の部分のいわゆる次に掲げる措置を講じなければならないということが具体的な言わば環境整備の中身だとは思いますが、特に（1）の職員に対する育児休業に関わる研修の実施ということなのなのですが、これって具体的にどういうことを考えているのかというのが質問なのなのですが、2点お願いします。

○総務課長（濱野尚史君） 答えいたします。

勤務環境の整備等につきましては、これまでも既に実践しております。今回国のほうの改正もあって、改めてここは条文にのせているところではありますが、もう既に実施しているところでもあります。

23条の第1号の研修のことなのなのですが、研修といいますか、職員の採用をしたときに休暇制度ですとかいろいろなことを人事厚生係のほうで説明しているのですが、その中で育児休業についても取得期間ですとかそういったところを説明しますので、これらを町としては研修の一環として捉えて、今後も引き続きやっていこうと考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） もう既にやられているというので、安心しましたけれども、1点目のいわゆるこの職員というのは、対象者でない方も含めてということなわけでしょう。そこがちょっとよく分からないというか、なかなか育休自体、特に男性の育休の取得がすごく低いということで、それこそジェンダー平等の考え方も含めて育休というそのものに対する考え方みたいなのをやるということなのか。私は、そういう職場環境をそういう認識を改めていくということは、ここだけではなくて全般的な職場における考え方としての研修としては必要だと思うのですが、育休に関わってはやっぱり対象者がしっかり制度の意味だとか取り方だとか戻るときの状況なんかも含めてしっかり知ることが大事だと思うのですが、取り立ててこの問題について職員全体の研修を実施するというのがどれほど意義あるのかなという感じがしてならないのですが、その辺りいかがなものでしょうか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、全体に対する研修というのは、これまでは実施してきておりません。実際妊娠ですとか出産された職員については、個別に育児休業の取得期間ですとか育児休業中の給付金の支給の関係ですとか、そういったことに制度は丁寧に説明して、育児休業中の職員が不安を抱えることのないように対応しているつもりでありますので、その辺ご理解していただきたいと考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） だから、それが一番大変なので、職員に対するということだから、これはそしたら全体の研修ということではないということですか。ここで書いている（１）の職員に対するという部分は。だから、私はあえて職員というのであれば、この育児だけではなくて、全般的なそういうジェンダー平等に関わっての研修というのは絶対必要だと思うのですけれども、育児に関わっての職員に対する研修というふうに特化するとか、特別視するというのが何かちょっと違和感を感じたということなのです。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

先ほど説明でも申し上げましたけれども、育児休業に特化した説明を全体ではやっているわけではありませぬので、これはあくまでも採用時に制度の一環として説明しておりますので、そういう部分でいけば研修ということにはならないのかもしれないのですけれども、そういったことを実施してきているということであります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第１号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第５、議案第１号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第２号

○議長（野村 洋君） 日程第６、議案第２号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（野崎博之君） 議案第2号 森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料ナンバー2及び新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、説明資料にてご説明いたします。本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、本条例に関しても国に準じ所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間で交わされる手続等に関係するもので、書面等によることが規定、想定されるものについて電磁的方法により対応を可能とする旨の包括的な規定を追加する改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 率直に質問なのですが、要するに現行第5条の部分、2から6までのせられているのですが、これが削除されるということなのですか。そして、改正では第4章の部分で第53条に入れ替わるというふうにして解釈していいのでしょうか。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えいたします。

確かに改正前の条例におきましても第5条といたしまして内容及び手続の説明及び同意として、電磁的方法の利用について示してございます。今回の改正では、この部分を含めまして包括的な運用ができるようにあえて雑則として新たに1章を加えて、電磁的記録等について条項を設けた改正内容としておりますので、5条を全部移行というわけではございませんので、包括的に利用しやすくする条例ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君） ちょっと確認なのですが、ここで書いている特定教育・保育施設、そして特定地域型保育事業と、これ森町に対象になる施設というのは件数と具体的にどことどこがあるのか教えていただきたいのですが。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えいたします。

この場合の教育・保育施設といいますのは、町立幼稚園、保育所の部分で、当町においては5か所の部分になってございます。あと、地域型保育事業につきましては、詳細に分けですと小規模保育、それから家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育というふうに分かれますけれども、この部分の事業に関しましては当町においては行っている事業主はございません。

以上でございます。

○14番（松田兼宗君） そしたら、資料説明のほうでは特定子ども・子育て支援施設ということが書いているのだけれども、議案の中ではこれについては書いていないわけです。そしたら、これに資料で説明しているこの部分というのもないということで理解でいいのだろうか。あわせて、次の議案で出てきている家庭的保育事業等と、これと比べてみてどう違うのかというのがよく分からないのです。よろしくお願いします。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えいたします。

ただいまご説明している森町の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業という部分は、説明資料の部分が改正の内容になっておりますが、次の森町家庭的保育事業等のほうでございますけれども、こちらは3歳未満児を対象にした事業ということになりますので、こちらのほうはこちらのほうでまた別に条例制定ということで、次のところでご説明をさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第3号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○子育て支援課長（野崎博之君） 議案第3号 森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料ナンバー3及び新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。条例の朗読を省略させていただき、説明資料にてご説明いたします。本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例に関しても国に準じ所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において家庭的保育事業者等及び利用者の負担軽減等を図る観点から、諸記録の作成、保存、利

用者への説明、同意等のうち書面で行うものについて電磁的方法による対応を可能とする旨の包括的な規定を追加する改正及び所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

あわせて、本事業につきましては、3歳未満の保育を必要とする乳幼児が対象になる事業でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第4号 令和3年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第4号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町一般会計補正予算の第15回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,809万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ153億3,513万4,000円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は第2表、地方債の補正は第3表に記載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承ください。

それでは、歳入ですが、8ページをお開き願います。款11地方交付税の3億564万8,000円は、交付額の確定により計上するものです。

次に、款14使用料及び手数料、項2手数料の5万5,000円は、軽度生活援助サービス手数料を増額計上しようとするものです。

次に、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金の64万6,000円の減額は、障害児施設給付費等負担金を増額し、保険基盤安定に係る国の負担金を減額するものです。

目2衛生費国庫負担金の520万6,000円は、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金を計上するものです。

続いて、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金では、住民記録システムの改修に係る補助金を計上するものです。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上し、各小中学校の感染症対策用物品の購入に充当しようとするものです。

目2民生費国庫補助金の15万2,000円は、学童保育に従事する保育士等に対する処遇改善臨時特例交付金を計上するものです。

目6教育費国庫補助金は、各小中学校の感染症対策用物品の購入に係る補助金を計上するものです。

次に、10ページの款16道支出金、項1道負担金の684万6,000円の減額は、国庫支出金同様に障害児施設給付費負担金を増額し、保険基盤安定に係る道の負担金と後期高齢者医療保険基盤安定に係る負担金を精査し、減額するものです。

続いて、項2道補助金、目2民生費補助金の158万7,000円の減額は、重度心身障害者医療補助金の精査による減額と福祉灯油事業に係る地域づくり総合交付金の交付基準額が引き上げられたことによる増額となっております。

次に、12ページの款17財産収入、項1財産運用収入の39万円は、各基金の運用利子を計上しております。

次に、款18寄附金では、森町企業版ふるさと応援寄附金を計上しております。

次に、款19繰入金の2億6,586万円の減額は、森町物産協会に対する補助金支出がなかったことによる地域振興基金繰入金の減額と地方交付税の交付額確定により充当財源の変更を行ったことによるふるさと応援基金繰入金の減額となっております。

次に、款21諸収入では、中小企業特別融資利子補給費補助金の交付事業者からの返金分と二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を計上しております。

続いて、12ページ下段から14ページにかけての款22町債は、森港改修事業に係る増額補正のほか、事業費の確定に伴いそれぞれの費目で補正するものです。

次に、16ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明いたします。なお、数科目で燃料費と光熱水費の増額補正がありますが、燃料単価上昇や電気料の値上げが主な要因となっておりますので、説明は省略させていただきます。また、各科目において繰入金の減額や財源内訳の変更のみの箇所がございますが、地方交付税の交付額確定に伴いふるさと応援基金繰入金から一般財源に振り替えておりますので、こちらにつきましても一部説明を省略させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費ですが、昨年12月27日に国の補正予算措置に伴い地方交付税の追加交付がありましたが、そのうち6,608万5,000円については、令和3年度の臨時財政対策債の後年度の償還に充てるため交付されたものであります。国からも本年度内に減債のための基金に積立てを行うなど、将来の公債費負担に備えるようにとのことであるため、今回減債基金に積立てし、今後の償還に充てようとするものです。

目 6 企画費の森町企業版ふるさと応援基金積立金は、寄附金を基金に積立てしようとするものです。

目10定住対策費の定住対策促進基金積立金は、運用利子の確定に伴い計上するものです。

目11諸費、節22償還金利子及び割引料の264万9,000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した中小企業特別融資利子補給費補助金事業において交付金の一部を返還するため計上しようとするものです。

次に、18ページの項 3 戸籍住民基本台帳費の358万円は、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化に対応するため住民記録システムを改修しようとするものです。なお、本事業につきましては、国の補正予算措置により今回補正するものでありますが、年度内の改修完了を見込めないことから、全額翌年度へ明許繰越しを行おうとするものです。資料ナンバー 4 を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、20ページの款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 3 社会福祉施設費の20万8,000円は、濁川活性化センターと駅前ふれあいセンターの小破修繕料を計上するものです。

目 4 老人福祉総務費、節12委託料の61万1,000円は、軽度生活援助サービス利用時間の増加を見込み、増額補正するものです。

次に、22ページの項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の165万2,000円は、認可外保育所や託児所の利用者増加による助成金の増額と学童保育に従事する支援員に対する賃金の処遇改善臨時特例事業補助金を計上するものです。また、節22償還金利子及び割引料では、令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る事務費返還金を計上しております。放課後児童支援員処遇改善臨時特例事業については、資料ナンバー 5 を提出しておりますので、ご参照願います。

目 3 障害児通所支援費、節10需用費の 8 万8,000円はあいあいクラブの小破修繕料を、節19扶助費の100万円は新規利用者や利用日数の増加に伴い、それぞれ増額計上しようとするものです。

次に、24ページの款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 6 病院費の3,340万3,000円は、国民健康保険病院事業会計の補助金を計上するものです。

目 7 新型コロナウイルスワクチン接種対策費の520万6,000円は、3 回目のワクチン接種について 2 回目接種完了から接種間隔が短縮されたことに伴い、不足が見込まれる委託料を増額計上するものです。資料ナンバー 6 を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、26ページの款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費の 9 万9,000円は、基幹集落センターの非常灯取替え修繕を計上するものです。

目 5 農地費、節10需用費は尾白内多目的集会施設トイレの修繕料を、節13使用料及び賃借料は農業土木積算システム単価データ使用料を、節18負担金補助及び交付金は北海道土地改良事業団体連合会負担金をそれぞれ計上するものです。

目 6 駒ヶ岳ダム管理費の57万円は、用水路の漏水修繕料などを計上するものです。

次に、28ページの款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 観光費、節10需用費の修繕料では、道

の駅の小破修繕料を計上するものです。

目3ふるさと応援対策費のふるさと応援基金積立金は、運用利子の確定に伴い計上するものです。

次に、30ページの款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節12、除雪業務委託料及び節13使用料及び賃借料は、降雪による除雪対策により予算不足が懸念されるため増額補正するものです。

項4港湾費、目1港湾管理費、節18負担金補助及び交付金、森港改修事業管理者負担金の810万円は、国の補正予算により全額明許繰越しをして令和4年度で執行しようとするものです。資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、34ページの款10教育費、項1教育総務費の40万8,000円は、教員住宅の小破修繕料を計上するものです。

項2小学校費、節4共済費の9万円は、厚生年金保険料を増額計上するものです。

また、同じく小学校費及び中学校費の節10需用費、節17備品購入費は、国の補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、各小中学校に感染症対策用の消毒液やCO₂モニターなどを購入しようとするものです。なお、本事業については、国補正予算措置により今回補正するものですが、全額明許繰越しをして令和4年度で執行するものです。資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

項6保健体育費、目2体育施設費、節4共済費の9万4,000円は、会計年度任用職員の健康保険料、厚生年金保険料を増額しようとするものです。節10需用費では、ファミリーヘルスプラザの壁を修繕しようとするものです。

目3学校給食費、節10需用費の76万4,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

次に、款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 6ページ、繰越明許の部分なのですが、今説明の中で2の総務費と8の土木、10の教育費の部分の全額繰越明許というのは分かったのですが、衛生費の部分のこの726万3,000円という部分のあれがちょっとよく分からなかったのですが、これはどの部分になるのか。さっきのワクチンとは違うのですよね。これはどこに出てきているのかというのがちょっとよく分からなかったのですが、その点まず。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

この衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種率向上事業というのは、今回ワクチン接種に伴って2回目の接種完了した方にも〜りーくんポイントを付与するという事業をやっております。これについては、詳細な時期ちょっと今私はっきりしていないのですが、以前に補正予算で計上していたもので、衛生費にのっているのはワクチン接種対策費の中にその項目を入れておりますので、衛生費になっていますが、実際も〜りーくんポイントを付与している事業自体は商工労働観光課でやっておりますので、なので今回その部分で年度内に接種が終わらない方ですとか、接種は終わったのですけれども、その後まだ〜りーくんポイントを換金していないと言ったらいいのですか、やっていない方の分の部分を翌年度へ繰り越したということであります。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） そしたら、商工費の部分のどこになるということですか。それも出ていないでしょう。29ページの商工費のところにもないわけですね。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

これについては、もう既に補正予算で予算がついているもののうち一部を翌年度に繰り越すということになっておりますので、商工費のところではこれに対する補正予算が出てきているとかそういったことではございません。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 9ページです。9ページの国庫補助の目1の節1の総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金360万2,000円の中で、先ほどの説明では学校関係の消毒薬とかなんとかということで使われているということで、これも資料出ていますからあれなのですけれども、ここの部分で使うのが232万3,000円なのです、臨時交付金として使うのが。ほかのところの部分、この前の全協でも説明があって、新年度予算で組み込まれる部分もあるから、それはそれとしていいのですけれども、ここでいう360万2,000円なのに、今言ったように学校関係は232万云々で、100万円近くがそしたらあとどこで使ったのかなというのが見えなかったの、その点が1点お願いしたい。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

先ほど総務課長のほうから説明ございました交付金の内訳部分でございます。学校教育関係で232万3,000円の部分と、あと一つの事業が商工労働観光課で令和3年度に行いました事業者支援金というのをやっております。この歳出につきましては、もう予算執行して、事業も執行しましたけれども、その一部に充当するという、金額で申し上げますと127万9,000円を交付金で一部充当するという、合計しまして360万2,000円ということになります。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君） ということは、ここで歳入として360万2,000円は出しているけ

れども、歳出の部分で計上しているのは学校教育関係だけであって、残りの部分については今回はここにはのっていないというふうにして解釈していいということですね。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 23ページ、資料でいくと学童のところですよ。資料ナンバー5です。今回の補正がそれこそ年度内ということだと思えるので、2月、3月というふうな計上になっているわけですが、事業内容の部分で確認というか、はっきりさせていただければということなのでは、事業内容の部分に令和4年2月から9月までの間というような限定の書き方をされているわけですが、この部分については国から100%が出るということだとは思えるわけですが、10月以降もきちんとした待遇改善の部分が続くということになっているのかどうかということについて確認させてください。

○子育て支援課長（野崎博之君） お答えいたします。

事業内容の中には令和4年の9月までとございます。ちなみに、財源の部分でございますけれども、令和4年2月から9月までは今回の保育士等処遇改善臨時特例交付金ということで国からの補助ということでございますが、10月以降につきましては子ども・子育て支援交付金により引き続き同様の措置を行うことということで国から示されておりますので、ご報告させていただきます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 前に戻ってごめんなさい。資料の4なのですが、支出でいくと総務費の住民記録システム改修業務委託の部分なのでは、これを見ると目的の部分でそれこそオンラインで同時に行えると、言わばワンストップ化するのだということなことで言っているわけですが、転出届と転入予約だけであって、実際には2回どちらみち行かなければならないことになるわけですよ。転入届はやっぱり来庁してというふうになっているわけなのでは、この転入届というのはオンラインではできないものなのですか。その部分聞かせてください。

○住民生活課長（金丸義樹君） お答えいたします。

そのとおり転入手続につきましてはオンラインではできません。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） そしたら、全然ワンストップではないですよ。表記に偽りありだと思うのけれども、違うの。

○議長（野村 洋君） ほかにあるのですか。

○11番（檀上美緒子君） 以上です。

○9番（河野文彦君） 17ページの企画費の太陽光システムの補助金で減額となっておりますけれども、すみません、私事前にこの補助金の申込みの要綱を見ておけばよかったので

すけれども、今の時点でこれをもう減額してしまうということは、申込みの期限がもう終わって、これ以降はできないということで当初の予算を減額したのかどうか、その辺をお願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

補助金に関しましては、太陽光パネルを設置完了できる期限として2月いっぱいを設けておりまして、それまで設置できなければもう申込みできないということをやっておりますので、確定しております。

以上でございます。

○9番（河野文彦君） 別件で、31ページ、土木費の河川海岸費の鳥崎川の管理業務委託料と、たまたま次のページの公園費のハマナスグリーンパークもそうなのですが、管理業務委託料ってたしかこれ年間幾らで事前に何か月分とかという予算の取り方だったかと思うのですが、それが減になった理由、だから当初の期間より開設を短くしたのかとか、そういう理由があるのであれば教えてもらえますか。

○建設課長（富原尚史君） お答えします。

入札による減です。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 資料の8なのですが、学校に対して今回支援事業ということでCO₂モニターが購入されることになっているのですが、これの小学校、中学校それぞれ台数は書いているのですが、各教室のほかにもどこに置くのかというのが1つと、それと換気の問題でこのCO₂モニターがつくということで、学校等の支援ということだから学校がメインとして出されるというのは分かるのですが、このほかにもいわゆる換気というか、とりわけ高齢者施設なんかというのは特に重症化の心配も含めてあるわけで、例えば森でいけばさくらの園だとか病院だとかという部分にこのCO₂モニターを設置するとかという考えがないのかどうかということで2点お願いします。

○学校教育課長補佐（河野 淳君） お答えいたします。

CO₂モニターの設置場所についてなのですが、普通教室のほか特別教室ですとか職員室、あと会議室とかで必要に応じて学校から要望を受けて計上しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、一応それでいいですか、答弁。

○11番（檀上美緒子君） 直接補正とは関係ないのだけれども、やっぱりCO₂モニターを学校に設置することからして、今言ったほかの施設でも考えとしてないのかどうかというあたりだけでも聞かせてもらえれば。

○議長（野村 洋君） ちょっと予算超えているけれども。

○11番（檀上美緒子君） 分かりました。新年度予算で聞きます。

○議長（野村 洋君） それでは、ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第8、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第9、議案第5号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(坂田明仁君) 議案第5号について説明させていただきます。

本案は、令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,770万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ25億1,244万6,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承願います。

4ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の現年課税分の減額補正は、調定額の減によるもので、滞納繰越分の増額補正は収納額が増加していることによるものです。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1災害臨時特例補助金の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度現年度分の保険税減免額の60%を計上しております。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等普通交付金につきましては、保険給付に要した費用の精査により減額しようとするものです。節2保険給付費等特別交付金の増額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度現年度分の保険税減免額の40%を計上しております。

款5繰入金、項1一般会計繰入金の862万9,000円の減額補正につきましては、法定内繰入金の精査によるものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費の補正につきましては、人件費の精査によるものです。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費及び項 4 出産育児諸費の減額補正につきましては、保険給付費の精査によるものです。

8 ページ、款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分から項 3 介護納付金分の減額補正につきましては、納付金が確定したことによるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第 5 号に対する質疑を行います。

○11 番（檀上美緒子君） 5 ページなのですけれども、今説明があったのですけれども、項 1 目 1 節 1 の現年度分の医療給付費の部分なのですけれども、1,453 万 6,000 円とすごく減額になっているのですけれども、この減額理由というのは分かりますか。

○保健福祉課長（坂田明仁君） お答えいたします。

この減額補正については、令和 2 年の所得の減だとか、あと被保険者数、世帯数の減によるものです。

以上です。

○2 番（山田 誠君） 4 ページ、今の国民健康保険税、1 の保険税の中で、今収入のほうはやったのですが、滞繰分結構増えているわけですね。それで、今課長のほうから収入額の増加というけれども、どういうことで増加しているのか、その辺分かったら詳しくお願いいたします。

○税務課長（柏渕 茂君） お答えいたします。

ただいまのその中身の部分の資料が手元にはないものですから、別途調査した上で回答させていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（野村 洋君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） なければ、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第 9、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 6 号

○議長（野村 洋君） 日程第 10、議案第 6 号 令和 3 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第6号について説明させていただきます。

本案は、令和3年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億4,758万2,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料につきましては、調定額等を精査し、補正しようとするものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合へ納付する事務費負担金が確定したことにより補正するものです。

目2保険基盤安定繰入金の減額につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付する保険基盤安定負担金が確定したことにより補正するものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への納付金を増額補正するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

おおむね1時間たちましたので、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第11 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第7号 令和3年度森町介護保険事業特別会計補

正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） 議案第7号について説明させていただきます。

本案は、令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第4回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,780万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ21億1,262万4,000円にしようとするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1特別徴収保険料192万3,000円の減額及び節2普通徴収保険料170万5,000円の増額につきましては、第1号被保険者における介護保険料の精査により補正するものです。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金638万1,000円の減額並びに項2国庫補助金、目1調整交付金、節1調整交付金272万1,000円の減額につきましては、歳出で説明いたします保険給付費の減額に伴い、各負担割合に応じ補正するものです。節2特別調整交付金11万7,000円の増額及び目7介護保険災害等臨時特例補助金17万5,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度分補助金確定により増額しようとするものです。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金992万円の減額から6ページ、款6道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金556万2,000円の減額につきましては、歳出で説明いたします保険給付費の減額に伴い負担割合に応じて補正するものです。

款7財産収入、項1財産運用収入1万6,000円の増額につきましては、介護給付費準備基金の運用利子について補正するものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金444万4,000円の減額及び目2地域支援事業繰入金746万2,000円の減額につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、各負担割合に応じて補正しようとするものです。

目5その他繰入金140万2,000円の減額につきましては、人件費の増額及び介護認定審査会費の減額に伴い、それぞれ減額しようとするものです。

8ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費9万8,000円の増額につきましては、職員手当の増額に伴い補正しようとするものです。

項3介護認定審査会費、目2認定調査等費150万円の減額につきましては、事業の精査により減額補正しようとするものです。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費369万円の減額から14ページ、款4地域支援事業費、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費10万円の減額までは、各事業区分ごとの精査の結果、給付費等の増減を補正しようとするものです。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金780万9,000円の増額

につきましては、保険料余剰分を積立てしようとするものです。

以上、議案第7号 令和3年度森町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第8号 令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出を62万2,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ2億5,370万1,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金69万1,000円を減額。

款5諸収入、項1雑入、目1雑入、節1雑入を6万9,000円増額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節2給料、節3職員手当は人事異動による精査、節8旅費は新型コロナウイルスの影響で出張が中止になったことによる減額、節10需用費は印刷製本費が不用になったための減額、節12委託料はワックス塗布業務が終了したことによる不用額の減額、宿直業務委託料は夜警員の年休取得による宿直業務委託料の増額でございます。

款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節2給料及び節3職員手当は、職員の人事異動及び会計年度任用職員の退職、採用に伴い精査したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第9号 令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和3年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第3回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に450万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ8,283万7,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の款2使用料及び手数料、項1使用料、目2リサイクル施設使用料につきましては、今年度当初予算では1,700トンのウロの受入れ量を見込んでございましたが、水産加工会社から排出される量が増加してございまして、受入れ数量を2,300トンに上方修正する必要が生じたことから1,200万円を増額するものでございます。

続きまして、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、財源調整のために取り崩して充当しようとした額を執行精査に伴いまして749万3,000円を減額しようとするものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開きください。歳出の款1項1目1総務事業費、節10需用費の燃料費及び光熱水費の増額につきましては、昨年来からの原油価格の高騰に伴うものが主な理由でございます。また、節12の委託料につきましては、歳入の補正予算と連動してございまして、受け入れるウロの数量が増加したことに伴い、乾燥処理を行う数量も増えることから、かかる費用を増額するものでございます。最後に、節24積立金でございますが、基金運用で生じました利息分の1,216円を積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第10号 令和3年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（安藤 仁君） 議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目となるものでございます。

第2条、令和3年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益9億5,929万8,000円に8,743万5,000円を追加し、10億4,673万3,000円とし、支出、第1款病院事業費用12億5,378万3,000円から8,713万4,000円を減額し、11億6,664万9,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款資本的収入1億4,465万6,000円から762万2,000円を減額し、1億3,703万4,000円とし、支出、第1款資本的支出1億8,792万6,000円から762万2,000円を減額し、1億8,030万4,000円とするものでございます。

1ページ下段から2ページ上段にかけての予算第4条に定めた企業債ですが、入札減などにより精査したものでございます。

第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を記載のとおり2科目について増額補正するものでございます。

以下、4ページの以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金3,332万5,000円の増額は、不採算地区病院運営補助金としての繰入れが主なものでございます。

目3補助金の5,383万4,000円の増額は、感染症病床確保に係る補助金が主なものでござ

います。

目 5 長期前受金戻入27万6,000円の増額は、国庫補助金充当分に係るものでございます。

支出、款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費8,992万9,000円の減額は、職員給、各種手当等人件費の精査によるものでございます。

また、目 4 減価償却費79万5,000円の増額は、建物及び機械備品の減価償却に係るものでございます。

5 ページをお開き願います。項 2 医業外費用、目 3 消費税の200万円は、課税売上げ増加に伴い消費税を増額するものでございます。

次の資本的収入及び支出の補正ですが、収入、支出ともに医療機器等購入に係る入札減によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 4 ページなのですが、補助金の部分で感染症病床確保促進事業補助金ということで5,230万7,000円入っているのですけれども、森の国保って感染症の病床というか、入院を受け入れる病院ではなかったですね。そのところ説明してもらって構わないですか。私は八雲と函館だと思っていたのですけれども、森も感染症の入院を受け入れるということになっていたということなののでしょうか。

○病院事務長（安藤 仁君） お答えいたします。

実際コロナの陽性患者は、判明した段階では受け入れてございませんが、疑いのある患者さんに関しましては一時入院ということも行っております。それに対する補助金でございます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） ということは、疑わしい方も含めてこの感染症病床確保の該当になるということなのですね、補助の部分。

○病院事務長（安藤 仁君） お答えします。

そのとおりでございます。

以上です。

○9番（河野文彦君） 5 ページの消費税の部分なのですが、今回課税売上げが増になったということで200万円ぴったりの補正となっておりますけれども、この課税売上げが幾らに対しての200万ぴったりの消費税なのか教えていただけますか。

○病院事務長（安藤 仁君） お答えいたします。

当初予算で250万計上してございます。この増える部分ですけれども、その他医業費用で増えた部分の要因としましては、公衆衛生の収益でコロナワクチンの接種費用の増額によりまして増えた分でございます。1月末の現在の予想でございます。今のところ5,700万ほどが対象と見込んでおります。

以上です。

○9番（河野文彦君） 5,700万の売上げに対して200万の消費税、つまり5,700万が込みなのか、抜きなのか教えてもらえますか。

○病院事務長（安藤 仁君） 5,700万に対して当初予算合わせまして450万の消費税を見込んでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第11号 令和3年度森町水道事業会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町水道事業会計予算の第2回目の補正予算となるものです。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、第1款水道事業収益を既決予定額の3億794万8,000円から245万円減額し、収入総額を3億549万8,000円にしようとするものでございます。

次に、支出につきまして、第1款水道事業費用を既決予定額の3億1,769万8,000円を283万8,000円減額し、支出総額を3億1,486万円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の過年度分損益勘定留保資金5,947万2,000円を2,579万5,000円に、当年度分損益勘定留保資金5,684万9,000円を5,647万4,000円に改め、第1款水道事業資本的収入を既決予定額の1億700万円から1,700万円減額し、収入総額を9,000万円にしようとするものでございます。

次に、支出につきまして、第1款水道事業資本的支出を既決予定額の2億2,331万8,000円から5,104万9,000円減額し、支出総額を1億7,226万9,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条の企業債につきましては、予算第6条中の企業債の借入限度額1億500万円

を9,000万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入につきまして、款1水道事業収益、項2営業外収益、目2の消費税及び地方消費税還付金189万1,000円の減額は、事業の執行に関する精査によるものです。

目3長期前受金戻入55万9,000円の減額は、減価償却に伴い精査したものです。

5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出につきまして、款1水道事業費用、項1営業費用、目5総係費92万円の減額は、事業執行により事務経費の精査によるものです。

目7資産減耗費131万1,000円の減額は、更新工事における既存施設の資産除却費を精査したものです。

款1水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費59万9,000円の減額は、一時借入金利息の精査となっております。

6ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債1,500万円の減額は、事業の執行精査により減額しようとするものです。

同じく項2負担金、目1負担金200万円の減額は、北海道が施行する歩道拡幅工事が令和4年度に施工することになったため、霞台森停車場線配水管移設更新工事の移設補償の負担金を減額するものです。

次に、支出についてです。款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費5,104万9,000円の減額は、工事請負費の森町水道事業中央監視装置更新工事の執行精査と霞台森停車場線配水管移設更新工事の中止による減額並びに委託料の精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 1ページ目の中段の資本的収入及び支出のところなのですが、第3条、過年度分の損益勘定留保資金というのを改めるところが5,947万2,000円から2,579万5,000円とすごい引き下がりなのなのですが、その理由というか、どういう原因によるものなのか説明していただければと思います。

○上下水道課長（水元良文君） 当初予算では、資本的収入支出について支出に対して収入が足りないものについては、その令和3年度の留保資金5,684万9,000円と今まで過年度分の留保資金5,947万2,000円だったので、先ほどの説明のとおり、霞台の工事とか中央監視装置の入札減等によって支出が少なくなったものなので、過年度分の留保資金が支出が減ったということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） ということは、霞台の工事費が下がった分がこの留保資金の減額につながっているということですか。

○上下水道課長（水元良文君） 震台の工事だけではないですけども、資本的支出の部分で事業執行精査したことによって過年度分の留保資金の支出が減ったということでございます。特にこれは現金を伴わない支出なものですから、会計上そうなるということでご理解願いたいと思います。

○議長（野村 洋君） それでは、ほかにごございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第12号 令和3年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、令和3年度森町公共下水道事業会計予算の第1回目の補正予算となるものです。

第2条の収益的収入及び支出の収入につきまして、第1款下水道事業収益を既決予定額の4億6,770万8,000円から600万1,000円減額し、収入総額を4億6,170万7,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億6,770万8,000円から4,326万2,000円増額し、支出総額を5億1,097万円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の当年度分損益勘定留保資金1億2,905万5,000円を1億2,953万8,000円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の1億9,037万4,000円から2,575万4,000円減額し、収入総額を1億6,462万円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億1,942万9,000円から2,527万1,000円減額し、支出総額を2億9,415万8,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債につきましては、予算第6条中の企業債の借入限度額3,610万円を1,600万円に改めるものです。

第5条の他会計からの補助金につきましては、予算第9条に定めた補助金額を記載のと

おり企業債利息支払金を5,740万2,000円に、経営健全化補助金を1億6,315万6,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金310万7,000円の減額は、事業の執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

目2消費税及び地方消費税還付金232万3,000円の減額は、消費税及び地方消費税還付金の収入を精査したことによるものです。

目3長期前受金戻入57万1,000円の減額は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として収益化したことにより精査したものです。

6ページをお開き願います。支出につきまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費24万円の減額は、賞与引当金及び事業の執行精査によるものです。

目2処理場費230万円の減額は、事業の執行精査によるものです。

6ページから7ページにかけて、目4総係費273万6,000円の減額は、給与費、賞与引当金、報償費、旅費の精査によるものです。

目5減価償却費8万8,000円の減額は、建設事業の資産評価により減価償却額が確定したことによるものです。

次に、款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費63万7,000円の減額は、利息の確定や一時借入期間の短縮等による精査となっております。

款1下水道事業費用、項3特別損失、目3特別損失4,926万3,000円は、平成13年度から平成28年度までの受益者負担金未納額を消滅時効により不納欠損処理するため貸倒れ損失として計上するものです。

8ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債2,010万円の減額は、下水道管渠工事等実施のために借り入れる起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

次に、項2国庫補助金、目1国庫補助金113万7,000円の減額は、事業執行精査により国庫補助金が減額となったものです。

項3出資金、目1他会計出資金701万8,000円の減額は、資本的収支不足額を精査し、一般会計からの出資金を減額しようとするものです。

項4受益者負担金、目1受益者負担金250万1,000円の増額は、供用開始区域における受益者から納付を受ける負担金の納付額が精査により増額となったものです。

9ページをお開き願います。支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費2,310万8,000円の減額は、事業の執行精査によるもので、主に節の工事請負費2,100万円の減額によるものです。

目2固定資産購入費216万3,000円の減額は、災害等非常時にマンホールポンプを稼働させる発電機購入により事業執行精査により減額となったものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君）　これから議案第12号に対する質疑を行います。

○9番（河野文彦君）　特別損失の貸倒れ損失なのですけれども、以前新たに精査すると下水道の負担金が増える可能性があるというようなお話があったのですけれども、その後どういう数字になったというのを聞いていなかったものですから、これでまず数字が確定ということでよろしいのでしょうか。

○上下水道課長（水元良文君）　すみません。ちょっと暫時休憩……。

○議長（野村 洋君）　暫時休憩いたします。

休憩　午前11時47分

再開　午前11時48分

○議長（野村 洋君）　休憩前に続き会議を再開いたします。

○上下水道課長（水元良文君）　お答えします。

11月18日にまず第1回目の全員協議会で説明しましたが、不納欠損予定額で4,928万500円という説明しております。それで、2月17日の2回目の全員協議会のときにこの予算で計上している4,926万3,000円を説明しております。それから、予算作成段階ではそうだったのですけれども、2月末時点の状態で実際払ってもらうとか、納付誓約とかもらって不納欠損なくていい額が発生しまして、今現在でいいますと不納欠損額は4,921万5,400円と若干予算計上しているやつからは減ることになると想定しております。あと、件数としては、全員協議会で説明していたとおり956件、人数にして313名でございます。

以上です。

○9番（河野文彦君）　すみません。そのときたしか僕全協遅刻してきて、もしかしてその前にお話しされていたら申し訳ないのですけれども、以前に既に納付書を発行して、未収になっている部分と賦課漏れがあるかもしれないというようなお話があったと思うのですけれども、その賦課漏れの確認は全て終了してこの金額の確定ということでよろしいのでしょうか。

○上下水道課長（水元良文君）　お見込みのとおりでございます。

以上です。

○9番（河野文彦君）　それで、これ担当課長ではなくて町長にお伺いしたほうがいいのかと思うのですけれども、今ここで特損上げたというこのタイミング、一般的に言えば決算でよろしいかというような気もするのですけれども、確定したのであればこの補正の段階でもいいのかと思うのですけれども、ただこれから住民説明会を行うわけです。住民に説明してから、そこでこういう町民に損害を与えたので、まず謝罪してから損失計上するのが筋ではないのかと思うのです。結局やってしまいました、やってしまったというのはもう処理してしまいましたという報告になってしまいます、町民に対して。こういう経緯でこういう金額が発生してしまっって、処理させてくださいと町民におわびするのが

筋ではないですか。なぜこのタイミングなのか、なぜ説明会の前にこれをやってしまったのか、そこをお聞かせください。

○副町長（長瀬賢一君） 私のほうからお答えいたします。

まず、このタイミングについてでございますけれども、まず速やかに不納欠損処理をしたいということでございます。そして、令和3年度の決算に反映させるためには、どうしてもこの令和3年度の予算にそれを計上しなければなりませんので、令和3年度でまずこの不適切な事務処理というものを是正したいという考えの下に今回このタイミングで予算を計上させていただいております。

それから、住民説明会、これから3月末に予定しておりますけれども、そこにおきましてはしっかりと全員協議会でご説明したとおりの内容について説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。

○14番（松田兼宗君） 反対で討論したいと思います。

ただいまの説明、質疑がそんなになかったのですが、これまで全協で説明をしてきているのです。してきているだけで、最終的な報告というのは私聞いていません。議会にも報告しているとは私認識していないのですが、その中でこういう欠損処理をするというのは、今河野議員から発言あったように信じられない話なのです。町民説明会もしていない中で、あくまでもこれは町側は法律的な部分でのとった形で処理したいのだというふうにししか私思えないのですが、それで町民が納得するとは思えません。その上でこの補正予算を認めるというわけには私はいかないと思っています。よって、今回の補正予算に関しては反対すべきものだと思います。今回の補正に反対ということで討論としたいと思います。

○議長（野村 洋君） ただいま反対討論がございましたけれども、賛成討論をされる方おりますでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、討論ほかにございませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 以上、終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に原案のとおり賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり決定することにいたしました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） 本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。
次回は、3月3日午前10時開会といたします。
ご苦労さまでした。

延会 午前11時56分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年3月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和4年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

令和4年3月3日（木）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時26分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町政執行方針・教育執行方針
- 4 議案第13号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
議案第18号 令和4年度森町一般会計予算
議案第19号 令和4年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第20号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 令和4年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第23号 令和4年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第24号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第25号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第26号 令和4年度森町水道事業会計予算
議案第27号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 「敵基地攻撃能力」の保有の検討を行わないことを求める意見書
- 6 意見書案第2号 核兵器禁止条約第1回締約国会議に政府代表の派遣を求める意見書
- 7 意見書案第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長 16番 野村 洋 君 副議長 1番 菊地 康博 君

2 番 山 田 誠 君
 4 番 高 橋 邦 雄 君
 6 番 加 藤 進 君
 9 番 河 野 文 彦 君
 1 1 番 檀 上 美緒子 君
 1 3 番 久 保 友 子 君
 1 5 番 斉 藤 優 香 君

3 番 佐々木 修 君
 5 番 伊 藤 昇 君
 8 番 東 隆 一 君
 1 0 番 宮 本 秀 逸 君
 1 2 番 木 村 俊 広 君
 1 4 番 松 田 兼 宗 君

○欠席議員（1名）

7 番 堀 合 哲 哉 君

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	坂 田 明 仁 君
保健福祉課参事	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住民生活課長	金 丸 義 樹 君
子育て支援課長	野 崎 博 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 併 農業委員会事務局長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 泰 之 君

建設課長	富原尚史君
砂原支所長	落合浩昭君
地域振興課長	干葉正一君
町民福祉課長	住吉隆子君
教育長	増川正志君
学校教育課長補佐	河野淳君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤智裕君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村忠公君
給食センター長	藤嶋希君
さくらの園・園長	敦賀靖之君
病院事務長	安藤仁君
上下水道課長	水元良文君
消防長	東谷直樹君
消防署長	松田光治君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田桐克幸君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	奥山太崇君
庶務係	喜田和子君
総務係	高橋一也君
財政係	西川慎吾君
情報管理係	水口祐太君

○会議に付した事件

- 1 町政執行方針・教育執行方針
- 2 議案第13号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を
改正する条例制定について
議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）

- 議案第18号 令和4年度森町一般会計予算
- 議案第19号 令和4年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和4年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第23号 令和4年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第24号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第25号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第26号 令和4年度森町水道事業会計予算
- 議案第27号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達しましたので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席2番、山田誠君、議席3番、佐々木修君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町政執行方針・教育執行方針

○議長（野村 洋君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） 令和4年度町政執行方針

I はじめに

令和4年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べます。

昨年度は、新型コロナウイルスへの対応に終始した1年でありましたが、町民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に、感染症対策はもとより、経済対策、生活支援対策を切れ目なくスピード感を持って取り組んでまいりました。

ワクチン接種が進み、新型コロナウイルス治療薬の開発も進んでおりますが、今後も予断を許さない状況が続くと予測されることから、本年度もコロナ対応については、各分野においてしっかりと対策を講じていかなければならず、気を抜けない1年になるであろうと考えております。

昨今、急速な少子高齢化や働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変容する状況にあつて、「カーボンニュートラル」や「デジタルトランスフォーメーション」等の時代変革の波が、地方行政に大きな決断を迫っております。

地方自治体を取り巻く様々な行政課題の解決に向け、行政としての責任と役割を果たす

中で、将来に向けて発展を続ける持続可能な行財政運営に取り組まなければなりません。

変革の波に乗り遅れることのないよう、挑戦者が集い、熱い想いをぶつけ合えるような「活気あふれるまちづくり」を進めてまいります。

本年度も「第2次森町総合開発振興計画」を基本とし、各分野の個別計画に基づいて町政を執行してまいります。

重点施策や継続事業の詳細につきましては、予算案の審議を通してご説明いたしますが、町民の皆様並びに町議会議員の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

Ⅱ 主要施策の推進

【保健・医療】

<保健>

町民の皆様が、いつまでも元気に暮らせるよう、本年度も各種の保健事業を推進してまいります。

健康を守るために最も重要な総合健診では、疾病の早期発見や重症化防止を図るとともに、自己負担額を無料とした子宮がん・乳がん検診の受診勧奨を継続してまいります。

また、森町健康づくりアクションプランの計画満了に伴い策定した森町健康増進計画によって、森町の健康課題に見合った取り組みを引き続き進めてまいります。

妊娠から子育てまでに必要な支援については、子育て世代包括支援センターを中心に対応してまいります。

さらに、妊娠・出産に伴う費用負担の軽減を図るため、不育症治療費、妊産婦健診交通費、産後ケア費、新生児聴覚検査費への助成を継続して行います。

新型コロナウイルス感染症に対しましては、町全体での感染防止対策を継続させるとともに、3回目となるワクチンの追加接種を円滑に実施してまいります。

<子ども医療>

子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、「子ども医療費助成制度」を継続し、少子化対策や子育て世代への負担軽減に努めてまいります。

<国保病院>

地域包括ケア病床は、回復期患者の在宅復帰や収益に貢献していることから、引き続き適正な運用に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大により中断していました訪問看護については、社会・地域の情勢を見極めながら、再開に向けて検討してまいります。

近年の認知症患者等の増加に対応するため、関係機関と連携し、認知症患者及び家族等との情報交換等を行ってまいります。

令和6年度から適用される、医師の勤務環境を改善する「医師の働き方改革」に取り組んでまいります。

また、継続的に安定した医療を提供するためには、職員の資質の向上や医療体制を構築することが重要であることから、医師を含めた医療スタッフについて計画的な確保に努め

てまいります。

新型コロナウイルス感染者数が増減を繰り返す予断を許さない状況ではありますが、引き続き地域の中核的医療機関としてその使命を果たしてまいります。

【地域・高齢者福祉】

当町における高齢者人口は若干減少傾向にありますが、総人口の減少に伴い、高齢者率は伸び続け、39%を超えております。

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して健やかに暮らし続けられる地域社会を目指し、引き続き各種高齢者サービスや軽度生活援助など、関係機関や民間事業者等と連携して取り組むとともに、町内介護事業所の介護人材の確保・定着を図るため介護職員人材確保対策事業を継続いたします。

地域における福祉活動につきましては、町内会・社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、住民ボランティア等の協力を仰ぎながら、生きがい対策、生活支援、介護予防など総合的に対処してまいります。

また、森町シルバー人材センターは、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがい充実、健康の保持増進、地域社会の活性化に貢献していることから、安定的に事業運営できるよう支援してまいります。

＜さくらの園＞

全国的に高齢化率が上昇しているなか、介護施設に対するニーズは多様化してきており、より質の高い介護サービスの提供が求められております。

各種研修の機会を増やし介護技術の向上に努め、入所者個人に合わせた食事を提供するなど、常に入所者に寄り添う介護を展開することにより、生活の質を高め、入所者が安心して暮らせる施設運営に努めてまいります。

施設の維持管理につきましては、引き続き必要な修繕や改修を行い、入所者の転倒リスクを回避し安全を確保するために、低床ベッドへの入れ替えを順次進めるほか、本年度は特殊浴槽を更新し、入所者の身体状況に合わせたより快適な入浴を提供してまいります。

入所者の家族に対しては、現在もコロナ禍にあり面会制限を実施していますが、状況に応じた段階的な解除や家族との交流を少しでも多くしていくための取り組みを行ってまいります。

新型コロナウイルス対策につきましては、施設内での感染防止対策を引き続き徹底してまいります。

【子育て支援】

入学、卒業される児童・生徒を祝福し、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることを目的とした、「森町入学・卒業祝金支給事業」や、「幼稚園・保育所及び認可外保育施設等の保育料無償化事業」と併せて、「森町ことぶき出産奨励事業」を継続し、子育て世帯への支援と少子化対策に取り組んでまいります。

令和3年10月に策定しました「森町保育所整備計画」をもとに、令和7年度中の施設開

所に向けて、保護者の皆様からの意見・要望などを収集しながら、基本構想・設計業務に着手してまいります。

また、新たな保育所においての乳児保育開始に向け、職員の乳児保育に対する知識や能力の更なる向上を図りながら、利用者の皆様が引き続き安心・安全に利用できる職員体制づくりにも併せて取り組んでまいります。

小学生を養育する共働き世帯等への子育て支援事業である、「放課後児童健全育成事業」につきましては、自動の健全な育成を支援しながら、基本的な生活習慣の確立等を図り、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。

【障がい者福祉】

障がい者施設につきましては、相談支援専門員による障がい者本人の意向を尊重したサービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングにより、総合的な相談・支援の充実に取り組んでまいります。

障がい者の雇用対策につきましては、障がい者雇用促進事業の利用事業所が徐々に増加しておりますが、更なる周知を行い、障がい者雇用の促進を図ってまいります。

【社会保険】

＜国民健康保険事業＞

国民健康保険の都道府県化により、北海道が国保の財政運営の責任主体となってから4年が経過し、この間、町では住民の方の窓口として、資格の管理や保険税の賦課・収納等の業務を行い、北海道国民健康保険運営方針に基づき、保険税の平準化に向け保険税率の見直しを行ってまいりました。

本年度から子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児の均等割保険税が5割軽減されますが、今後も北海道や町村会等と連携を図り、軽減の対象年齢の引き上げや財政支援の拡充について、様々な機会を通じて国に訴えながら、国保事業が円滑に運営できるよう努めてまいります。

特定健康診査につきましては、健診料金の無料化と健診項目の充実や受診勧奨通知を工夫し、受診率は、コロナ禍でも少しずつ向上しておりますが、まだ低い状況にあります。このことから、より一層の受診勧奨の強化を図りながら、町内医療機関に協力を仰ぎ、個別健診を増やすとともに、定期通院者に対し、かかりつけ医によるみなし健診を継続実施してまいります。

また、生活習慣病重症化予防事業や適正服薬を促す介入事業に取り組み、医療費適正化を図ってまいります。

＜介護保険事業＞

第8期介護保険事業計画の2年次目を迎え、要介護認定者の増加や要介護度の重度化が予想されております。

次期計画が充実した内容となるよう策定に向けたアンケート調査を実施致します。

制度の安定的な運営を図るため、ケアプラン点検を通じた介護給付費の適正化に向けた

取組みを行ってまいります。

町民の皆様からの相談内容も多岐にわたり増加しておりますが、地域包括支援センター並びに介護関連事業所や病院等と連携・協力を密にして、利用者の支援等、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

また、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けた「認知症初期集中支援チーム」の運営や、生活支援体制の整備に向けた「生活支援サポーターの養成」、並びに「認知症カフェの実施」等、地域支援事業の実施体制の充実に取り組んでまいります。

＜後期高齢者医療制度＞

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象として北海道後期高齢者医療広域連合が保険事業を運営し、市町村が窓口対応や保険料の徴収等を行っております。

本年10月には後期高齢者医療の窓口負担の見直しがあることから、より一層、広域連合や関係機関と連携を図り、制度の周知や円滑な事業運営に努めるとともに、健康寿命の延伸のため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進してまいります。

【農林業】

＜農業＞

コロナ禍による外食需要の減退が続き、経済及び社会活動が停滞するなか、農業者の皆様には、感染予防に努めながら生産活動を継続していただいておりますが、米など基幹作物を中心に価格面において落ち込みが見られ、JA新はこだて森支店における農畜産物販売額は昨年を下回りました。

本年度も、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が懸念されますが、引き続き関係機関と連携を図り、農業者の支援に努めてまいります。

国の経営所得安定対策をはじめ「環境保全型直接支払交付金」及び「鳥獣被害防止総合対策交付金」の活用はもとより、持続可能な食料システムの実現に向けて「みどりの食料システム戦略」の推進に努めてまいります。

また、ヒグマ・エゾシカによる農業被害の軽減に向けては、「野生鳥獣侵入防止柵設置事業補助金制度」を継続してまいります。

さらに、担い手への農地集積を進めるとともに、水路等の保全・管理を行うための「多面的機能支払交付金」及び「農業水路等長寿命化・防災減災事業」により農業者の負担軽減に努めるほか、耕作条件の改善に向けて「農地耕作条件改善事業」により農道等の整備を継続してまいります。

新たな取り組みとして、就農に向けて荒廃農地の再生に取り組む新規就農者等に対する支援をはじめ、農業所得等向上に向けた六次産業化を積極的に推進するため、町内農産物等を活用した地域特産品の開発等に対する支援をスタートさせます。さらには、大学との産業振興に関する連携を図ることにより、稼ぐ環境の充実はもとより、新たな挑戦者が集える町の機能充実に向けて積極的に取り組んでまいります。

＜林業＞

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源かん養の役割を担うだけでなく、木質バイオマスエネルギーや豊かな漁場形成など、多面的な機能を生み出す重要な資源であり、特に、二酸化炭素を吸収・固定し、低炭素社会実現の主役として大きな期待が寄せられていることから、健全な森林の育成に向けて、関係機関と連携し、民有林・町有林の造林をはじめ、下刈・除間伐工事を推進してまいります。

有害鳥獣被害防止については、「森町鳥獣被害対策実施隊」が中心となり対策を講じてきており、今年度はヒグマ捕獲時の補助金を上げするなど、猟友会をはじめ関係機関と連携し取り組んでまいります。

また、次代を担う若手ハンターの育成に向けて、「狩猟免許等取得助成金制度」を継続し、狩猟免許をはじめ、銃所持許可、並びに銃装備関連経費に対して助成してまいります。

人口減少や高齢化による林業・木材産業の担い手不足や諸活動が停滞するなか、生産能力と従業員数が減少傾向にあります。今後は、伐期を迎えている林分も多くなっていることから、計画的な伐採と活用の両輪で進めることが重要な課題となっています。このため、昨年度行われた外部有識者等の検証結果を踏まえ、町民参加型のまちづくりワークショップの開催や、町産木材の有効活用と新技術の融合、品質を最大限活かした新たな建築工法・技法の開発に着手してまいります。

また、「炭ずみまで地域材を使おう！ もりたくさんプロジェクト」補助金についても、継続してまいります。

さらには地域ブランド化に向けて、道南スギの新たな可能性を探るため、木材加工技術を習得している地域おこし協力隊を採用し、新たな用途開発と高次加工によるブランド化に取り組んでまいります。

<森林環境事業>

「森林環境譲与税」の活用については、森林整備の促進に向けた森林所有者意向調査をはじめ、次世代に引き継がれる木育推進プロジェクトとして幼保向けの木育実践プログラムに取り組むほか、林業・木材産業の新たな担い手確保のため、地元の高校や大学と連携し、地域外の人材を積極的に誘致しながらインターンシップや地域実践実習を通して、就業支援を行なってまいります。

令和3年度に、みなみ北海道農業共済組合より譲与された旧駒ヶ岳大沼家畜診療所は、若者が新たなことにチャレンジできる活動の場として活用してまいります。また、地域おこし協力隊、大学生などの若年層が集う活動の場として、地域おこし協力隊には、デジタル機器を活用した町産木材のブランド化やものづくり教室などの開催、大学生にはインターンシップなど実践実習教育の拠点として、展開してまいります。

さらに、林業・木材産業の次代を担う人材の育成等については、令和2年4月に開校した「北海道立北の森づくり専門学院」の地域見学、インターンシップ等の支援をはじめ、森高校「子どもの発達と保育」の授業により行う木製おもちゃの製作や、ワークショップの開催、地元企業の魅力に触れるインターンシップへの協力など、学生達の社会への参画

や貢献を通じて地域への関心や愛着を醸成させ、就業に結び付けてまいります。若年層の魅力ある就業機会となる受け皿と担い手育成に取り組むことにより、町内外から新規林業・林産業の雇用促進と持続可能な産業体制を目指してまいります。

また、製炭業の持続的な経営の構築を図るため、町内に住所を有し製炭業を営む方に対して、新たに製炭窯を設置する費用の一部を助成する補助金制度を実施してまいります。

【水産業】

世界的なウィズコロナ時代を迎えている中、水産物については巣ごもり需要などの影響により魚価はやや回復傾向にあるものの、外食産業は感染状況に応じて仕入れ値・量共に上下動が激しく、全体的にはコロナ禍以前よりも安価で取引されている状況にあります。

また、2大大宗漁業の養殖ホタテについては、価格を牽引していた海外輸出が荷役労働力やコンテナの不足により先行きが不透明であり、もう一方のスケトウタラ漁も漁獲量の年変動が大きく、非常に先行きが不安定な漁家経営を強いられています。

このため、本年度も両漁協が浅海資源の増大対策事業としてそれぞれ行う「コンブ投石事業」、「稚ナマコ放流事業」及び「ホタテ稚貝放流事業（砂原漁協）」のほか、森漁協が継続して取り組む「未利用資源活用試験事業」についても支援してまいります。

全国的に漁業者の減少や高齢化が進んでおりますが、両漁協では次世代を担う青年部や女性部が魅力ある漁業の発信・研究に努めておりますので、今後も様々な形で応援してまいります。

本年度の完成を予定している砂原漁協の荷捌所の建て替えにつきましては、基幹産業の中核を担う重要な施設であることから、国の補助金に町が上乗せした形で支援してまいります。

昨年、道東を中心に広範囲で発生した赤潮は収束したものの、いつ・また・どこで発生するか皆目見当がつきません。万が一、噴火湾内で発生した場合には甚大な被害が想定されますので、試験研究機関等と連携しながら情報収集に努めてまいります。

森港湾並びに第3種砂原漁港につきましては、基幹産業の流通拠点と災害時における海上輸送の拠点としての両面を併せ持つことから、複合的な機能が求められています。森・砂原両漁協と将来像を共有しながら、国や道に対し制度拡充や財源確保について、積極的に要望してまいります。

第1種漁港は石倉から沼尻までの5港全てで老朽化が著しく、管理者である北海道の主導のもと、漁港機能の保全や強化に伴う各種工事が順次進められています。本年度も石倉漁港の防砂堤の延伸及び沼尻漁港等の浚渫を実施すると共に、蛸谷漁港の北護岸及び東護岸の嵩上げに伴う設計業務に着手する予定であります。

【商工業】

一昨年から猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な社会経済活動が制限されたことに伴い、町内経済は深刻な影響を受け、商工業者の皆様を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

町ではコロナ対策としてプレミアム商品券発行事業への支援や森町特別支援金の給付など様々な経済対策を行い、町内企業への支援を行っておりますが、今後も引き続きコロナの影響による経済情勢を注視し、必要な支援策を講じてまいります。

また、商店街の活性化策として森商店会が実施しているＩＣ型ポイントカードシステムと連動する形で、各種行政ポイントを進呈し、行政サービスはもとより、地域における消費活動を円滑に循環させるための支援を強化してまいります。

後継者不足による廃業の増加については、北海道事業承継・引継ぎセンターや町内各種支援機関と連携し、事業承継に対する支援を行ってまいります。引き続き経営支援機関である森商工会議所・森町さわら商工会を支援し、商工業の振興を図るとともに、新型コロナ感染症収束後の新たな生活様式への変遷を見据えた施策を展開してまいります。

地域特産品の開発・販路拡大に向け、国や道とも連携して支援に努め、商工業振興や森町の知名度向上へと繋げてまいります。

【雇用・就労】

新型コロナウイルスの感染拡大により国内の雇用情勢、就労環境は多大な影響を受けており、当町におきましても労働力不足による働き手の確保が困難な状況が続いております。

そのような状況を改善するため、関係機関との連携を深め、雇用における相談窓口の充実を図るとともに、季節労働者の通年雇用化の促進と失業者の就業機会確保に努めてまいります。

また、東京圏からのＵＩＪターンによる新規就業を促進する取り組みを推進してまいります。

【観光産業】

令和３年度は前年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、町内でのイベントやツアー旅行の中止などで観光入込客数は減少していましたが、令和３年度よりは回復しており、４月から９月までの上半期での比較では、前年比117%となっております。

外国人来町者に関しても、令和２年度は新型コロナの影響で渡航や国際線の制限により来町者数がほぼ無しの状態でしたが、令和３年度については、6,000人を超える入込客数となっております。

コロナ禍により、旅の形態も団体ツアーで観光地巡りをするものから、個人で行ってみたい観光地を探し少人数での旅行をするものと変わってきております。旅行会社もその流れを汲み込み、少人数での旅行商品の開発を進めていることから、新しい形態の旅行者を取り込むためにも、今まで以上に森町をＰＲする事が必要になります。そのため、鷲ノ木遺跡などの文化遺産や森町のロケーション情報の発信、さらに旅行会社向けの商談会にて周知を図るとともに、ドラマや映画などの撮影誘致により新たな観光地づくりを進めてまいります。

新型コロナ対策として、町内の観光地において感染防止対策の徹底や統一的な対応をすることはもちろん、持続可能な観光を提供するために、広域的なエリアで積極的に観光情

報を発信するとともに、継続して観光産業関係団体との連携を図り、引き続きアフターコロナを見据えた観光ビジョンの策定を進めてまいります。

森町最大のPRポイントである桜に関しても、令和3年度に森町で初めての種である「ハチスカザクラ」をオニウシ公園に植樹しており、他の後継木とともに育成管理を行っております。色々な種を揃えることにより森町独自の桜観光を推進できるよう管理を行ってまいります。

また、森町との交流人口を増加させるために、新たに文化団体やスポーツ団体、さらには映画等作成団体向けの宿泊補助を行い、観光目的ではないきっかけから、当町への来町を促します。

道の駅に関しましては、町内業者や関係団体と協議・連携し、生産者様の目線、販売者様の目線、お客様の目線に立ち、町民の皆様と来町のお客様にさらに喜ばれる施設となるよう、継続し協力体制の強化に努めてまいります。

【ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業】

ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業につきましては、令和3年度途中（12月末時点）の集計で、全国各地から約28億円の寄附金が寄せられました。ご寄附いただいた皆様には、感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

当町の恵まれた地域資源を最大限活用した取り組みとしてスタートしたこの事業が、地域経済の活性化、地域の発展に大きく貢献していると考えております。

本年度は、より多くの方に森町の魅力を知っていただくために、発信に力を入れ、町内事業者様と共に連携を図りながら創意工夫を重ね、更なるご寄附をいただけるよう、制度内容に沿って事業を推進してまいります。

【環境保全・衛生】

＜廃棄物処理関係＞

家電等の大型ごみの不法投棄につきましては、減少傾向にありますが、国道や町道への空き缶やペットボトルなどのポイ捨てや、台所などから出る生活ごみのポイ捨てが一向に後を絶ちません。不法投棄は、自然環境を損なうばかりではなく、地域住民の生活環境も害し、環境保全の妨げとなります。

今後も不法投棄は絶対許さないという強い意志をもち、未然防止の啓発として、監視カメラやのぼり・看板等を設置するとともに、森警察署と連携し、パトロールを強化してまいります。

「高齢者世帯等ふれあい収集事業」につきましては、利用者が増加し順調に推移しております。引き続き広報等での周知を図り、社会福祉協議会や介護支援施設を通じ、ケアマネジャーやホームヘルパーの協力も得ながら高齢者世帯等の在宅生活支援のため、さらなる事業の充実を図ってまいります。

また、高齢者世帯等に対する有料での「粗大ごみ戸別収集事業」につきましても、広報等を活用しながら広く周知してまいります。

「ごみステーション等譲与事業」につきましては、町内会からの要望を受け、老朽化が著しいごみステーションを順次更新しておりますが、衛生環境の充実を図るため本年度も継続して実施してまいります。

し尿処理施設につきましては、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、令和2年度から汚泥再生処理センター建設工事を進めております。本年度は3ヶ年事業計画の最終年度となり、新施設が完成する予定です。令和5年度供用開始を目指し事業を進めてまいります。

<斎場・墓地>

墓地及び合葬墓については、適切な管理・運用に努めてまいります。

また、火葬場につきましては、経年劣化による火葬炉等の維持修繕を年次計画で取り組み、火葬設備の維持管理に努めてまいります。

【地域新エネルギー】

近年の異常気象発生に対し、地球温暖化防止の取り組みが重要であるとの認識のもと、令和2年度に「森町気候非常事態」を宣言いたしました。町民一体となって温室効果ガスの削減に取り組み、安心して暮らし続けられる環境づくりを推進してまいります。

また、「森町地域新エネルギービジョン」に掲げる3つの重点プロジェクトのもと、新たに更新する公共施設に基本設計の段階から新エネルギー設備の導入検討を図ります。

本年度も、環境負荷の小さい再生可能エネルギーを普及促進させることを目的に、住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池の設置者に対する費用の一部を助成してまいります。

【住宅、宅地】

<町営住宅>

「森林公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度はニューアカシヤ団地7号棟の屋根葺替工事、ポプラ団地3号棟の解体工事、度杭崎団地A棟の屋根外壁等改修工事、みどりヶ丘団地4号棟の屋根外壁等改修工事に向けた調査設計を実施するとともに、非常用照明設備や浄化槽施設の整備・改修に取り組んでまいります。

今後も計画的な修繕・改修に取り組み、施設の長寿命化と住環境の整備に努めてまいります。

<空家等対策>

「森町空家等対策計画」に基づき、適正管理の啓発に努めるとともに、所有者に対して、助言・指導を行ってまいります。

特に危険な空家を除却する場合につきましては、所有者の自発的な除却を促進するため、費用の一部を助成する補助金制度を引き続き実施してまいります。

<定住対策>

地方移住の流れを捉え、世代や家族構成、目的などターゲット設定を意識した取り組みの展開をしてまいります。

豊かな自然環境を活かした定住対策用地の分譲の継続や地域おこし協力隊制度を活用した都市部からの人材定着と若い世代の移住・定住を支援するため、地域おこし協力隊員自身の移住経験を活かした移住体験事業を通じて、利用者の相談やニーズを捉え、支援の充実を図り、受入れを推進してまいります。

また、町と大学等との連携によるインターンシップ事業を通じ、若年層の関係人口の増大や定住促進など町外から人が流入する仕組みの構築を推進してまいります。

さらに、近年、コロナ禍によって、首都圏でのイベントや移住フェア等の見送りにより、対面でのセールスプロモーションが実施できていない状況でありましたが、本年度は、状況を見据えながら積極的に取り組むとともに、都市部を中心に密を避けるライフスタイル変化の兆しが現れていると感じていることから、動向を注視し、施策の検討を進めてまいります。

【公園・広場・緑地】

青葉ヶ丘公園などの都市公園につきましては、「森町公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具及び施設の修繕や改修を行ってまいります。その他の公園・広場につきましても、ハマナス台場公園展望台などの老朽化した施設を計画的に改修し、芝の管理や樹木の整枝など、適切な維持管理に努め、憩いの場を確保するとともに、観光資源である桜の保存や長寿による老化にもしっかりと対応してまいります。

【上・下水道】

＜水道事業＞

水道事業につきましては、適切な資産管理を推進し、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらには行政サービスの向上に努め、効率的な経営体制の確立を図ってまいります。

また、道路事業に伴う配水管移設更新事業、その他の施設整備や維持管理を行い、自然災害に強く安定した水道事業の構築を目指してまいります。

＜下水道事業＞

下水道事業につきましては、昨年度に策定した公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、森浄化センターの機械・電気設備工事の実施設計に着手します。引き続いて下水道管渠の新設工事と排水設備工事の促進に取り組み、効率的な施設の運営及び修繕整備を行い、行政サービスの向上と下水道普及率、接続率の向上に努めてまいります。

＜水道未普及地域飲用水確保対策＞

平成23年4月より、水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金交付要綱に基づき、森町内の水道未普及地域世帯井戸掘削工事等に要する費用を補助することで住民の健康維持、飲用水の安全対策を図ってまいりましたが、本年度より町外からの転入世帯を含む新築住宅に対して補助対象者を拡充してまいります。

【道路・交通】

国道5号の赤井川地区における片側2車線化につきましては、引き続き七飯町と連携して、国に対し強く要望してまいります。

大沼レイクゴルフ場から大沼湖畔道路までの「道道大沼公園鹿部線改良事業」につきましては、北海道に対し早期完成を要望してまいります。

本年度の道路事業につきましては、継続的な舗装のパッチングやオーバーレイなどの補修工事、側溝や雨水桝などの排水整備工事、鳥崎町2号線の排水施設整備工事を引き続き実施し、道路及び排水施設の整備促進に努めてまいります。

また、橋梁長寿命化事業につきましては、町内一円の橋梁点検及び修繕に取り組んでまいります。

【港湾】

直轄港湾事業であります。本年度は西港物揚場の老朽化対策（令和3年度補正）を完成させます。また、東港臨港道路整備（令和4年度当初）につきましては、浜通りの用地買収等が完了したことから、舗装工事に順次着手してまいります。

港湾管理者としましては、関係機関との連携強化を図るとともに、老朽箇所や劣化状況の把握に努めながら、維持管理や予防保全対策を計画的・段階的に講じてまいります。

今後も各種外来船の入港打診について積極的に応じたり、時代に即したクルーズ観光船の往来が再開された際に備えたりと、常に門戸を開放しながら、地域経済の維持・発展に努めてまいります。

【地域情報・通信網】

今般、国民の暮らしや社会経済活動のデジタル化を推進し、制度や組織の在り方を変革していく、デジタル・トランスフォーメーション（DX）が強く求められています。

DXの新たな取り組みとして、様々な行政手続きのオンライン化を実現し、住民の皆様の利便性向上に努めるとともに、誰一人取り残さない、人に優しい地域社会のデジタル化実現のため、デジタデバイド対策も強化してまいります。

また、AI・RPA等先進技術の評価・検証、セキュリティ対策の徹底など、DX推進について着実に取り組んでまいります。

【防災・消防・救急】

＜河川・海岸＞

減災対策として令和元年度から実施しております「尾白内川」の護岸整備につきましては、引き続き計画的な事業の推進に取り組んでまいります。

さらに、町内にある河川において流れを阻害している堆積土砂、倒木・立木の除去について緊急浚渫推進事業を活用しながら、近年の集中豪雨等に対する予防保全に努めてまいります。

また、海岸の背後に集中して暮らす方々の生命や財産を守るため、度杭崎・押出地区の海岸整備事業の継続をはじめ、各地区の侵食防止や護岸の老朽化対策について、関係機関に整備要望を行なってまいります。

＜防災＞

台風や豪雨などの災害が常態化しているなかで、私たちは日頃より、自然災害等に対し

て十分備えるとともに、過去の教訓を活かし、災害に強いまちづくりを進めていかなければなりません。

今後も町内会等における地域コミュニティのさらなる強化・充実に向けた取り組みをはじめ、避難行動要支援者対策や自主防災組織等の育成・充実を図るため、諸施策を展開するとともに、町民の防災意識の高揚を目指し、防災訓練の実施を含めた各種事業を推進し、地域防災力の向上に努めてまいります。

防災行政無線のデジタル化整備につきましては、引き続き砂原地区の戸別受信機のデジタル化更新に取り組んでまいります。

駒ヶ岳火山防災につきましては、北海道駒ヶ岳火山防災協議会を中心に、周辺2町及び関係機関と十分な連携を図りながら、継続して火山防災対策の推進に取り組んでまいります。

<耐震>

民間住宅の耐震化促進のため、社会資本整備総合交付金を活用した木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する補助金制度に取り組んでまいりました。

本年度も継続して耐震対策を促進してまいります。

<消防・救急>

社会経済情勢が大きく変化するなかで、町が備えを行うべき災害は、火災・救急はもとより大規模地震や津波、風水害等の自然災害、世界的規模で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症など、その内容は複雑多様化してきております。

このようななかで、消防行政に寄せられる町民の皆様の期待はますます大きくなってきており、町民の生命、身体及び財産を守ることを改めて認識し、消防体制の整備強化に努めてまいります。

大規模災害や複雑多様化する火災・救急等に的確に対応するためには、専門的な知識及び技術が必要であり、このため各種活動に関する研修や北海道消防学校へ職員を派遣するほか、消火栓整備による消防水利の充実や消防施設の改修を行うとともに、町民の皆様や各団体に対し、応急手当普及員の協力を得ながら幅広い応急手当の普及啓発に努めてまいります。

消防団の充実強化策としては、小型動力ポンプ付積載車を整備するほか、新規団員の入団促進を図るとともに、各種訓練を通して技術の向上を図り、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を推進してまいります。

【交通安全】

交通安全運動の効果を最大限に発揮するためには、町民一人ひとりが交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践を主体的に行うことが重要であります。本年度も継続して各期別運動を軸に「子供と高齢者の安全確保」、「飲酒運転の根絶」、「スピードダウン」などの交通安全運動の重点7項目の推進を図るとともに、幅広い層への「交通安全教育」を実施してまいります。

さらに、各種交通安全運動等において、関係行政機関、団体等と緊密に連携し、車両や自転車、歩行者のマナー向上を図るための取組みを実施してまいります。

また、交通安全施設等整備事業により交通環境の充実を図り、事故防止に努めてまいります。

【地域公共交通】

町民が安定した日常生活を送れるよう公共交通サービスの体制を整備していくため、昨年度、森町地域公共交通計画を策定してまいりました。

本年度は、その計画のもと森町地域公共交通会議での議論、また、委員でもあります国土交通省やオブザーバーの専門家から助言等を受け、地域が必要としている交通形態を地域と町がともに考え、町内の交通資源の活用はもとより、町所有の車両を有効に活用することも視野に入れ、実験的な方策を行ってまいります。そして、利用者の実態、ニーズ等の把握・検証に基づく改善を必要に応じ行い、利便性の向上、持続的な公共交通となるよう努めてまいります。

【広報・広聴、町民参画】

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、情報共有や町民参画を図ることが重要であると考えます。

そのため、広報紙や町公式ホームページなどによる情報発信機能を充実させ、町の様々な情報や魅力を迅速にわかりやすく提供してまいります。

わがまち振興事業につきましては、町民によるまちづくり・ひとづくりなどの地域活性化に繋がる取り組みに対し、本年度も支援してまいります。

町のロゴマークを活用した地域ブランドの推進につきましては、商用利用促進並びに登録事業者の増加に努めます。さらに商品の紹介や登録事業者の食材等が道内外にて普及されるよう民間企業等と連携し、情報発信の充実を図るとともにコロナ禍の状況を見据え、道内や首都圏でのイベント等に積極的に参加し、町の知名度向上に努めてまいります。

【自治体経営】

人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や各公共施設の維持管理費の増大など、財政運営は依然として厳しい状況であります。

そのような状況でも、各種施策や事業の実現を通じて、産業の振興や福祉の向上を図り、町民満足度の高いまちづくりを推進していかなければなりません。

今後も第2次森町総合開発振興計画を基調とし、限られた財源の有効活用に知恵を絞り、必要な施策を見極めながら、将来を見据えた計画的な財政運営を図るとともに、引き続き老朽化した公共施設の再編を検討してまいります。

また、着実にデジタル・トランスフォーメーションを進展させることで、住民の利便性を図るとともに、ICT技術やAI等の活用により業務効率化を推し進め、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げてまいります。

＜まち・ひと・しごと創生総合戦略＞

基幹産業である第1次産業の更なる躍進や担い手対策、地域活性化対策、移住・定住の促進、さらに、子育て支援の充実を図り、高齢者の長寿へ向けて切れ目のない施策に取り組むことによって、子どもから大人まで生涯にわたって住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを目指します。

また、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会において、施策や事業の効果について検証を行い、必要に応じて改善を図ってまいります。

Ⅲ 結び

以上、本年度の町政執行に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。

第2次森町総合開発振興計画を基本に、本年度も各個別計画に基づき施策を展開してまいります。それぞれの分野で課題は山積しております。しかし、時代変革の大きな波をチャンスと捉え、今まで課題とされていた物事を森町独自価値創造の礎に変化させることは可能であると考えます。その実現のために、産業、教育、福祉等の様々な分野で、地域住民と町外の方々との関わり合いを包括的に推進するとともに、地域と多様に関わる関係人口をより深く森町独自のものへと築きあげてまいります。そして、その関係人口を築くプロセスが、町民の皆様も含め森町に関わる多くの方々の心の接点となり、その接点から地域の発展を次世代に繋ぐ新たな『想い』が生まれると考えます。

想いを繋ぐ担い手を育み、町民一人ひとりが幸せと、やりがいを実感できる、活気あふれるまちづくりに、全力で取り組んでまいります。

結びにあたり、改めまして町民の皆様、並びに町議会議員皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針の表明を終わります。

11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（増川正志君） 令和4年度教育行政執行方針を申し述べます。

I はじめに

令和4年第1回森町議会3月会議にあたり、森町教育委員会所管行政の執行に関する主要な施策を申し上げます。

社会の在り方が劇的に変化するSociety5.0時代の到来や人口減少等による社会構造の変化、新型コロナウイルス感染拡大など一層先行き不透明で予測困難な時代を迎えます。

子どもたちには、自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働して社会

的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるよう、地域総ぐるみで育むことが求められます。

また、人生100年時代を見据えて、生涯を通じて自ら学ぶとともに、地域の多様な人たちと学び合い、つながり合いながら、豊かな心と潤いのある町づくりを実現していくことが重要であります。

森町教育委員会といたしましては、「森町町民憲章」に基づき、「森町教育目標」に示されております人づくりを目指した教育施策の充実に努めてまいりますとともに、新しい生活様式を踏まえた衛生環境の整備に努め、新型コロナウイルス感染防止を徹底してまいります。

Ⅱ 幼児教育・学校教育推進の基本姿勢

知・徳・体を総合的に育んできたこれまでの日本の教育のよさとICTや先端技術の新たな可能性を生かしながら、新学習指導要領を着実に実施し、変化の激しい社会に主体的に向き合いながら、生涯にわたって学び、人生と未来を切り拓いていく学び続ける力の育成を目指した幼児教育・学校教育を進めてまいります。

Ⅲ 幼児教育・学校教育の主要な施策の展開

1 学び続ける力を育む教育の推進

学び続ける力を育むために、子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、子どもの発達と育ちをつなぐ系統性・連続性のある教育課程の編成とICTを活用した主体的・対話的で深い学びを進める、学校のカリキュラムマネジメントが求められます。

幼児教育は、学び続ける力の基礎づくりとなることから、子どもが主体的に環境と関わり、直接的・具体的な体験を楽しみながら、一人一人のよさと可能性を伸ばす、質の高い幼児教育に取り組むとともに、小学校教育との円滑な接続を強化してまいります。

幼児教育との円滑な接続を基盤に、算数・数学の授業改善を軸にした学力向上と学習・生活規律の確立を両輪とした森町小中一貫教育を推し進め、子どもたちの学び続ける力を系統的に育んでまいります。

併せて、森町気候非常事態宣言に基づいた横断的な学習活動を小中一貫して進め、持続可能な町づくりを次世代へとつないでまいります。

また、生まれ育った森町の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと学習を、各学校の地域特性を踏まえながら小中一貫して進め、子どもたちに森町への誇りと愛着を育んでまいります。

子どもの1人1台端末を活用し、ICTや算数・数学、外国語のデジタル教科書がもつ新たな可能性を生かしながら、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させた主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を森町指導主事、北海道教育委員会、教対協学校教育部と連携して進めてまいります。

また、オンライン授業の環境整備や教職員研修を一層進め、感染症や自然災害によって

やむを得ず登校できない子どもたちの学びの保障に努めてまいります。

小中学校の外国語教育の強化のために、引き続き外国語指導助手2名を活用し、取り組んでまいります。

特別支援教育の充実に向けて、特別支援に関する専門性の研修の推進、早期からの教育相談や特別支援教育支援員の効果的な配置など支援体制の整備に努めてまいります。また、通常学級、通級指導教室、特別支援級など多様な教育的ニーズに対応した学びの場の充実に努めるとともに特別支援教育におけるICTを活用した教育のあり方を企業と連携して進めてまいります。

2 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちに豊かな心を育むために、生命の尊重や他者への思いやり、また、情報社会に対応した情報社会の倫理、法の理解と順守を重点とした心に響く道德教育を小中一貫して進めるとともに、あいさつ運動を推し進め、子どもの道德性を一層育んでまいります。

読書離れが進んでいることから、朝読書の工夫と家庭での読書の促進、授業における学校図書館の計画的な活用について学校全体で進めるとともに、町立図書館司書の学校訪問などを通して、学校図書館の改善と充実を進め、子どもの読書習慣の定着を目指してまいります。

いじめの未然防止や早期発見・早期解消に向けて、道德科での系統的な指導やていねいな教育相談、いじめ調査を活用した日常観察やネットパトロールを通して、子どものSO Sを見逃さない体制を強化してまいります。

不登校児童生徒への対応につきましては、幼保小中学校の連携を一層強化するとともに、学校と家庭、関係機関との連携を進め、教育相談やスクールカウンセラー、ICTを活用した学びの保障など個々に応じた支援を進めてまいります。

また、学校は児童虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待マニュアルを踏まえながら関係機関との迅速な連携に努め、児童虐待の早期発見や子どもの安全を確保してまいります。

子どもたちの体力向上に向けて、新体力テストの全学年実施に取り組むとともに学校の実態に応じた取り組みや体育エキスパート教員を活用した体育授業の改善を進めてまいります。

学校安全につきましては、一日防災学校やそれぞれの学校の状況に対応した実践的な防災教育を実施し、正しい知識と適切な行動を身に付けさせ、自ら命を守る意識と行動を一層促してまいります。

子どもたちのインターネットへの依存度が高いことから、ゲーム障害や健康被害、ネットトラブルの被害者、加害者とならないよう、関係機関と一層連携した情報モラル教育の実施やPTA連合会とともに、家庭でのルールの強化や危機意識の啓発に努めてまいります。

学校給食につきましては、衛生管理を徹底し、安心・安全で栄養バランスに配慮した給

食の提供に努めてまいります。

森町の豊かな産物を活用し、地域の自然や食文化・産業等への理解や関心を深め、ふるさとを愛する心を育んでまいります。

また、食品ロスに対する認識や命の大切さと感謝の心を育みながら、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育指導や食物アレルギーの対応を、栄養教諭が中核となり学校と家庭が連携して進めてまいります。

給食費の収納対策につきましては、コンビニ収納を導入し納付しやすい環境を整備するとともに、納付意識の向上啓発や口座振替の促進、納付相談や戸別訪問等の取り組みを継続し、現年度分の収納率向上と滞納繰越分の圧縮を図ってまいります。

3 信頼される学校づくり

教職員の不祥事根絶に向けて、服務規律の徹底、不祥事防止啓発資料の活用と日常的な職場研修を進め、教職員の責任と自覚を高め、学校教育への信頼を損なうことのないように努めてまいります。

学校における働き方改革「森町アクションプラン」「森町の部活動の在り方に関する方針」を徹底し、勤務時間の適正な把握に努め、時間外勤務の削減を進めてまいります。また、校務支援システムの導入や学習指導員、スクールサポートスタッフを適宜配置し、校務分掌や教育活動を見直しながら、子どもと向き合い本来担うべき業務に専念できる環境整備に努め、きめ細やかで質の高い学校教育を進めてまいります。

また、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方の実現を目指し、部活動の地域移行について検討を進めてまいります。

4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

子どもたちの安全と安心、健康を守るために、計画的・効率的な長寿命化を図る学校施設等の整備を、保護者等の意見を踏まえながら進めてまいります。

学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールと子どもの学びと発達をつなぐ小中一貫教育との連携や協働について評価、改善を進め、学校運営協議会の活性化と地域総ぐるみの教育を一層推し進めてまいります。

通学路の安全確保と登下校の見守り活動、不審者対策等につきましては、地域や関係機関との連携を強化し、予防や点検活動に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、長期的な対応が求められることから、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減し、子どもの学びの保障に向けた環境整備と感染防止を講じてまいります。

保護者の経済的負担軽減や子育て支援の充実を推進するため、小学校6年生の修学旅行費の全額助成、給食費の幼稚園児の全額助成及び小中学生の一部助成を継続してまいります。

また、若者の定住対策を目的に、既存の奨学金制度を活かしながら、一定の条件を満たした方を対象に奨学金の返還免除を取り入れた新たな奨学金制度を運用してまいります。

森高等学校支援につきましては、高校における1人1台端末環境の実現に向けた環境整備の支援、IT人材育成プログラムの導入や検定奨励金の補助、新学習支援システムの導入、キャリアサポート、地域との連携の強化など、高校の魅力化を支援してまいります。

IV 社会教育推進の基本姿勢

変化の激しい社会に対応した「第3次森町社会教育振興中期計画」の最終年次となりますことから、人生100年時代を見据えた「第4次森町社会教育振興中期計画」を策定し、町民の皆様が生涯を通じて自ら学ぶとともに地域の多様な人たちと学び合い、つながり合いながら、豊かな心と健やかな体で潤いのある生活ができるよう、町民のニーズはもとより人口減少、新型コロナウイルス感染防止を踏まえた学習機会・情報提供の充実を図り、魅力ある社会教育の推進に努めてまいります。

V 社会教育推進の主要な施策の展開

1 豊かな心と潤いのあるまちを目指した社会教育の推進

町民の皆様の心豊かで生きがいのある生活に資するため、「まちづくりは人づくり」の理念のもと、人口減少や地域の特性、参加者の減少傾向を踏まえ、学び合い、つながり合う魅力ある社会教育の工夫と推進に努めてまいります。

少子化をはじめとした家庭の取り巻く環境の変化に対応した情報共有や交流の場の充実に求められていることから、子育てに関する多様な学習機会の提供を通して家庭教育の充実に努めてまいります。魅力ある地域資源を活用した体験や異世代交流を通じ、青少年の社会性やボランティアの心、郷土への愛着と誇りを育み、社会への参加やまちづくりへ積極的に参画できるよう支援してまいります。

令和4年度から成年年齢が引き下げられますが、対象年齢・実施時期を変更せずに、二十歳を迎える方々の門出を祝すとともに成人の自覚を深めるための充実した成人式に努めてまいります。

女性や高齢者の多様なニーズを的確にとらえるとともに、高齢化社会に即した学習機会や気軽に参加できる事業の工夫、高齢化や固定化しつつある各種団体への支援と育成に努めてまいります。

2 地域に開かれた文化・芸術活動と郷土文化の推進

文化・芸術活動は、町民の皆様感動や喜びをもたらし、心の潤いとなることから、文化協会や各種団体・サークルと連携した事業や発表展示の場の拡充を図り、減少傾向にあるサークル団体等への支援に努め、自主的活動が促進されるよう支援するとともに、質の高い優れた文化・芸術を幅広い世代に提供できるよう努めてまいります。

森町とゆかりのある静岡県森町、青森県外ヶ浜町との友好親善につきましては、交流内容や方法についての検討を進めながら、友好親善を継続してまいります。

文化財の保護につきましては、有形・無形の文化遺産を、次の世代に継承していくために、調査及び保存と活用を進めるとともに、文化財の価値や内容について、発掘調査事務所を利用した展示や遺跡見学会、文化財講座、デジタル技術の活用などを通じて、広く町

内外へ発信してまいります。

国指定史跡鷲ノ木遺跡につきましては、保存と公開を目的とした整備基本計画を基に、具体的な整備・活用を進めてまいります。

また、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に伴い、鷲ノ木遺跡への来場者増加を見越した見学機会の確保に努めるとともに、引き続き追加登録を目指した取り組みを行ってまいります。

3 幅広いニーズに応える生涯学習拠点施設の充実

公民館につきましては、地域活動や各種団体、サークル活動の拠点であると同時に町民の皆様が生涯を通じて自ら学び地域の多様な人たちと学び合い、つながり合う生涯学習の拠点施設として、適切な維持と運営を心掛けてまいります。

併せて、社会教育施設の老朽化が進んでいることから、施設状況の全体的な把握や効率的・効果的、中長期的な施設改修等を見据えた社会教育施設長寿命化計画を策定し、今後の方向性について検討を進めてまいります。

各種講座・サークル活動につきましては、参加者の高齢化や減少が進んでいることから、町民の学習ニーズを的確にとらえ、楽しく安全に学ぶことができるよう、ライフスタイルに合わせた講座の企画・運営や情報発信に努めるとともに自主的な学習や各種団体・サークル活動の支援を強化してまいります。

4 図書館機能の充実による読書活動の推進

読書活動の推進につきましては、町民一人一人の学習を支援し、潤いのある生活の一助となるよう、森町の地域資料の収集を含めた蔵書管理、利用者の減少傾向の観点からも見やすく分かりやすい図書情報の発信に努め、利用しやすい施設管理・運営の工夫を図ってまいります。

また、図書に親しむきっかけや自ら学ぶことができる環境づくりのため、ブックスタートや幼稚園・学校・関係機関と連携した事業の実施とともに、児童図書の充実、移動図書配本事業や幼稚園、学校への司書訪問を進め、子どもたちの感性や情操を育ててまいります。

5 健全な心身を育てるスポーツ活動の推進

スポーツ振興につきましては、ライフスタイルの変化に伴い、健康意識が高まるなか、町民だれもが健康で健やかな日々を過ごせるよう、スポーツに親しみ気軽に体を動かすことができる環境づくりに努め、スポーツ推進委員や森町体育協会の協力を得ながら、スポーツ教室や各種大会を開催し、町民の体力向上のサポートとスポーツ振興の拡充に努めてまいります。

社会体育施設の老朽化が進んでいることから、施設状況の全体的な把握や効率的・効果的、中長期的な施設改修等を見据えた社会体育施設長寿命化計画を策定し、今後の方向性について検討を進めるとともに、森町民体育館アリーナ改修を計画的に実施し、安全性と機能性の改善を図りながら、施設の適切な管理運営に努めてまいります。

友好町である青森県外ヶ浜町とは、「龍飛・義経マラソン大会」への参加を通じて、引き続き友好町交流を図ってまいります。

少年スポーツにつきましては、子どもたちの体力向上はもとより、他者との関わりやルールへの社会性を育みながら、子どもたちの持てる力を高められるように、スポーツ少年団活動や指導者への奨励・支援を強化してまいります。また、団員加入促進に向けた支援を進めてまいります。

高齢者スポーツにつきましては、高齢化の進展を踏まえ、町民が健康を維持し、生きがいのある明るく豊かな生活を送ることができるよう、老人クラブ連合会等と連携して参加しやすい軽スポーツの普及・推進を図り、健康・体力の保持増進に努めてまいります。

VI むすびに

先行き不透明で予測困難な時代を生きる子どもたちには、ふるさと森町を心の支えとしながら、変化の激しい社会に主体的に向き合いながら、生涯にわたって学び、人生と未来を切り拓いていく学び続ける力を育むことが、幼児教育・学校教育の使命であり、その実現を地域総ぐるみで目指してまいります。

また、人口減少や人生100年時代を見据えて、自ら学ぶとともに、地域の多様な人たちと学び合い、つながり合いながら、豊かな心と潤いのある町づくりを実現していくことが重要であります。

森町教育委員会といたしましては、町民の皆様の教育に対する負託に応えるため、その使命を自覚し、森町の教育の振興と発展に向けて全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様、ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

◎答弁保留の件について

○議長（野村 洋君） ここで昨日の議案第5号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算で山田議員から質問が出ておりました。この答弁がまだでございましたので、ここで答弁を許します。

○税務課長（柏渕 茂君） 山田議員からのご質問がありました議案第5号、森町国民健康保険特別会計補正予算の5ページ上段にある項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節4医療給付費分滞納繰越分の587万7,000円の増額補正する理由についてご回答させていただきます。

今年度の滞納繰越分の予算額につきましては、新型コロナウイルスの影響を勘案し、例年収納率を20%で見込んでいたものを17%にダウンさせて収納額を確定させておりましたが、思っていたほどコロナも影響も少なく、当初の予算額より多く収納されている状況です。よって、そのプラス分等を見込んで保健福祉課が587万7,000円を増額補正しようとする

るものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 少し早いのですが、午後１時まで休憩をいたします。

休憩 午前１１時５１分

再開 午後 １時００分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第４ 議案第１３号ないし議案第２７号

○議長（野村 洋君） 日程第４、議案第１３号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第１４号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第１５号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議案第１６号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議案第１７号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）、議案第１８号 令和４年度森町一般会計予算、議案第１９号 令和４年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第２０号 令和４年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第２１号 令和４年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第２２号 令和４年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第２３号 令和４年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第２４号 令和４年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第２５号 令和４年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第２６号 令和４年度森町水道事業会計予算、議案第２７号 令和４年度森町公共下水道事業会計予算、以上１５案件を会議規則第３７条により一括議題といたします。

議案第１３号から議案第２７号まで提案理由の説明を求めます。

議案第１３号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第１３号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、森町国民健康保険税における賦課限度について国の基準との格差を是正するため、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料１の新旧対照表により主要な改正部分についてご説明申し上げます。２ページを御覧ください。上段の第２条第２項の改正は基礎課税額の賦課限度額を、第３項の改正は後期高齢者支援金等課税額を改正しようとするものです。

続いて、第３条の改正は、基礎課税額に係る所得割の税率を改正しようとするものです。

下段の第５条及び３ページ上段の第５条の２の改正は、基礎課税額に係る均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、中段の第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額の税率を改正しようとするものです。

続いて、下段の第7条及び4ページ上段の第7条の2の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額及び世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、中段の第8条の改正は、介護給付金課税被保険者に係る所得割額の税率を改正しようとするものです。

続いて、4ページ中段から9ページの第23条の改正は、国民健康保険税の減額に関する課税限度額を改正しようとするもの、基礎課税額等に係る所得割率及び均等割額、平等割額を軽減率ごとに改正しようとするもの、未就学児の均等割額を軽減率ごとに改正しようとするものです。改正部分につきましては、全て下線で示してございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第14号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

○消防長（東谷直樹君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。説明資料といたしまして、議案裏面、説明資料2を提出しておりますので、ご参照願います。

提案理由につきましては、近年全国的に消防団員の減少に歯止めがかからず、危機的な状況であることを鑑み、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に掲げる必要な措置を実施するため非常勤消防団員の報酬等の基準が定められました。この国の基準を踏まえ、地方公共団体において消防団員の処遇の改善を図るため報酬等の見直しを検討するよう国の技術的助言が発出されたことに伴い、森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の整備等を行い、所要の改正をしようとするものでございます。

主たる改正内容につきましては、1、消防団員の任用条件の緩和、2、消防団員の年額報酬の支給額の変更及び退職団員に対する支給月の変更、3、消防団員の出勤に関する費用の支払い方法を費用弁償から報酬へ変更、4、出勤報酬の支給単位及び支給額の変更でありまして、説明資料2の2ページから4ページ目を御覧願います。森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例新旧対照表のとおり改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、コンビニ収納開始に伴い、併せて関係条例の整備を使用とするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料3の新旧対照表によりご説明いたします。2ページを御覧願います。2ページ上段、森町税条例第21条の督促手数料、中段、森町介護保険条例第6条の保険料の督促手数料、下段、森町後期高齢者医療に関する条例第6条の保険料の督促手数料に係る規定の改正は、全てコンビニ収納開始に伴い規定の整備をしようとするものです。

以上、改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（野村 洋君） 議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。
○企画振興課長（川村勝幸君） 議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてご説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、森町過疎地域持続的発展市町村計画を次のように変更することについて議会の議決を求めようとするものです。なお、変更理由書、資料ナンバー4を提出しております。

議案第1ページを御覧願います。こちらには表紙に策定時期と変更時期を明記しております。

続きまして、2ページでございます。2020年国勢調査の確定値公表に伴いまして、速報値から確定人口に変更しております。

続きまして、3ページです。施策区分5の生活環境の整備において、表の右側、変更後のアンダーライン部分です。汚泥再生処理センター更新に伴いまして汚泥運搬車の購入事業を本計画に追加し、施設の効率的な利活用を図るものでございます。

また、4ページでございます。こちらには老朽化による損傷が著しい町内全域の町有建物を明記しまして、解体することで付近の住民の安全な生活環境を確保するものでございます。

続きまして、5ページから7ページでございます。計画書本文に体育館の現況と問題点並びにその対策を追記し、6ページにあります施策区分8の教育の振興において町民体育館改装事業を、さらに7ページにおきましては町民体育館改修実施設計業務を追加し、老朽化した体育施設の修繕及び改修を実施し、施設利用者の安全確保や利便性向上を図るものでございます。

また、同じく7ページにおきましては、公務支援システム整備事業の公の文言を変更しております。

続きまして、8ページから9ページにつきましては、変更しようとする区分の14、事業計画について過疎地域持続的発展特別対策事業分、いわゆるソフト事業部分を再掲したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（野村 洋君） 議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）。

○体育課長（木村忠公君） 議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定につきましてご説明いたします。

本案につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求めようとするものでございます。

説明資料といたしまして資料ナンバー5を提出しておりますので、御覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、公の施設であります森町ふれあいの森の指定管理者を指定するため、森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者、指定管理施設、指定管理期間及び指定管理委託料につきまして議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定管理者の候補者につきましては、公募の結果、1社の申請があり、令和4年2月15日開催の指定管理者選定委員会において当該候補者から提出されました事業計画等を評価基準に照らし審査を行い、適当と認められて選定されたものでございます。

次に、指定の内容についてご説明いたします。1の指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地につきましては、名称は有限会社さわら管財交通、代表者の氏名は代表取締役、岡田美智代、主たる事務所の所在地は茅部郡森町字砂原5丁目316番地1。

2の指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地につきましては、施設の名称は森町ふれあいの森、施設の所在地は茅部郡森町字砂原3丁目242番地となっております。

3の施設の概要につきましては、（1）、あったかさわらパークゴルフ場、敷地面積3万3,157平方メートル、コース面積2万8,908平方メートル、ホール数27ホールとなっております。（2）、ふれあいハウスでございますが、構造は鉄筋コンクリート造りの2階建て、建物面積は1,153.3平方メートルとなっております。（3）の附帯施設といたしまして、バーベキューハウス3棟、休憩用あずまや、トイレ、カプセルトイレ、駐車場となっております。

4の指定管理期間につきましては、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となっております。

5の指定管理委託料につきましては、3年間の合計で2,313万3,000円を支出しようとするものであります。

なお、指定管理業務委託に係る債務負担行為につきましては、令和3年第1回森町議会12月会議におきまして議決済みであることを申し添えます。

以上をもちまして議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第18号 令和4年度森町一般会計予算。事項別明細書に入る前に、別紙資料、令和4年度森町各会計予算総括表について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第18号から議案第27号に関連する予算の概要の説明をさせていただきます。

予算等審査特別委員会の資料ナンバー6、令和4年度森町各会計予算総括表を御覧願ひ

ます。一般会計ですが、総額116億828万6,000円で、前年度対比は3,273万9,000円の増額で0.3%の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、総額24億2,627万3,000円で、前年度対比は1億3,178万4,000円の減額でマイナス5.2%の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、総額2億5,206万9,000円で、前年度対比は599万6,000円の増額で2.4%の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、総額21億1,675万4,000円で、前年度対比は920万1,000円の減額でマイナス0.4%の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、総額2億6,336万4,000円で、前年度対比は943万4,000円の増額で3.7%の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、総額51万1,000円で、前年度と同額となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、総額9,019万9,000円で、前年度対比は2,509万4,000円の増額で38.5%の伸び率となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入は9億6,237万1,000円で、前年度対比は1,050万5,000円の増額で1.1%の伸び率となっております。支出は12億416万円で、前年度対比は3,070万9,000円の減額でマイナス2.5%の伸び率となっております。資本的収支の収入は7,979万3,000円で、前年度対比は6,486万5,000円の減額でマイナス44.8%の伸び率となっております。支出は1億2,506万9,000円で、前年度対比は6,286万1,000円の減額でマイナス33.4%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入は3億147万6,000円で、前年度対比は647万2,000円の減額でマイナス2.1%の伸び率となっております。支出は3億2,948万7,000円で、前年度対比は1,178万9,000円の増額で3.7%の伸び率となっております。資本的収支の収入は7,867万3,000円で、2,832万7,000円の減額でマイナス26.5%の伸び率となっております。支出は1億5,543万6,000円で、前年度対比はマイナス6,788万2,000円の減額でマイナス30.4%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支は収入、支出ともに4億5,213万7,000円で、前年度対比は1,557万1,000円の減額でマイナス3.3%の伸び率となっております。資本的収支の収入は1億9,960万円で、前年度対比は922万6,000円の増額で4.8%の伸び率となっております。支出は3億2,453万7,000円で、前年度対比は510万8,000円の増額で1.6%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして、歳入及び収入の総額が188億3,150万6,000円で、前年度対比は1億6,322万6,000円の減額でマイナス0.9%の伸び率となっております。歳出及び支出では193億4,828万2,000円で、前年度対比は2億2,784万8,000円の減額でマイナス1.2%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、財政の２ページをお開き願います。令和４年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、令和４年度の地方財政計画を基に、また令和３年度の実績見込みなどを勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の３ページですが、この表は一般会計の歳出予算を目的別に款１議会費から款１３予備費まで前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の４ページですが、この表は一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の５ページですが、この表は平成２４年度から令和４年度までの人件費の推移をグラフ化したものであります。

続いて、財政の６ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。令和３年度末の起債現在高見込額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料ナンバー７ですが、この資料は一般会計の負担金補助及び交付金の調書となっておりますので、ご参照ください。

以上、雑駁ですが、令和４年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 次に、一般会計予算事項別明細書、１８ページからの町税について。

○税務課長（柏渕 茂君） それでは、款１町税、項１町民税から項６入湯税までの主なものについてご説明いたします。

別紙説明資料８を提出しておりますので、併せてご参照願います。項１町民税、目１、個人分でございますが、現年課税分、滞納繰越分合計で５億３,２９１万７,０００円を計上しております。対前年度比は、漁業の好調により漁業所得の増加を見込んだ結果７,３１２万８,０００円の増となっております。

目２、法人税につきましては、現年課税分、滞納繰越分合計で１億４,３１２万１,０００円を計上してございます。対前年度比は３,６８２万７,０００円の増額となっております。

項２固定資産税は、現年課税分、滞納繰越分、国有資産等所在市町村交付金合計で７億３,０９７万４,０００円、対前年度比は１,７８２万４,０００円の増となっております。固定資産税の増につきましては、新築家屋の増加等を見込んだものでございます。

次に、項３軽自動車税は、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割現年度分の合計で４,９１３万円、対前年度比は４輪車における買換えが進んでおり、２１９万４,０００円の増となっております。

続きまして、項４たばこ税は１億４,６２３万７,０００円を計上しております。対前年度比は、消費量の減少に伴い１,５４３万５,０００円の減となっております。

次に、項６入湯税につきましては、現年課税分、滞納繰越分の合計で５００万３,０００円を計上してございます。対前年度比は、新型コロナウイルスの非常事態宣言の解除により３９万５,０００円の増となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 町税以外の歳入の説明、20ページから。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、町税以外の歳入についてご説明いたします。

20ページの款2 地方譲与税、22ページの款3 利子割交付金、24ページの款4 配当割交付金、款5 株式等譲渡所得割交付金、款6 法人事業税交付金、款7 地方消費税交付金、26ページの款8 ゴルフ場利用税交付金、款9 環境性能割交付金、款10 地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績などを勘案しながら予算計上したものであります。

続いて、款11 地方交付税ですが、総額41億9,500万円で、前年度対比は9,500万円の増額となっております。説明欄内訳の普通交付税は38億3,500万円で、前年度対比は1億2,500万円の増となっております。また、特別交付税は前年度の交付見込額を勘案して3,000万円の減額を計上したところです。

次に、28ページの款12 交通安全対策特別交付金ですが、前年度の交付見込額を勘案して計上したところです。

款13 分担金及び負担金ですが、汚泥再生処理センター建設工事負担金などを計上しております。

款14 使用料及び手数料ですが、それぞれの利用状況を勘案しながら計上したところです。

34ページの款15 国庫支出金、また38ページの款16 道支出金ですが、現行の制度や事業などにに基づきそれぞれ計上したものです。

44ページの款17 財産収入ですが、各種財産や土地、建物などの利用状況や財産売払いなどを勘案しながら計上したものです。

46ページの款18 寄附金ですが、これらはいずれにつきましても名目計上としてございますが、目4 ふるさと納税寄附金は10億円を見込んだところです。

款19 繰入金ですが、項1 基金繰入金として10億5,186万8,000円を一般会計に繰入れを行ってございます。

48ページの款20 繰越金ですが、前年度同額の4,000万円を計上しております。

款21 諸収入ですが、目1 延滞金、節1 延滞金は78万1,000円を計上しております。目2 加算金から項2 町預金利子はそれぞれ名目計上としております。

50ページの項3 受託事業収入ですが、現制度における受託事業を勘案して計上したものです。

項4 学校給食収入ですが、前年度の実績などから勘案し、計上したものです。

項5 雑入ですが、いずれも他の科目に属さないものを計上しております。

54ページの款22 町債ですが、それぞれの目的に基づき所要の額を計上したものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） それでは、歳出に入ります。58、59ページの款1 議会費及び款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費から目2 人事管理費まで。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、歳出について説明いたします。

款1議会費ですが、節1議員報酬から節18負担金補助及び交付金まで総額7,997万7,000円は、議会を運営していく上での必要経費を計上しております。

続いて、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、一般会計における総務関係費や役場庁舎維持管理経費など経常的経費となっております。

続いて、64ページからの目2人事管理費ですが、一般会計における人件費をこの科目に集約しております。

○議長（野村 洋君） 目3文書広報費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目3文書広報費でございます。広報もりまちの発行に係る報償費及び印刷製本費、またホームページ管理運営経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4財産管理費。

○総務課長（濱野尚史君） 目4財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費や各種基金に対する積立金が主なものです。節14工事請負費では、町有建物解体工事費を計上しております。資料ナンバー9を提出しております。

以上となります。

○議長（野村 洋君） 目5砂原支所費。

○地域振興課長（千葉正一君） 目5砂原支所費については、節12委託料、警備、清掃等業務など庁舎の管理維持経費が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目6企画費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目6企画費でございます。渡島総合開発期成会など各団体への負担金が主なものでございます。わがまち振興事業補助金、住宅用太陽光発電システム設置補助金など前年度に引き続き計上しております。また、森町地域公共交通計画に基づきます施策の実現に向け、森町地域公共交通アドバイザー業務委託を活用するものでございます。資料ナンバー10を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目7情報推進費。

○総務課長（濱野尚史君） 目7情報推進費ですが、庁舎内のパソコン、複写機などに係る消耗品や情報端末機の借り上げなどが主なものです。前年度対比で1億1,311万2,000円の増額になっておりますが、行政手続のオンライン化に係る費用や情報機器類の更新に係る委託料が主な要因となっております。資料ナンバー11から13を提出しておりますので、ご参照願います。

以上となります。

○議長（野村 洋君） 目8交通安全対策費から目9防災対策費まで。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目8交通安全対策費ですが、本科目は交通安全対策に関する経費となります。節14工事請負費では、カーブミラー及び町道区画線の工事費を計上

しております。節18負担金補助及び交付金では、森町交通安全運動推進委員会、森町交通安全協会、森町交通安全母の会への補助金を計上しております。

目9防災対策費ですが、本科目は防災対策に関する経費となります。めぐりまして、節10需用費の消耗品費は、備蓄品購入が主なものとなります。砂原地区のアナログ戸別受信機をデジタル戸別受信機への更新のため、節12委託料と節14工事請負費に予算計上しております。資料ナンバー14を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目10定住対策費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目10定住対策費でございます。移住、定住施策に関する経費が主なものでございます。会計年度職員としての地域おこし協力隊活動経費と新たに地域おこし協力隊業務委託として資料ナンバー15、また移住体験住宅購入として資料ナンバー16、大学連携若者定着促進事業として資料ナンバー17を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目11諸費。

○総務課長（濱野尚史君） 目11諸費ですが、本科目は他の総務関係に属さない予算をここに計上しております。節18負担金補助及び交付金では、グリーンピア大沼施設設備投資等補助金を計上しております。資料ナンバー18を提出しております。

以上となります。

○議長（野村 洋君） 項2徴税费、目1税務総務費から目2賦課徴収費。

○税務課長（柏渕 茂君） 項2徴税费についてご説明いたします。

目1税務総務費の節7報償費は、小学校の税を考える週間書道展への出展に対する記念品等でございます。その他の経費につきましては経常的経費でございます。

次に、目2賦課徴収費の節12委託料は、町税の賦課徴収に係る業務委託料でございます。主なものといたしまして、地方税共通納税システム対象税目拡大対応委託料は、電子化の対象税目に固定資産税と軽自動車税を含めるシステム改修と軽自動車ワンストップサービス、ジェンクス対応システム改修業務委託料は、軽自動車税関係手続の電子化に伴うシステム改修等の開発費用でございます。節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する負担金が主なものとなってございます。その他の経費は経常的経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（金丸義樹君） 目1戸籍住民基本台帳費は、戸籍及び住民基本台帳業務に係る経常的な経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項4選挙費、目1選挙管理委員会費から目3北海道知事及び道議会議員選挙費まで。

○選管書記長（村本 政君） 項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費ですが、委員報酬等委員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

次に、目2 参議院議員選挙費につきましては、今年の夏に執行予定の参議院議員選挙に係る執行経費を計上したものです。

続いて、目3 北海道知事及び北海道議会議員選挙費につきましては、来年春に執行予定の北海道知事及び道議会議員選挙に係る執行経費を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5 統計調査費、目1 統計調査費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 項5 統計調査費、目1 統計調査費でございます。就業構造基本調査、土地・住宅統計調査などの国の機関調査に係る費用が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6 監査委員費、目1 監査委員費。

○監査事務局書記長（村本 政君） 監査委員費については、監査事務に係る経常的な経費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費から目3 社会福祉施設費まで。

○住民生活課長（金丸義樹君） 目1 社会福祉総務費は、地域福祉、社会福祉全般に関わるものを計上しております。主なものでございますが、89ページ、節10需用費では防犯灯の電気料と修繕料でございます。節13使用料及び賃借料では、LED防犯灯などの借り上げ料でございます。節18負担金補助及び交付金は、各種団体に対する補助金でございます。節19扶助費では、冬期間における低所得の高齢者を対象とした福祉灯油給付事業が主なものでございます。節27繰出金につきましては、森町国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

続いて、90ページ、目2 国民年金費は、国民年金業務に係る経常的な経費でございます。

次に、目3 社会福祉施設費は、各地域の生活館、社会福祉会館など33施設の維持管理経費でございます。93ページ上段、節14工事請負費ですが、鳥崎生活改善センター屋根塗装修繕工事でございます。資料ナンバー19を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4 老人福祉総務費から目8 後期高齢者医療費まで。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 目4 老人福祉総務費につきましては、高齢者全般に係る福祉事業、各種負担金、扶助費及び他会計への繰出金を予算計上しております。老人福祉の主な施策概要について資料ナンバー20を提出しておりますので、ご参照願います。節7 報償費につきましては、100歳祝金及び米寿、喜寿の記念品代や介護人材確保対策事業として介護職員等就労祝金を計上しております。節10需用費の賄い材料費は、給食サービス事業の食材費等となっております。節12委託料は、緊急通報システムに係る点検等委託料を

はじめ、要介護認定とならない高齢者を対象としている生きがい活動支援通所事業並びに森町シルバー人材センターとの契約により除雪、草刈り等を行う軽度生活援助事業が主なものとなっております。94ページ、節17備品購入費は、緊急通報システム端末機の購入見込額を計上しております。節18負担金補助及び交付金は、森町シルバー人材センター補助金、社会福祉協議会補助金、高齢者入浴料金助成事業補助金、森町高齢者地域ぬくもり事業補助金並びに介護資格取得支援事業助成金等を計上しております。資料ナンバー20を提出しておりますので、ご参照願います。節19扶助費につきましては、老人福祉施設入所者に係る措置費並びに在宅の高齢者のための支援に係る外出支援サービス事業であります福祉タクシー等が主なものとなっております。節27繰出金は、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計への繰出金を計上しております。

目5障害者福祉費についてご説明いたします。節12委託料につきましては、障がい者の活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料及び障害者訪問入浴サービス事業委託料が主なものとなっております。96ページ、節18負担金補助及び交付金につきましては、福祉団体への負担金のほか、成年後見人制度利用支援事業助成金、障がい者雇用促進事業補助金を計上しております。節19扶助費につきましては、自立支援医療費と障害者介護給付費が主なものとなっております。障害者福祉費の主な施策概要について、資料ナンバー20をご参照願います。

目6心身障害者医療費並びに目7ひとり親医療費は、それぞれ重度障がい者、独り親世帯への医療費扶助が主なものとなっております。

目8後期高齢者医療費についてご説明いたします。節18負担金補助及び交付金の療養給付費負担金は、北海道後期高齢者医療広域連合への町負担分となります。節27繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険料軽減分及び事務費分として計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項2児童福祉費、目1児童福祉総務費から目2保育所費まで。

○子育て支援課長（野崎博之君） 目1児童福祉総務費の節7報償費につきましては、ことぶき出産奨励金及び森町入学卒業祝金を計上しております。入学卒業祝金につきましては、資料ナンバー21を提出しておりますので、ご確認ください。節18負担金補助及び交付金につきましては、駒ヶ岳保育園、鳥崎保育園や学童保育施設の運営事業に対する補助金、子ども・子育て支援提供施設利用料助成金は保育料無償化に伴う認可外保育施設などへの利用助成金が主なものでございます。節19扶助費につきましては、児童手当費を計上しております。

目2保育所費につきましては、森、新川、尾白内保育所に係る人件費や需用費などを含め3保育所の維持管理や運営に係る費用を計上しております。節12委託料につきましては、令和3年10月1日に策定しました森町保育所整備計画を基に森保育所と新川保育所を統合し、新たな保育所の令和7年度中の開所に向けて保護者に対する保育所運営や利用に関す

る調査、土地利用計画、整備候補地の地質ボーリング調査などを含めた保育所整備工事調査設計業務委託料を計上しております。資料ナンバー22を提出しておりますので、ご確認ください。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3 障害児通所支援費から目5 未熟児医療費まで。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 102ページ、目3 障害児通所支援費は、児童発達支援センターあいあいクラブ等の運営経費となります。節19 扶助費の児童発達支援費は、児童発達支援センター等の利用分を審査機関である国保連合会へ支払うための扶助費等となっております。

目4 子ども医療費は、子供が満18歳到達後の年度末までの医療費の助成に要する扶助費等を計上しております。

104ページ、目5 未熟児医療費、節19 扶助費は、未熟児医療費の見込額を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3 災害救助費、目1 災害救助費。

○住民生活課長（金丸義樹君） 災害救助費では、火災などに遭われた方へのお見舞金を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費から目2 環境衛生費まで。

○住民生活課長（金丸義樹君） 目1 保健衛生総務費では、保健衛生に係る経常経費を計上しております。

次に、目2 環境衛生費は、野犬の駆除及び畜犬の管理並びに火葬業務、墓地の管理などに係る経常的な経費でございます。主なものでございますが、107ページ、節18 負担金補助及び交付金では、水道未普及地域の飲用水確保対策事業に係る補助金を計上してございます。資料ナンバー23を提出していますので、ご参照願います。水道施設整備基礎調査負担金は、水道未普及地区の中でも特に人口割合が高い砂原地区について水道未普及解消に向けた検討業務として基礎調査を実施するもので、町の負担分をこの科目に予算計上したものです。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3 予防費から目7 新型コロナウイルスワクチン接種対策費まで。

○保健センター長（宮崎 渉君） 目3 予防費は、予防接種や乳幼児、妊婦健診に係る費用が主なものです。

108ページの目4 保健事業費は、成人に係る各種検診費用が主なものです。

次ページ、目5 保健センター管理費は、保健センターの管理運営に係る経費です。

次ページ、112ページの目6 病院費は、国保病院事業会計への補助金及び出資金となって

います。

目7新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、コロナワクチンの個別、集団接種に係る費用が主なものです。資料ナンバー24、25をご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項2清掃費、目1清掃総務費から目3清掃施設費まで。

○環境課長（川口武正君） 項2清掃費についてご説明いたします。

目1清掃総務費でございますが、指定ごみ袋の購入費、町内会へのごみステーション譲与事業に係るステーション購入費及び渡島廃棄物処理広域連合負担金が主なものでございます。前年比335万円の減額は、渡島廃棄物処理広域連合負担金の減が主な要因となっております。

次に、目2ごみ処理施設費でございますが、町内2か所ある最終処分場の維持管理経費が主なものでございます。前年比29万3,000円の減額は、両処分場に係る放流槽清掃委託料の減額が主なものとなっております。

次に、116ページ、目3清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集費並びにし尿処理に係る経費のほか、汚泥再生処理センター建設費、施設作業車購入費が主なものでございます。前年比2億518万8,000円の減額は、令和2年度より3か年の継続費により実施している汚泥再生処理センター建設工事関係経費の減が主な要因となっております。資料ナンバー26から28を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） 118ページの款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費についてご説明いたします。

この科目につきましては、出稼ぎ労働対策として行う就労前健診業務が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費から目9山村振興施設管理費まで。

○農林課長（寺澤英樹君） 120ページ、121ページ上段にかけての項1農業費、目1農業委員会費につきましては、農業委員の報酬、農地台帳システム管理運用に関わる経費が主なものでございます。

次に、目2農業総務費の主なものにつきましては、節18負担金補助及び交付金のうち経営所得安定対策の農家直接支払いに関わる推進事業補助金、有機栽培実施者への環境保全型農業直接支払交付金、産地パワーアップ事業で導入したトマト選別機リース代への助成金、また熊や鹿による農業被害軽減に向けた野生鳥獣侵入防止柵設置に関わる補助金が主なものでございます。

次に、122、123ページ上段にかけての目3農業振興費の主なものにつきましては、森町

基幹集落センターに関わる維持管理費、また節18負担金補助及び交付金のうち新たに組み込む町内農産物の加工振興支援に関わる補助金、福島大学との連携による産業連携に関わる負担金及び荒廃した農地再生支援に関わる補助金などが主なものでございます。資料ナンバー29から31を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、目4畜産業費につきましては、枝肉格付業務員の報酬と町営牧場における維持管理費、また輓馬大会への補助金が主なものでございます。

次に、124、125ページ上段にかけての目5農地費につきましては、駒ヶ岳地区及び濁川地区の水田維持を目的とする多面的機能支払交付金、濁川地区農地耕作条件改善事業に関わる積算管理業務委託料、農道及び用排水路の工事費及び補償費のほか、排水路に隣接する農地の決壊等を解消するための排水路の改修工事費であります。資料ナンバー32及び33を提出しておりますので、ご参照願います。また、節22償還金利子及び割引料では、国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金及び土地改良施設使用料に関わる誤納金を歳出還付するため、過誤納還付金及び還付加算金を予算計上しております。

次に、126、127ページ上段にかけての目6駒ヶ岳ダム管理費につきましては、駒ヶ岳ダム及び基幹水利施設の維持管理費、また支線用水路の機能保全を行うための工事費が主なものでございます。資料ナンバー34を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、目7濁川防災ダム管理費につきましては、濁川防災ダムの維持管理に関わる費用であります。

次に、目8熱水利用園芸施設費につきましては、発電所の地熱水を利用する熱交換施設等の維持管理に関わる費用であり、費用の全額は施設を利用する農家が負担しております。

最後に、目9山村振興施設管理費につきましては、駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館の修繕及び改修に関わる費用が主なものであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項2林業費、目1林業総務費から目4森林環境事業費まで、佐藤農林課参事。

○農林課参事（佐藤 司君） 続きまして、項2林業費、目1林業総務費につきましては、熊及び鹿の駆除対策に関わる報償費と次代を担う若手ハンター育成に向けた狩猟免許等取得助成金3名分が主なものでございます。

次に、130ページ、131ページ上段にかけての目2林業振興費について主なものをご説明いたします。都市部から意欲ある若年層を積極的に誘致し、新たな視点や発想で地域に新しい風を起こし、森町の林業、木材産業を元気にする起爆剤として、地域おこし協力隊制度を活用し、学生向けの地域おこしインターン及び委託型地域おこし協力隊を採用してまいります。資料ナンバー35を提出しておりますので、ご参照願います。節14工事請負費につきましては、町有林の造林及び保育工事に関わるものでございます。資料ナンバー37を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金の豊かな森づくり推進事業補助金につきましては、民有林の造林事業に対し交付いたします。資料ナンバー38

を提出しておりますので、ご参照願います。また、森町モデル推進協議会補助金により各委員が建築設計・まちづくり部会及び建築構造・材料開発部会の専門部会に分かれてまちづくりワークショップの開催や町産木材を活用した建設工法、技法の開発に着手してまいります。資料ナンバー36を提出しておりますので、ご参照願います。

最後に、132、133ページ上段にかけての目4森林環境事業費につきまして主なものをご説明いたします。みなみ北海道農業共済組合からの譲与施設を地域外の人材を積極的に誘致し、新たな担い手確保に向けた若年層が集う活動交流拠点として展開してまいります。資料ナンバー39及び40を提出しておりますので、ご参照願います。また、製炭業において持続的な経営の構築に向けて、製炭窯整備に関わる費用の一部に対して支援を行います。資料ナンバー41を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時10分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

項3水産業費、目1水産業総務費から目4排水処理施設費まで。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、項3水産業費について主なものについてご説明いたします。

目1水産業総務費、節18負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体等に対します運営負担金などが主なものでございます。なお、渡島管内さけ・ます増殖事業協会負担金につきましては、令和4年度の稚魚放流事業を実施するに当たり、昨今の水揚げの減少に伴いまして自己資本だけでは継続が困難なことから、管内自治体等へ負担を求める予定でありまして、172万円を計上しているところでございます。続きまして、次ページの節27繰出金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計へ森町負担分として繰り出すものでございます。

続きまして、目2水産業振興費、節18負担金補助及び交付金のうち資源増大対策事業支援補助金につきましては、森、砂原両漁協がそれぞれ取り組みます昆布投石事業やナマコ種苗放流事業などにつきまして全面的に支援するため1,998万円を計上するものでございます。資料ナンバー42を提出してございますので、ご参照ください。また、昨年度から森漁協が試験事業として取り組んでございます未利用資源活用試験事業、いわゆるウニの陸上養殖でございます。こちらの事業に対しましては、本年度はかかる経費の2分の1を上限に補助しようとするものでございまして、120万円を計上してございます。資料ナンバー43を提出してございますので、ご参照ください。

続きまして、目3水産施設管理費でございます。こちらの予算につきましては、森町水

産系副産物再資源化施設及び森町漁業系廃棄物リサイクル施設の運営に伴います経常経費が主なものでございます。

続きまして、次ページの目4排水処理施設費でございますが、こちらにつきましては水産加工排水処理施設の運営に係ります経常経費に加えまして、老朽化が著しい攪拌器等の修繕料を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費から目3ふるさと応援対策費まで。

○商工労働観光課長（阿部泰之君） 138ページの款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費についてご説明いたします。

節7報償費につきましては、町が指定した事業に参加した方を対象に森商店会も〜りーくんポイントカードの行政ポイントを推進するための経費でございます。節18負担金補助及び交付金につきましては、森町物産協会、森商工会議所、森町さわら商工会、楽市楽座もりまち食K I N G市、中小企業特別融資利子補給費などへの補助金が主なものでございます。

続きまして、140ページの目2観光費についてご説明いたします。節10需用費及び節12委託料につきましては、町内2か所の道の駅に係る維持管理業務に要する費用でございます。また、節14工事請負費につきましては、つど〜る・プラザ・さわらの入り口天井が漏水しているため改修工事を実施するものです。資料ナンバー44を提出しておりますので、ご参照願います。続きまして、142ページの節18負担金補助及び交付金につきましては、森観光協会、森町花いっぱい運動推進協議会、環駒ヶ岳広域観光協議会などへの補助金が主なものでございます。また、文化スポーツ合宿誘致推進補助事業及びロケーション撮影補助金事業につきましては、資料ナンバー45、46を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目3ふるさと応援対策費についてご説明いたします。ここでは、ふるさと納税に係る事務補助給料、返礼品、通信運搬費、代理業務委託料、積立金などを計上してございます。また、寄附者にとってより見やすく、よりアクセスしやすく、より寄附しやすい環境をつくり上げることを目的にふるさと納税特設サイトを新設するための経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費から項3河川海岸費、目1河川海岸費まで。

○建設課長（富原尚史君） 款8土木費、項1土木管理費から項3河川海岸費までをご説明いたします。

144ページ、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、土木管理に係る共通経費で、節2給料の事務補助に係る給料、節12委託料の公共敷地等調査測量委託料、節18負担金補助及び交付金では北海道治水砂防海岸事業同盟負担金など各種協会への負担金が主な

ものでございます。

続きまして、目2給水施設費は、砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に係る経常的経費で、節12委託料の給水施設に係る保守点検業務及び水質分析委託料が主なものでございます。

続きまして、項2道路橋梁費ですが、目1道路橋梁総務費につきましては、節10需用費における光熱水費は道路照明灯及びロードヒーティングに係る電気料、節12委託料の道路台帳の補正に係る整備が主なものでございます。

続きまして、目2道路橋梁維持費ですが、道路の補修など維持管理に係る経費ですが、主なものといたしまして節12委託料では除雪業務や暗渠側溝清掃業務委託料が主なものでございます。節14工事請負費は、町内一円に係る町道のオーバーレイやパッチングなどの舗装補修工事でございます。資料ナンバー47を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金は、町道の橋梁点検に係る負担金で、資料ナンバー48を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目3道路橋梁新設改良費ですが、節14工事請負費の町内一円に係る町道側溝整備工事と鳥崎町2号線における排水施設整備工事、節16公有財産購入費の鳥崎町2号線に係る用地買収費が主なものでございます。資料ナンバー49を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、項3河川海岸費、目1河川海岸費ですが、河川海岸の維持管理に係る経費で、主なものといたしまして節12委託料の鳥崎川河川広場維持管理業務、節14工事請負費の尾白内川河川護岸工事及び町内普通河川に係る堆積土砂等の除去工事で、これにつきましては大雨や台風によって堆積された土砂の除去や河川敷地内の立木及び倒木処理のために行うものであります。資料ナンバー50、51を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項4港湾費、目1港湾管理費。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、項4港湾費について主なものをご説明いたします。

目1港湾管理費につきましては、森港湾に係る電気料や修繕料といった経常経費に加えまして、節12委託料の森港維持管理点検業務委託料や節18負担金補助及び交付金の森港改修事業管理者負担金が主なものでございます。なお、森港改修事業に係る資料といたしましてナンバー52を提出してございます。ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5都市計画費、目1都市計画総務費から項6住宅費、目2空き家対策費まで。

○建設課長（富原尚史君） 続きまして、項5都市計画費から項6住宅費までをご説明いたします。

152ページ、項5都市計画費、目1都市計画総務費につきましては都市計画費の共通的な経費で、節8旅費及び節18負担金補助及び交付金の全国都市計画協会負担金が主なもので

ございます。

続きまして、目2公園費ですが、公園、広場の補修や維持管理に係る経常的経費で、節12委託料の公園管理等業務、公園樹木整枝業務及びハマナスグリーンパーク、ハマナス台場公園管理業務、節14工事請負費ではハマナス台場公園展望台の腐食が進んでいる柱部分の補強を実施する工事が主なものでございます。資料ナンバー53を提出しておりますので、ご参照願います。

目3下水道費につきましては、節18負担金補助及び交付金、節23投資及び出資金は、森町公共下水道事業会計への補助金及び出資金でございます。

続きまして、項6住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕など維持管理に係る経常的経費でございますが、節10需用費における光熱水費は共用部分や外灯に係る電気料で、修繕料は小破修繕や給排水ポンプ等の補修に係るものでございます。節12委託料では、消防設備の保守点検、特定建築物定期報告調査、エレベーターや浄化槽の維持管理業務、度杭崎団地の専用水道及び配水設備保守点検、みどりヶ丘団地4号棟の改修工事に係る実施設計、度杭崎団地A棟の屋根外壁等改修工事が主なものでございます。資料ナンバー54、55を提出しておりますので、ご参照願います。節14工事請負費につきましては、資料ナンバー56のニューアカシヤ団地7号棟における町営住宅屋根ふき替え工事、資料ナンバー57、ポプラ団地3号棟の町営住宅解体工事、資料ナンバー55の度杭崎団地A棟における町営住宅屋根外壁等改修工事でございます。

続きまして、目2空き家対策費ですが、節12委託料の所有者照会事務及び不在者財産管理人の事務委託に係るものでございます。資料ナンバー58を提出しておりますので、ご参照願います。節13使用料及び賃借料は、緊急時対応のための建設機械借り上げ料でございます。節18負担金補助及び交付金は、特定空家等の所有者及び相続人に対し、空き家等を解体する場合に補助するものでございます。資料ナンバー59を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款9消防費、項1消防費、目1常備消防費から目3消防施設費まで。

○消防長（東谷直樹君） 引き続き、款9消防費、項1消防費についてご説明を申し上げます。

目1常備消防費でございますが、節8旅費の特別旅費につきましては、北海道消防学校へ初任教育及び予防査察科並びに大規模災害広域応援指揮課程への入校、救急救命士特定行為の資格認定としてビデオ硬性喉頭鏡の気管挿管講習、また函館市内病院での気管挿管実習でございます。節17備品購入費でございますが、新規採用職員の防火衣を購入するものでございます。節18負担金補助及び交付金でございますが、消火栓1基の設置負担金、資料ナンバー60を提出しておりますので、ご参照願います。消防学校負担金は、初任教育及び予防査察科並びに大規模災害広域応援指揮課程、また救急救命士のビデオ硬性喉頭鏡

の気管挿管講習と気管挿管再認定講習であります。その他につきましては、経常的経費でございます。

続きまして、目2非常備消防費でございます。節1報酬につきましては、消防団員年額報酬の引上げ、また出動報酬の創設、節17備品購入費につきましては機械器具として消防車のバッテリーを購入するものでございます。その他につきましては、経常的経費でございます。

続きまして、目3消防施設費でございます。節14工事請負費につきましては、森町消防団第7分団詰所屋根の張り替え工事、節17備品購入費につきましては森町消防団第3分団に配置しております第4号車の更新整備でございます。それぞれ資料ナンバー61、62を提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては、経常的な経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4災害対策費。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目4災害対策費ですが、本科目は災害時の応急対策に要する経費であり、職員の時間外勤務手当や建設機械借り上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費から項4幼稚園費、目1幼稚園費まで。

○学校教育課長補佐（河野 淳君） 款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、教育長及び教育委員の活動に伴う経費でございます。

続きまして、目2事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営する経費が主なものでございます。167ページの節12委託料では、森高等学校部活バス等運行業務委託料及び学校にICT支援員を配置するための経費として、ICT支援業務委託料を計上しております。節14工事請負費では、尾白内地区教員住宅解体撤去工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー63を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金につきましては、森町教育水準向上対策協議会、森町教育振興育英会、北海道森高等学校振興会、静岡県森町友好親善交流事業への補助金が主なものでございます。資料ナンバー64、65を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、168ページから173ページの項2小学校費、目1学校管理費でございますが、休校を含む小学校8校の維持管理経費でございます。節11役務費の通信運搬費では、児童1人1台端末におけるデータ通信費等が主なものでございます。節11役務費の手数料、節12委託料の校務支援システム初期導入委託料及び節13使用料及び賃借料の校務支援システム使用料につきましては、小学校において学校や児童に関する様々な情報をデジタル化し、きめ細やかな指導の充実等を図ることを目的としてシステム導入を行うための経費が主なものでございます。節12委託料の各小学校教育ネットワーク保守業務委託料では、各小学校のサーバー、ネットワーク機器及びソフトウェアなどの保守業務を行うための経費でござ

ざいます。

続きまして、目2教育振興費では、各小学校の教育活動に伴う経費でございます。節13使用料及び賃借料につきましては、小学校の指導者用デジタル教科書ライセンス使用料でございます。節18負担金補助及び交付金では、小学校6年生への修学旅行等児童負担金を計上しております。節19扶助費では、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る児童扶助費でございます。

続きまして、174ページから179ページの項3中学校費、目1学校管理費でございますが、中学校2校の維持管理経費でございます。節11役務費の通信運搬費では、生徒1人1台端末におけるデータ通信費等が主なものでございます。節11役務費の手数料、節12委託料の校務支援システム初期導入委託料及び節13使用料及び賃借料の校務支援システム使用料につきましては、小学校と同様に中学校においても学校や生徒に関する様々な情報をデジタル化し、きめ細やかな指導の充実を図ることを目的としてシステム導入を行うための経費が主なものでございます。節12委託料の各中学校教育ネットワーク保守業務委託料につきましては、小学校と同様に各中学校のサーバー、ネットワーク機器及びソフトウェアなどの保守業務を行うための経費でございます。節14工事請負費では、森中学校の保護者が生徒を送迎するために利用している広場において薄暮や夜間の安全性を確保するため、照明灯の設置工事を行おうとするものです。資料ナンバー66を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目2教育振興費では、各中学校の教育活動に伴う経費でございます。節18負担金補助及び交付金では、各種競技大会参加負担金が主なものでございます。節19扶助費では、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る生徒扶助費でございます。

続きまして、目3学校建設費、節12委託料及び節14工事請負費では、砂原中学校体育館改修工事施工監理業務及び砂原中学校体育館改修工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー67を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、180ページから183ページの項4幼稚園費、目1幼稚園費でございますが、森幼稚園、さわら幼稚園の運営管理に関する経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5社会教育費、目1社会教育総務費から目4文化財振興費まで。
○社会教育課長（須藤智裕君） 項5社会教育費、目1社会教育総務費についてご説明いたします。

節7報償費は、社会教育中期計画策定、子ども工作展、実年大学、家庭教育学級に係る報償費が主なものでございます。節12委託料は、社会教育施設長寿命化計画策定や施設管理業務委託料、芸術鑑賞事業委託料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金は、森町文化協会や森町女性団体協議会、静岡県森町との交流事業補助金が主なものでございます。なお、資料68の1ページ、2ページ及び7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、186ページ、目2 公民館費についてご説明いたします。節7 報償費は、各種講座、学級等に係る講師への謝金が主なものでございます。節10 需用費、節11 役務費、節12 委託料につきましては、公民館総合補償制度への加入保険料や保守管理費用等、森、砂原両公民館の維持管理経費が主なものでございます。なお、資料ナンバー68の3ページ及び7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、188ページ、目3 図書館費についてご説明いたします。図書館の管理運営に係る経常的な経費が主なものでございますが、節2 給料、節3 職員手当、節4 共済費は図書整理等に係る会計年度任用職員3名の人件費となっております。190ページの節13 使用料及び賃借料は建物施設借り上げ料、節17 備品購入費は図書購入費でございます。資料ナンバー68の4ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目4 文化財振興費についてご説明いたします。史跡鷺ノ木遺跡整備事業としまして、測量や発掘調査やその分析に係る費用を計上しております。資料ナンバー69を提出しておりますので、ご参照願います。また、節11 役務費及び節17 備品購入費では、森町遺跡PR事業としまして、VRゴーグル等に係る経費を計上しております。資料ナンバー70を提出しておりますので、ご参照願います。節14 工事請負費では、森町遺跡発掘調査事務所屋根改修工事の経費を計上しております。資料ナンバー71を提出しておりますので、ご参照願います。そのほかにつきましては、発掘調査事務所等の維持管理に伴う経費が主なものとなっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6 保健体育費、目1 保健体育総務費から目2 体育施設費まで。

○体育課長（木村忠公君） それでは、ご説明いたします。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員、体育協会、スポーツ少年団の活動経費などが主なものとなっております。節7 報償費では、各スポーツ少年団大会時の報償品やスポーツ教室講師、大会審判への謝金などが主なものでございます。節12 委託料では、社会体育施設長寿命化計画策定業務委託料を計上してございます。節18 負担金補助及び交付金では、森町体育協会やスポーツ少年団、あったかさわら道南パークゴルフ大会開催に係る補助や青森県外ヶ浜町交流事業といたしまして竜飛・義経マラソン参加に伴う経費を計上してございます。資料ナンバー68の5ページ、6ページ、7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、次ページ、目2 体育施設費でございますが、この科目は森町民体育館をはじめといたします町内各体育施設に係る維持管理経費が主なものとなっております。節12 委託料では、各体育施設の管理、清掃業務、森町民体育館の日直員業務、森町ふれあいの森指定管理業務や森町民体育館アリーナ床改修工事实施設計業務などが主なものとなっております。節14 工事請負費につきましては、森町民体育館アリーナ照明のLED化工事費を計上してございます。こちらにつきましては、資料ナンバー72を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目 3 学校給食費。

○給食センター長（藤嶋 希君） 目 3 学校給食費ですが、調理員に係る人件費のほか、次のページに移りまして、節10需用費はボイラーの燃料費や施設の光熱水費のほか賄い材料費が主なものでございます。なお、賄い材料費につきましては、子育て支援分の町補助分を含めた金額で計上しております。節12委託料につきましては、各種設備の保守点検のほか給食配送の委託料でございます。次のページに移りまして、節17備品購入費は炊飯釜2台を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款11災害復旧費、項 1 土木施設災害復旧費、目 1 土木災害復旧費。

○建設課長（富原尚史君） 款11災害復旧費、項 1 土木施設災害復旧費、目 1 土木災害復旧費ですが、災害復旧に係る経常的経費で、節13使用料及び賃借料の災害復旧時における重機借り上げ料、節18負担金補助及び交付金では北海道防災協会への負担金が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款12公債費、項 1 公債費、目 1 元金から款13予備費、項 1 予備費、目 1 予備費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 款12公債費の元金と利子ですが、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

続いて、款13予備費ですが、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第19号 令和4年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計予算。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第19号 令和4年度森町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

217ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ24億2,627万3,000円にしようとするものです。国保特別会計における医療費の推計、推移につきましては資料ナンバー73を提出しておりますので、ご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明させていただきます。230ページをお開き願います。款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税、節 1 医療給付費分現年課税分から節 3 介護納付金分現年課税分までの収納率を90%として算定しております。節 4 医療給付費分滞納繰越分から節 6 介護納付金分滞納繰越分までの収納率につきましては18%を見込み、計上しております。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料、目 1 督促手数料につきましては、令和4年度コンビニ収納導入に当たり、督促手数料を徴収しなくなることから名目計上しております。

232ページ、款 4 道支出金、項 1 道補助金、目 1 保険給付費等交付金、節 1 保険給付費等

普通交付金につきましては、町が医療機関に支払う各医療費分等が北海道から補助金として交付されることとなります。節2保険給付費等特別交付金につきましては、医療費の適正化に向けた事業の実施等に係る保険者努力支援分等の交付金を見込んでおります。

款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、法定内のルール分及び法定外繰入金として保健事業に要する費用と医療費助成制度において町独自で助成対象を拡大しているものへの医療費の波及増分を見込んで計上しております。

240ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明させていただきます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、一般職員3名の人件費及び事務費の経常的経費を見込んでおり、節12委託料では新たに国保標準システム機器更改対応業務委託料及び国保標準システム機器更改対応サーバー改修業務委託料を計上しております。

242ページ、目2連合会負担金につきましては、北海道が運用する国保システムの負担金等を計上しております。

項2徴税費、目2賦課徴収費、節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金となっております。

項3運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務費に係る経費を計上しております。

244ページ中段、項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費及び目2医療費適正化特別対策事業費については、収納率向上のための事務研修への参加や医療費の適正化を図るための柔道整復施術療養費患者調査業務委託料等の事務費を計上しております。

246ページ、款2保険給付費、項1療養諸費につきましては、療養給付費及び療養費等となっております。

項2高額療養費は、それぞれの高額療養費に対する支給金を計上しております。

項3移送費、248ページ、項4出産育児諸費及び項5葬祭諸費につきましては、前年度決算見込額を勘案し、計上しております。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分につきましては、都道府県化により北海道へ納付する医療給付費分を計上しております。

250ページ中段、項2後期高齢者支援金等分及び項3介護納付金分は、医療給付費分と同様、北海道への事業費納付金として計上しております。

252ページ下段、款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費は、特定健康診査事業に係る費用として健診委託料及び特定健診受診率向上支援共同事業負担金等を計上しております。

254ページ、項2保健事業費につきましては、保健衛生普及費として予防接種委託料等を計上しております。

下段、款9諸支出金、項1償還金及び還付金につきましては、過誤等による還付金、還付加算金等を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第20号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

263ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ2億5,206万9,000円にしようとするものです。収支状況、医療費等の推移について資料ナンバー74を提出しておりますので、ご参照願います。

事項別明細書により歳入の主なものについてご説明いたします。274ページをお開き願います。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料は、年金から天引きされる方の保険料で100%の収納率を見込んでおります。

目2普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の方の保険料で97%の収納率を見込み、計上しております。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目2督促手数料につきましては、令和4年度コンビニ収納導入に当たり、督促手数料を徴収しなくなることから名目計上しております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、人件費及び事務費に係る経費について一般会計からの繰入れ分を計上しております。

目2保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額に相当する分を一般会計から繰入れしようとするものです。

276ページ中段、款5諸収入、項2償還金及び還付加算金につきましては、被保険者に対する還付金等について広域連合から受入れしようとするものです。

歳出の主なものについてご説明いたします。280ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員2名の人件費と経常的経費となっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主な経費となっております。

282ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金は、収納した保険料と減額した保険料相当分並びに広域連合事務費の市町村負担分を北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものとして計上しております。

款3諸支出金、項1償還金及び還付金につきましては、過誤等による保険料の還付金、還付加算金を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第21号 令和4年度森町介護保険事業特別会計予算。

○保健福祉課参事（宮崎弘光君） 議案第21号 令和4年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

289ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ21億1,170万1,000円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ505万3,000円に定めようとするものです。事業の概要につきましては、資料ナンバー75を提出しておりますので、ご参照願います。

保険事業勘定より歳入の主なものについてご説明いたします。308ページをお開き願います。款1保険料につきましては、特別徴収、普通徴収保険料として被保険者数5,836人、普

通徴収の収納率は85%として計上しております。

款2分担金及び負担金につきましては、共同運営している茅部地区介護認定審査会における鹿部町の負担金です。

款4国庫支出金から312ページ、款6道支出金につきましては、介護サービス、介護予防サービス等給付費及び地域支援事業費に係る負担金や補助金を各負担割合により計上しております。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金から目3地域支援事業繰入金につきましても各給付費、地域支援事業費に係る町負担分を計上しております。

目4低所得者保険料軽減繰入金は低所得被保険者保険料軽減分へ充当する繰入金として、目5その他繰入金は人件費、事務費分の繰入れとなっております。

項2特別会計繰入金は、サービス事業勘定からの繰入れです。

314ページ、項3基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入れです。

318ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費は人件費、電算委託料、項2徴収費は郵送に係る通信運搬費が主なものです。

320ページ、項3介護認定審査会費は、介護認定審査会開催に係る委員報酬や人件費及び認定調査に係る事務費が主なものです。

322ページ、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者の各サービス給付費を計上しております。

326ページ、項2介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者の各サービス給付費を計上しております。

330ページ、項4高額介護サービス等費は利用者負担額が上限額を超えた場合の給付費とし、項5高額医療合算介護サービス等費は介護保険と医療保険の利用者負担額の合計が上限額を超えた場合の給付費として計上しております。

332ページ、項6特定入所者介護サービス等費は、施設入所、短期入所に係る食費、居住費の低所得者軽減分を計上しております。

334ページ、款4地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業に係る経費を計上しております。

項2一般介護予防事業費は、介護予防を目的とした各委託料等を計上しております。

項3包括的支援事業・任意事業費、目1総合相談事業費及び次ページの目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの人件費が主なものです。

338ページ、目4任意事業費は、介護用品支給事業に係る経費が主なものです。

目6生活支援体制整備事業費は、生活支援サポーターの養成事業に係るものです。

目7認知症総合支援事業費は、認知症カフェや認知症サポーター養成事業に係る経費が主なものです。

340ページ、款6基金積立金につきましては、介護給付費準備基金への積立金です。

以上、保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続いて、サービス事業勘定についてご説明いたします。346ページをお開き願います。歳入、款1 サービス収入、項1 予防給付費収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画作成費収入です。

350ページをお開き願います。歳出、款1 事業費、項1 居宅介護支援事業費は介護予防サービス計画作成委託料、款2 諸支出金、項1 繰出金は保険事業勘定への繰出金です。

以上、サービス事業勘定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第22号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計予算。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、361ページ、議案第22号についてご説明いたします。

本案は、令和4年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,336万4,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書にてご説明申し上げます。368、369ページの歳入をお開き願います。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入並びに目2 居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの収入でございます。節の上段、施設介護サービス費収入は入所、下段の短期入所生活介護費収入につきましてはショートステイに関する収入でございます。

続きまして、項2 自己負担金収入は、介護給付費の自己負担金として入所者からの収入でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金8,130万円は、一般会計からの繰入れをもって施設分、事業費分の不足分に充当しようとするものでございます。

続きまして、370ページ、371ページをお開き願います。款5 諸収入、項1 雑入、目1 雑入は、職員の雇用保険料の自己負担分が主なものでございます。

続きまして、373ページの歳出をお開き願います。款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、374ページから377ページまででございますが、これは施設の事業系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございまして、本年度は節17備品購入費に主なものとして特殊浴槽の購入を計上しております。資料ナンバー76を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、378ページ、379ページをお開き願います。款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員の人件費と施設サービスに係る費用が主なものでございます。なお、資料といたしましてナンバー77、78を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） では、議案第23号 令和4年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第24号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第23号 令和4年度森町港湾整備事業特別会計予算についてご説明いたします。

385ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ51万1,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。それでは、396ページをお開きください。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料の51万円につきましては、港湾施設用地の貸付使用料でございます。

続きまして、400ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節8旅費と節10需用費につきましては、港湾業務に係ります事務経費でございます。続きまして、節27繰出金の26万5,000円につきましては、令和4年度は特会において使用料を充当する町単独事業を予定してございませんので、使用料の一部を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第24号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

403ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ9,019万9,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。それでは、414ページをお開き願います。歳入の款1分担金及び負担金、項1負担金、目1リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と、あと鹿部、砂原、森の3漁協における施設運営に係る負担金でございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料につきましては、こちらにつきましては水産加工会社が納付する使用料でございまして、令和4年度はウロの受入れ量を2,300トンと見込んで4,600万円を計上しているところでございます。

続きまして、416ページをお開きください。款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、収支の均衡を図るためホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金から1,309万5,000円を繰り入れるものでございます。

また、同じく款4繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、施設運営に係ります費用の森町の負担分となっているところでございます。

続きまして、420ページをお開きください。歳出の款1総務事業費、項1目1総務事業費の節2から節4共済費につきましては、施設で勤務します職員2名分の人件費となっていてございます。続きまして、節10需用費の主なものにつきましては、電気料と施設機器類などの修繕に係る費用が主なものとなっているところでございます。続きまして、節12委託料につきましては、ホタテウロの処理に係る費用が主なものでございまして、飼料会社向けの乾燥処理業務として3,116万5,000円、セメント会社向けの焼却処理業務とし

て3,693万6,000円をそれぞれ計上しております。最後になります。節26の公課費につきましては、令和3年度分の消費税及び地方消費税として209万1,000円を計上しているところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第25号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算。

○病院事務長（安藤 仁君） 議案第25号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。

資料ナンバー79、病院事業経営分析一覧表を提出しておりますので、ご参照願います。

初めに、1ページの業務の予定量ですが、病床数60床、年間患者数の入院1万3,140人、外来2万4,786人を予定しており、1日当たり平均患者数は入院で36人、外来で102人を見込みました。

建設改良事業は、膀胱用超音波画像診断装置ほか、記載のとおり計5件の医療機器等の購入予定となっております。

次に、収益的収入及び支出ですが、病院事業収益は9億6,237万1,000円で、医業収益6億9,885万4,000円、医業外収益2億6,351万7,000円となっております。

2ページをお開き願います。支出ですが、病院事業費用は12億416万円で、医業費用11億9,362万円、医業外費用1,004万円、予備費50万円であり、収支不均衡予算でございます。

次に、資本的収入及び支出ですが、資本的収入は7,979万3,000円で、企業債460万円、出資金7,519万3,000円となっており、資本的支出は1億2,506万9,000円で、建設改良費687万円、企業債償還金1億1,819万9,000円でございます。

企業債から3ページの棚卸資産の購入限度額までは記載のとおりとなっております。

9ページ以降の事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は4億3,362万円で、診療単価3万3,000円を見込み、目2外来収益は1億9,580万9,000円、診療単価7,900円を見込んでおります。

目3その他医業収益ですが、救急医療に対する一般会計からの補助金や各種検診、予防接種収入となっております。

10ページをお開き願います。項2医業外収益、目2他会計補助金の2億5,308万7,000円は、説明欄記載のとおり負担区分に基づく一般会計からの繰入れでございます。

11ページをお開き願います。支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費は、病院運営に係る人件費でございます。

目2材料費ですが、実績等を勘案しまして計上しました。

12ページをお開き願います。目3経費ですが、報償費の増額のほか科目により増減はありますが、全体で1,453万3,000円の増額となっております。

17ページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入ですが、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債の460万円は、医療機器購入に係る企業債でございます。

項2出資金、目1出資金7,519万3,000円は、過去の病院建設や医療機器等購入に係る企業債償還金に充てるための一般会計からの出資金でございます。

18ページをお開き願います。款1資本的支出、項1建設改良費469万円は、説明欄記載のとおり膀胱用超音波画像診断装置など計5件の医療機器等の購入費用でございます。

項2企業債償還金、目1企業債償還金1億1,819万9,000円は、過去の病院建設や医療機器等購入に係る企業債の元金償還支払い分でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第26号 令和4年度森町水道事業会計予算、議案第27号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第26号 令和4年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は5,035戸、年間総配水量は144万929立方メートル、1日平均配水量は3,948立方メートルとなっています。主要な建設改良事業の概要については、霞台森停車場線配水管移設更新工事、鳥崎町2号線配水管移設更新工事、尾白内町地区配水管更新工事、濁川地区簡易水道事業配水管更新工事を予定しておりまして、詳細の工事量、工事箇所につきましては資料番号81、82、83、84をご参照ください。

2ページをお開きください。第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入の第1款水道事業収益を3億147万6,000円に、支出の第1款水道事業費用を3億2,933万5,000円にしようとするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入の第1款水道事業資本的収入を7,867万3,000円に、支出の第1款水道事業資本的支出を1億5,543万6,000円にしようとするものでございます。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,676万3,000円は過年度分損益勘定留保資金3,525万2,000円、当年度分損益勘定留保資金4,151万1,000円で補填しようとするものです。

第5条の企業債でございますが、借入限度額6,960万円は、更新事業の財源として借り入れるものでございます。

第6条の一時借入金の2億円は、必要な資金を一時借入れする場合の限度額の設定となっております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第8条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うもので、400万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億

6,583万4,000円で、前年度比104万円の減となっております。

11ページの款1 水道事業収益、項2 営業外収益、目2 消費税及び地方消費税還付金は、前年度比462万円の減となっております。

目3 長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したものです。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1 水道事業費用、項1 営業費用、目1 原水及び浄水費1億2,237万3,000円は、原水の取水並びに浄水処理に関わる施設の維持管理及び運用等に要する費用で、前年度比761万5,000円の増となっております。節の修繕費3,144万2,000円は、説明欄記載のとおり、各機器の整備保全に要する修繕費でございます。節の委託料4,993万9,000円は、各施設における維持管理及び運転管理に要するものでございます。

13ページ中段、目2 配水及び給水費5,286万4,000円は、職員給与費並びに配水池、配水管、その他の附属施設等並びに給水装置の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比484万9,000円の増となっております。節の給料から法定福利費については職員給与費であります。14ページ、節の備消耗品費から公課費については、配水施設等における維持管理及び運用に要する費用です。

15ページ、目4 業務費4,587万6,000円は、水道料金、下水道使用料の検針及び徴収等業務、開始中止作業、窓口業務、量水器の維持管理等に要する費用で、前年度比331万5,000円の減となっております。

目5 総係費2,256万8,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しており、前年度比85万6,000円の増、主な要因は令和4年度からの水道料金のコンビニ収納に係る費用の増によるものです。以下16ページまででございます。

16ページ下段、目6 減価償却費7,902万4,000円は、有形固定資産減価償却費を計上しております。

17ページ、目7 資産減耗費174万円は、更新事業による除却費を計上しております。

18ページ、項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費248万9,000円は、企業債の返済利息と一時借り入れる場合の利息を計上しております。

20ページをお開きください。資本金的收入及び支出の収入について、款1 水道事業資本金的收入、項1 企業債、目1 企業債6,960万円は、水道施設更新事業を実施するために起債を借り受けるものです。

項2 負担金、目1 負担金907万3,000円は、道路工事事業に伴う各地区の配水管移設工事に伴う補償による負担金です。

21ページ、支出について、款1 水道事業資本金の支出、項1 建設改良費、目1 水道施設費1億1,382万1,000円は、各戸に貸し付ける量水器設置に必要な費用、工事請負費の各水道施設の更新工事を計上しております。委託料は、配水管移設工事の委託料330万円を計上しております。

下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金4,161万5,000円は借り入れた起債の償還に必要な費用で、前年度比172万1,000円の増でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量についてでございますが、排水戸数は3,135戸、年間総排水量は63万2,952立方メートル、1日平均排水量は1,734立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、公共下水道管渠新設工事で、工事量として污水管口径75から150ミリで延長500メートルを予定しております。工事詳細については、資料番号80番をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきまして、収入及び支出それぞれ4億5,207万1,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出の予定額につきまして、収入の第1款下水道事業資本的収入を1億9,955万5,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を3億2,449万2,000円にしようとするものでございます。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,493万7,000円は当年度分損益勘定留保資金1億2,493万7,000円で補填しようとするものです。

第5条の債務負担行為は、事項欄記載による水洗便所改造等資金あっせん融資取扱手数料に係る債務負担の設定でございます。

3ページの第6条の企業債でございますが、起債の借入限度額4,250万円は下水道管渠等の建設工事の財源として借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金2億円は、必要な資金を一時借入れする場合の限度額の設定となっております。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計から公共下水道事業会計への補助金で、企業債利息支払金として5,303万9,000円、経営健全化補助金として1億6,128万3,000円を受け入れようとするものでございます。なお、経営健全化補助金の主な使途は、企業債償還金の財源補填として1億2,493万7,000円、事業運営費として3,516万8,000円を予定しております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,576万5,000円で、前年度比122万2,000円の減となっております。

11ページの項2営業外収益、目1他会計補助金2億1,432万2,000円は一般会計よりの補助金で、前年度比934万3,000円の減となっております。

目 3 長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したものです。

12ページをお開きください。支出についてですが、款 1 下水道事業費用、項 1 営業費用、目 1 管渠費2,039万8,000円は、下水道管渠とその他附属施設等及び排水設備の管理に要する費用を計上しております。

13ページ、目 2 処理場費8,935万7,000円は、森浄化センターの汚水処理並びに汚泥処理に係る施設の維持管理、運転業務に必要な費用で、前年度比118万1,000円の増となっております。

14ページ下段から16ページ中段にかけての目 4 総係費2,846万6,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用で、前年度比311万5,000円の減となっております。

16ページの目 5 減価償却費は 2 億5,960万8,000円で、前年度比1,010万9,000円の減となっております。

17ページの項 2 営業外費用、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費は5,363万9,000円で、前年度比440万円の減となっております。

18ページをお開きください。資金的収入及び支出の収入について、款 1 下水道事業資金的収入、項 1 企業債、目 1 企業債は4,250万円で、前年度比640万円の増となっております。

下段の項 2 国庫補助金、目 1 国庫補助金は2,140万円で、前年度比60万円の減となっております。

19ページの項 3 出資金、目 1 他会計出資金は 1 億3,469万円で、前年度比456万4,000円の増となっております。

項 4 受益者負担金、目 1 受益者負担金は建設費の財源となるもので、本年度は96万5,000円で、前年度比118万3,000円の減となっております。

20ページから21ページに続く支出について、款 1 下水道事業資金的支出、項 1 建設改良費、目 1 下水道施設費は、職員給与費及び下水道施設の建設に必要な費用であり、本年度は8,098万7,000円で、前年度比271万7,000円の増となっております。

21ページ下段の項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金は 2 億4,350万5,000円で、前年度比634万6,000円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第 4 に関わる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものいたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会いたします。
次回は、3月4日午前10時開会といたします。
ご苦労さまでした。

延会 午後 3時26分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年3月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和4年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

令和4年3月4日（金）

開議 午前10時00分

延会 午後 5時15分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第13号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
議案第18号 令和4年度森町一般会計予算
議案第19号 令和4年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第20号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 令和4年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第23号 令和4年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第24号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第25号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第26号 令和4年度森町水道事業会計予算
議案第27号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 「敵基地攻撃能力」の保有の検討を行わないことを求める意見書
- 6 意見書案第2号 核兵器禁止条約第1回締約国会議に政府代表の派遣を求める意見書
- 7 意見書案第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長 16番 野村 洋 君 副議長 1番 菊地 康博 君

2 番 山 田 誠 君
 4 番 高 橋 邦 雄 君
 6 番 加 藤 進 君
 9 番 河 野 文 彦 君
 1 1 番 檀 上 美緒子 君
 1 3 番 久 保 友 子 君
 1 5 番 斉 藤 優 香 君

3 番 佐々木 修 君
 5 番 伊 藤 昇 君
 8 番 東 隆 一 君
 1 0 番 宮 本 秀 逸 君
 1 2 番 木 村 俊 広 君
 1 4 番 松 田 兼 宗 君

○欠席議員（1名）

7 番 堀 合 哲 哉 君

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 渕 茂 君
保健福祉課長	坂 田 明 仁 君
保健福祉課参事	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住民生活課長	金 丸 義 樹 君
子育て支援課長	野 崎 博 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 併 農業委員会事務局長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	阿 部 泰 之 君

建設課長	富原尚史君
砂原支所長	落合浩昭君
地域振興課長	干葉正一君
町民福祉課長	住吉隆子君
教育長	増川正志君
学校教育課長補佐	河野淳君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤智裕君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村忠公君
給食センター長	藤嶋希君
さくらの園・園長	敦賀靖之君
病院事務長	安藤仁君
上下水道課長	水元良文君
消防長	東谷直樹君
消防署長	松田光治君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田桐克幸君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	奥山太崇君
庶務係	喜田和子君
総務係	高橋一也君
財政係	西川慎吾君
情報管理係	水口祐太君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第13号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を
改正する条例制定について
議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）

- 議案第 18 号 令和 4 年度森町一般会計予算
- 議案第 19 号 令和 4 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 20 号 令和 4 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 21 号 令和 4 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 22 号 令和 4 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 23 号 令和 4 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 24 号 令和 4 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 25 号 令和 4 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 26 号 令和 4 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 27 号 令和 4 年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席4番、高橋邦雄君、議席5番、伊藤昇君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行についてですが、質問は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、そして当局も含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、1、新型コロナウイルス感染症対策について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策について。新型コロナウイルス感染第6波が急拡大する中、厚生労働省は感染者の濃厚接触者を追跡し、感染経路を特定する疫学調査の対象を大幅に縮小しました。これまで新型コロナの感染者とマスクを着用せず1メートル程度以内の距離で15分以上の接触があった人を調査し、感染の疑いがある濃厚接触者と判定した人には10日間の健康観察や外出自粛を求めてきました。今回の変更では、保健所の調査対象を感染者の同居家族と重症化リスクが高い介護施設、医療施設の利用者らに限定し、職場の同僚と一緒に食事をした知人等は調査対象から除外しております。これまでは、感染者

から発症前2週間の行動履歴を聞き取り、濃厚接触者や感染経路を調査しておりました。この調査を取りやめ、基本的に保健所は関与しないこととなり、感染者本人が感染の疑いがある人に連絡し、発熱やせきなどの症状がある場合は個人の判断で発熱外来などに相談する方針を示しております。現段階では、保健所や行政が直接自宅待機などを求めることはありませんが、感染爆発期の経緯では感染源を早期に特定し、無症状の感染者を保護、隔離、療養するという新型コロナウイルス感染症に対する適切な初期対応の重要性が明らかになっております。感染拡大のリスクを低減させるためにも、速やかに低額かつ予約不要によるPCR検査を実施できる体制の整備が有効であります。また、感染防止策を講じる中での町内業者への影響は、飲食業を中心としながらも、それに限定されることなく、飲食業、宿泊業に関連する広範な業種に及び、その対策は借入金の利子補給のような金融支援も必要ですが、感染防止対策を講じる中で発生する損失を十分に補うことが効果的でもあります。町独自で無症状者、感染の疑いがある人に対して検査を実施できる体制が必要と考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

発熱等により新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、医療機関の発熱外来において検査が行われます。また、感染が確認された場合には渡島保健所が濃厚接触者を特定して検査を実施しておりますが、現下の感染急拡大を受け、調査対象を同居家族や医療機関、介護福祉施設等に重点化しております。あわせて、道はPCR等検査無料化事業を実施しており、渡島管内では21の事業所においてPCR検査もしくは抗原定性検査が無料で受けられます。この事業によって、森町内においてもさくら薬局森店にて抗原定性検査が受けられる状況となっております。これらにより、感染疑いのある町民や無症状の町民が無料で検査を受けられる体制が既に構築されておりますが、予約不要の検査体制を整備することは非常に難しいと考えております。町民の皆様には、あらゆる感染リスクの回避を徹底していただくことをお願い申し上げますとともに、町としてもコロナワクチンの接種を最大限に推し進め、引き続き感染防止対策を徹底してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

国保病院にて抗原検査を行っておりますが、症状がなければ検査対象とはなりません。また、院外薬局で抗原検査無料キットがあるというのですけれども、要は何時間単位でもう出てしまって在庫がないような状況にあります。だから、例えば不安に思った方がそこで院外薬局に行ってキットがないかと、かなり相談件数もあったようなことを聞いております。それですから、現に同じ空間にいた方が今回の変更により濃厚接触者から除外され、不安に感じ、自主的に他町にてPCR検査を行い、陽性反応が出ております。このことから、症状が出てからでは感染者を減らすことがやはり困難になってきます。今後も不安に感じる方が増えてくるわけですから、町内において無症状、同一空間におられた方などを

対象に検査を実施できる環境を構築することが必要ではないでしょうか。また、まん延防止等重点措置が21日まで延長となりました。感染が高止まり状態である状況です。さらに、道内初確認、従来のオミクロン株より強い感染力があるBA.2の感染者が確認され、感染再拡大につながるおそれも示唆されております。町民が日常生活を安心して送るためにも必要であると考えますが、町長、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

このようなPCR検査の体制、そのような件に関しまして同僚議員の方からも以前からご質問はいただいております。その中で私も答弁させていただいておりましたけれども、現実問題として先ほど抗原定性検査の在庫数の問題ですとか、あとそれに係る予算ですとか人員に関して、やはりこの点は非常に限りあるリソースを配分してそれぞれの事業所、行政の、国保病院もそうですけれども、検査体制というものを構築しております。その中でワクチン接種が進んで、これから3回目の接種も進んでいるところではありますが、確かに新たな株が発生して感染力も強くなっているところではありますが、この限られたリソースをしっかりと適正なところに配分し、検査が必要な方から優先的に検査をしていただいて、それでその検査結果に基づいて対処していくと。そのような状況を崩してしまつて無料で予約不要でどんな方でも受けれるという体制を開始してしまいますと、やはりそこは、症状は当然そのとおりなのでございますけれども、検査を受けて陽性かどうかをはっきりさせたい人が誰でも受けれてしまうという、そういう体制になってしまうのかなというところを危惧しております。すなわちそれは、どんな方でも受けれるとなると、この不安な環境下においてはやはり町民の方々皆さん本当に毎日毎日あらゆる経済活動、またはそういういろいろな活動の中で自分が陽性か陰性なのかというところは知りたいというところは重々承知しているところではありますが、そこはやはり町民の皆様が、全町民が一斉に検査を望むということはないとは思うのですけれども、今以上に検査のリソース、人員、また予算もそうですけれども、必要になる、そういう対応は現実的ではないのかなというところで、まずは必要な方、症状がある方を対象として検査をさせていただきたいと、そのように考えているところであります。

また、先般報道にまん延防止等重点措置が延長になると、そのような検討も進められているというところではありますが、今後もこういう検査体制にかかわらず、経済対策等もしっかりと検討し、迅速に議会のほうにご提案できるように進めさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 再々質問させていただきます。

今町長の答弁の中から必要な方は対処していくと、現に今改正して居住を一緒にしていない方、例えば職場の同僚にしても、ここは対象外になっているので、やっぱりここも必要な方だと僕は認識しています。今後も予断を許さない状況が続くことが予測されます。感染者をまず増やさない、出さない取組が必要である。町の経済対策にもつながるわけで

すから、ぜひ実施していただきたい、町民の命にもつながるわけですから。また、町長も町政執行方針にも示されているように、町民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先にと示されていることから、計画的に実施していかなければならないのではないのでしょうか。財政的な問題もあると思いますが、ふるさと納税を使い、整備してはどうですか。町長、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

確かに高橋議員おっしゃるとおり、保健所の濃厚接触者の追跡体制といいますか、追跡対象者を以前とは違ってある程度縮小するということの判断基準は、やはり保健所がこれ以上人的リソースをかけられず、対象者を追跡する行為自体がなかなかしづらくなってきた、対象者が増えてしづらくなってきたということも原因としてあるようですので、先ほど金銭的な財政に関しましては当然森町は先般執行方針でもお話しさせていただきましたとおりで多くの寄附をいただいております。その点に関しましては、いろいろなことに使わせていただける財源を寄附という形でいただいている点は本当に感謝させていただきたい、そのように思っているところではあります。人的資源というところでもそこにかける人手、検査キット、その辺はやはり限りがあるのかなど。でも、やはり議員おっしゃるとおり、その辺の支援といいますか、これがもし検査が本当に莫大に必要になり、例えば薬局のほうからお手伝いという形で依頼ですとか、そういうことが来たときにはこれは積極的にやっぱり町としても検査体制をしっかりと増強するという意味では対応して応えていかなければならないと思っておりますし、在庫の確保に関しましては何か相談があれば私どもも行政としていろいろな在庫を抱えているところにお話を聞いてみるですとか、そのようなこともしっかりとやらせていただきたいと考えておりますので、何とぞご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 新型コロナウイルス感染症対策についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、2、高齢者福祉政策の推進充実について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） それでは、1点、私のほうから質問させていただきます。

高齢者福祉政策の推進充実についてでございます。森町高齢者福祉総合計画、令和3年から5年では、地域包括支援システムを段階的に構築すると記載されておりますが、特に介護サービスと介護予防が重要課題でございます。森町の前期高齢者、65歳から74歳は2,526人から2,893人へ、後期高齢者、75歳以上は2,788人から2,812人となっており、高齢化率は30.3%から38.2%と上昇し、要介護度も非常に高くなっております。これらを踏まえまして、自立した日常生活を営むことができるよう高齢者のニーズに応じて医療、介護福祉、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されなければなりません。近年の少子高齢化に伴い、家族等による介護状況はほとんど見受けられておりません。結局は、在宅サービス、居住系サービス、施設サービス等の事業所は森町に約30か所ございますが、受入

れ態勢、定員は680人程度となっておりますが、人材不足、介護福祉士等の不足でございますが、そのため入所希望者等をはじめ、被保険者等が希望する介護サービスの提供が困難な状況が現実のようでございます。先般道内唯一の公立介護福祉専門学校、これは栗山町にございますけれども、介護分野で人材不足に悩む道内の市町村と連携し、介護人材の育成、確保で協力する事業を始めたとの報道がありました。連携市町村は、地元の介護福祉施設へ就職する学生を募り、奨学金、入学検定料金や入学金の減免等も提示しております。森町の介護環境向上のため、これらの取組に加え、他の必要経費等も助成し、資格取得後は町内の介護福祉施設等へ就職していただくことにより、入所待機者の解消が図られ、人口減少及び少子化現象の歯止めになるとともに、各介護福祉等サービスの充実が図られるものと考えております。ぜひこのような制度を利活用し、介護人材の育成、確保を目指し、森町の介護福祉サービス提供のさらなる充実を目的とした政策を全道に先駆けて実施すべきと思料いたしますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

介護人材の確保に関しましては、当町の介護サービスを安定的に提供する上で大変重要なことと認識しており、平成25年度から森高等学校における介護職員初任者研修課程の存続のため町職員の中から有資格者を講師として派遣し、介護人材の定着を目的に現在も支援を継続しております。さらに、今年度からは、新規の介護人材確保対策事業として介護職員等就労祝金事業及び介護資格取得者支援事業を実施し、介護人材の確保並びに定着、介護職員の資質向上のための支援に力を入れているところです。また、栗山町の介護福祉学校については、広報6月号へ掲載し、介護福祉士取得の選択肢の一つとして紹介させていただいております。今後も町内事業所の状況把握に努め、これまで行ってきた事業を継続しつつ、人材確保のための方策、支援の在り方について様々な角度から検討してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（山田 誠君） なぜ私もこのような質問するかというと、近年介護施設等に対するニーズが非常に多様化してまいっております。高度な介護サービスの提供が求められているのが現実でございます。町長も執行方針で述べられておりますが、高齢者率の伸びに伴いまして町内介護事業所の介護人材の確保や定着を図るため介護職員人材確保が不可欠であるというふうなことは私も同感だと思います。介護業界の情報では、道内唯一の栗山町の介護福祉専門学校とともに道南の唯一の福祉分野養成校であります函館臨床福祉専門学校が令和4年、今年度新規学生の停止を検討しているという情報がございます。町長が察知しているかどうかは分かりませんが、そういう情報があると。地元の介護福祉施設の関係者からは、仮にこの学校が閉校となった場合、介護業界の影響は計り知れないという危機感を持っている声が寄せられております。卒業生の約8割が渡島管内、または檜山管内の高齢者福祉施設に就職し、専門的な知識、技術を習得して地域福祉の中心

的な役割を担っているのが現実でございます。栗山町の介護福祉専門学校の対応は、先ほど町長言いましたけれども、森町広報6月号、これの募集のところに掲載されて募集を営んでおりますが、当然私は行くべきだと、そういうふうに思っております。この問題は、一自治体、一業界団体で取り組む問題ではないと思っています。これは、町村会または渡島総合開発期成会等々で広域的な視点に立って行くべきだと私は思っております。ぜひ町長、先陣を切って渡島町村会または道の町村会等に提言等を発し、要請行動を展開すべきだと思いますが、再度お伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどご質問にありました栗山町の件でございますが、私もいろいろな介護人材確保のそのような対策ですとか、行政が行っている施策に関していろいろ調べたところ、本質的に栗山町の場合は学校があって、その学校と連携して各市町村にその人材が流れる仕組みづくりというのを一緒にやっているのかなというところで捉えておりました。要素として、やはり資格を取得して、入学金ですとか、資格取得に係るそういった費用を免除してあげると、行政で負担してあげると、その代わりと言ってはなんですが、該当の町で職員として、人材として定住していただきたい、そういう意味では先ほど答弁させていただきました介護人材確保対策事業、資格取得事業のところで一応は網羅されているのかなというところで考えております。しかし、議員おっしゃるとおり、これだけどんどん介護人材、介護人材だけではないのですけれども、ほかの水産業でもそうですし、建設業でもそうですし、働いていただける方というのはやっぱりどんどん、どんどん、特にこの地方は少なくなっている、奪い合いになってきているという認識は私持っております。その中でやはり議員おっしゃるとおり、町村会でも振興局単位でもそうなのですから、広域でこの地域で働いていただける、働きたいなと思っていただける、そういう価値を町村連携でしっかりとつくり上げて外部に発信していく、道南地域で、森町だけではなくて。そういう意味では、今私も町長として渡島市町村会の他の町長様、市長様と非常に活発に意見交換しやすい関係を築けておりますので、その辺はざっくばらんに実際どうするのだというところを私も森町町長として提案していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（山田 誠君） 町長おっしゃるように、各道南地域の町村会、強力に推し進めてもらいたいなど。

先般いろいろ予算の資料等々頂いたときに、高齢者人口、町長も目通したと思うのですが、相当数な人員が出てきていると。それで、65歳以上からの部分では約5,800人程度が森町で出てきている。それで、受皿が施設の部分についてはほとんどあまりないわけです、入れるところは、大手が3社か4社しかございませんので。現実的に、これ名前言っていいか悪いかは別にしましても、先ほど私質問したとおり家族での介護等々がほとんど手が回らない、自営業やっている場合は見ている暇がないので、そういう介護施設のほ

うに要介護者を回すと。既に砂原方面のシャリテさわらではデイサービスを令和3年度からもうやっていない、中止しているわけです。やれない。大変困っているという苦情が結構来ております。その事業所が訪問看護もできない、だから何もできないということになってしまうと、何を町が目的としてやっているのだというふうになるわけなので、やはり今までこの森町を築いてきたお年寄り方が、高齢の皆さん方が生きがいの施設として安全、安心に暮らせる森町に創作するべきだと、町長、そう思いませんか。ただ、今までやってきたものをそのまま投げる、できないからほかに行きなさい、これは絶対できないです。札幌だとかいうところには、いろんな施設がございまして、資格取得しても戻ってきません。地元には帰ってこない。そういうようなことがあるので、先ほどの栗山町のようなところでいろんな支援的なものあって、その方々が地元の施設に入った場合についてはかかった経費は免除しますよということぐらいやっぱり大々的にやったらいかがですか、町長。やはりそういうものを森町の目玉として全道に先駆けて福祉の町森町とか、そういうようなものを掲げるような政策をひとつやっていただきたいなと、そういうふうに思います。再度町長の心強い発言をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現状議員おっしゃるとおり、町内の介護施設において働いていただける方が不足でサービスが思うように展開というか、開始できないという状況があるというのは私も承知しております。先般、これは本当に多くの事業所様からお伝えいただいているところではあるのですが、介護の仕事というか、その中身に関しても非常に神経を使うというか、そういう仕事であるし、それに対する賃金ですとか、そういう対価の面でもやはり非常に実際働く方々からこういう要望があるのですよというところは聞かせていただいているところでございます。今人材不足という点に関しましては、先ほども答弁させていただいているのですが、福祉関係に限らず、海であり、農家さんとか山であり、商工業者であり、本当に深刻な問題であり、そしてそれはさらに今後このままいけば悪化していくというところはもう目に見えていると私は思っております。その中でも本当に議員おっしゃるとおり、福祉の町とか、いろいろなスローガンのものというのは私必要だと思っています。その中でも私が本当に声を大きくしてお伝えしたいのは、非常に包括的かつ総合的で全般にわたって言えることではあるのですが、働く本質として挑戦者集う町というその言葉、それを私は本当に前面に出してやっていきたい。どんな仕事でもそうです。例えば介護の仕事でも私はこういうことを分かっているのだ、私が担当したおばあちゃん、おじいちゃんに私だったらこういうことできる、そうやったからおじいちゃん、おばあちゃんにありがとうねと感謝してもらって、それがやりがいにつながるし、そういうやり取りがあればこそもっともっと仕事頑張っているような資格取ってみたいとか、いろんな自己研さんに向かうと、そういうふうになると私は思います。ですから、様々な分野で自分はこういうことをこの森町で挑戦したい、そういう方々をしっかりと金銭的な面でもそうですし、彼らが挑戦する内容をしっかりと私たちも森町としてある意味評価してあげる、そうい

う思いをお互いつながれるような政策というもの、すみません、大変雑駁な言い方になってしまうのですが、私は根本的に大事であり、そこを重点的に進めていきたいと思っております。

2回目の質問のときにございました広域的な考え方、その辺も町々によってやっぱり違うのです。でも、私はやっぱり地方から都会に人が流れる流れというものは逆転できると思っていますし、そのためにはしっかりと今森町こういう課題があって挑戦していただける方にあなた方はこういうふうに活躍していただけるのだよ、それを私たち求めているのだよ、ありがとうね、そういう人間としての心を通わせ合えるような、そういった政策、それをしっかり保健福祉の分野でも進めさせていただきたいと思っております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 高齢者福祉政策の推進充実についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、町政運営等について、議席5番、伊藤昇君の質問を行います。

○5番（伊藤 昇君） それでは、一般質問させていただきます。

町政運営等について。町長は、就任してから1年半が過ぎようとしておりますが、その間私も町政執行方針等に対して一般質問をする機会がありました。質問に対して町長から検討するとの答弁を幾つかいただいておりますが、その中でいまだに検討の結果が施策に反映されていない事柄があると思いますが、今後の町政運営等に対してどのような考えをされますか。以下、町長の所見を伺います。

1、組織機構の改革について、令和2年12月会議での質問に対して行政課題の解決には組織機構の簡素化、合理化を行い、縦割り組織の弊害部分を排除して事務事業の執行に最も適した体制を編成する必要があると述べられましたが、機構改革などはされていないように思われます。実施する考えはありますか。

2、窓口対応と効率化について、高齢化社会において福祉、介護、保険など制度が複雑化しているように思われます。そこで、町長の答弁で町民の利便性を図るためワンストップで全てが済むよう前向きに検討していきたいと話されましたが、何も変わっていないのはなぜでしょうか。

3、都市公園整備については、町長の答弁でイベントや季節ごとに人を呼び込むために何か1つ整備をしてつくり上げる必要があると思っておりますが、ただこれというものに大きくお金を投ずることが現状ではできない中で桜や噴水などをブラッシュアップして外部に打ち出していくとの考えを示されましたが、どのような方策をしたのかお尋ねします。

また、ステージ整備について質問したわけですが、施設整備に関してはその都度必要なものを検討して実施していきたいとの考えを述べられたと思います。野外ステージ整備について町内の団体からの要望なども受けていると聞いておりますが、整備計画など実施する考えがあるのかお尋ねします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1 点目ですが、町民の皆様のニーズに即したまちづくりを実現するためには、まず庁内の連携をより一層強化し、課題などの情報を共有できる体制の構築が必要であります。現状課内外の情報共有の強化を進めており、懸案事項ヒアリングを実施するなど町が抱える行政課題について共有してきております。また、若年層の職員との意見交換会などを実施し、アイデアや意見を聞く機会を設けてまいりました。その上で今後組織機構の簡素化、合理化を図り、まちづくりに効果的な機構改革として事務事業の執行に最も適した体制をその都度つくり上げていきたいと考えております。

2 点目でございます。町民の皆様の利用の多い窓口は、役場庁舎本棟 1 階に集約されていると認識しております。現在福祉関係手続の際には、ご高齢の方など利用される方々の移動を最小限とし、それぞれの手続の担当職員が席へ出向いて手続を済ませるといった体制で行っております。また、今後はデジタルトランスフォーメーションを推進し、行政手続のオンライン化についても準備を進め、役場へ来なくても手続が済む、待ち時間を少なくする、そのような窓口手続の効率化、利便性向上に努めてまいります。

3 点目でございます。都市公園の利用については、今年度も新型コロナウイルス感染症の影響を受け、人を呼び込むためのイベントは中止せざるを得ない状況でした。桜まつりも通常の開催ができなかった中でイベントをブラッシュアップすることは困難な状況でありましたが、今後お客様を呼び込むための方策としてオニウシ公園、青葉ヶ丘公園の桜がつぼみの状態から散るまでの間の情報公開を行い、360度カメラで撮影した青葉ヶ丘公園の桜の映像をユーチューブで公開してまいりました。さらには、オンラインでも桜が楽しめるように桜の木を通常とは違う方法でライトアップし、リモートでのお花見を実施してきたところでございます。

施設の整備に関しましては、その都度必要なものを検討して実施していきたいと考えておりますが、野外ステージにつきましては現時点で整備する計画等はございません。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5 番（伊藤 昇君） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、町長、1 年半のこの間に昨年と今年と町政執行方針 2 回出されているのです。そういうことを念頭に置きながらお答えをいただきたいなというふうに思っています。

まず先に、都市公園整備なのですが、森町、町長御存じのとおり、高速道路 2 か所あっても通過型のインターしかない、新幹線に至っては駅もないわけです。そういう部分で森町に人を呼び込むための施設というのは、当然必要になってくると思います。今まで現状で人を呼び込んでいないわけですから、その状況でまず施設の整備については考えていないという話がありました。総合計画御覧になっていると思うのですが、公園、広場、緑地の基本計画に住民ニーズに沿った公園、広場、緑地づくりを進めますと、こうあるのです。振興計画に基づいてと町長おっしゃっています。書いているのです。その内容には、新たな公園づくりの際のニーズ把握とあります。町民の意見や各団体の意見などを

どのように把握しているのか、町長、把握したことがありますか。先ほども1問目で言いましたが、私聞いているのが2団体くらいから野外ステージだとか、そういう公園の整備という部分で要望があるというふうに聞いていますけれども、その意見というものをどのように感じているのですか。この町民ニーズに当たらないのですか。振興計画見たことありますか、本当に。

もう一つが青葉ヶ丘公園とオニウシ公園なのですが、先ほどいろんなユーチューブなり、そういうもので見せるのだと。それで、公園の桜って例えば風を感じて桜を見ながら、そして自分の気持ちというものを入れながら桜というものを見るのだと私思うのです。ただ映像で見るからいいというものでないでしょう。ちょっと桜のことをおっしゃったので、別な角度で1つお尋ねしますけれども、桜などのブラッシュアップとよく町長お話しになるのですが、町指定文化財の行幸柳見たことありますか、公園にあるの。あの状況どういうふうに思われますか。桜のことばかり言っているけれども、木も一部落ちてきたり、どういう状況になっているか確認したことありますか、町指定の文化財ですから。オニウシ公園なのですから、青葉ヶ丘公園も含めて町民の憩いの場です。それから、ほかの市なり町にない魅力的な集客力のある施設整備、これというのが望まれているわけです。そして、観光客を呼び込んで森町の活性化、こういうことにつなげていっていただきたいというふうに思います。それで、よそにないということは、よそと同じことしていても駄目なのです。イベントのできる文化団体だとか、そういうものの発表する場、こういうものってどこにもないのです、この近辺では。ですから、私はそういうものが必要であると2回も3回も質問していると、2回くらいしていると思うのです。今回町長の執行方針の中に文化、スポーツ合宿の誘致と、こう言っているわけです。これすごい目玉商品なのだと思うのですけれども、その文化団体がこういう施設があったら使えるのでないですか、よそから来て。そういうことを施設整備もしないで文化団体とか、スポーツ合宿とか、スポーツ合宿に至っては二十数年前からもう体育課でやっていたのです、旧森町で。それでも施設整備がないから進んでいなかったわけでしょう、これ。そういうこともまず踏まえていただきたいなと。どういうお考えしているのかお聞きしたい。やっぱりあそこにステージなり、そういうものがあれば私はいいのでないかと思っています。それと、団体のそういうニーズという部分で、そこをいろいろ話ししましたので、まとめて後で答弁いただきたいのですが、そういうことをお願いしたいと思います。

それから次、組織機構です。組織機構で広報もりまちの3月号に国営土地改良負担金だとか、下水道の受益負担金の中で住民説明会のお知らせというのが入っていました。その内容を見ますと、不適切な事務処理という記述があるのです。これは、職員だけの問題でないと私思っているのです、事務処理という部分で。振興計画に記載されています自治体経営というのを御覧になったことあると思うのですが、その項目に人材育成に取り組んでいくと書いているのです。人材育成に取り組んでこなかったことが今の現状につながっているのではないかと私思います。それで、今後職員研修だとか、スキルアップにつなげ

る、そういう実施をすべきと私思いますけれども、いかがですか。

それから、人事異動も含めて組織を見直す、これチェック機能も働きますし、マンネリ化をやはり防ぐということになると思うのです。この辺りどういうお考えされているのかお尋ねします。

それから次に、定員管理なのです。担当課から聞きましたが、今定員管理の計画ないそうです。職員も人口に比例して減少してきているわけです。定員管理の計画のない中で、町長、職員の採用されています。新規から、それから中途から採用されている、定員管理の計画なくしてどうやって職員の採用をしているのですか。定員管理というのは、どういう状況で最後までいくのか、そういうことがちゃんとしっかりと書かれているものだと私思います、何人退職してどういうふうになるという。その辺りお尋ねします。

それで、私思うのですけれども、部課制の組織に改編したらいかがですか。というのは、これから職員数だとか人口に合わせて少なくなっていくとすれば、大きな組織にして、そしてその部内で年度内で重点施策なんかありますよね、そういうものに人事異動することなくしてその部内で異動してそこに重点的に仕事していただくということがこれから必要になってくるのでないかと思います。それから、例えば部長制度にした場合に議会に出席していただく人数だって少なくなるわけです。そういうことも一応考えているのですが、町長のお考えとしてこれからの組織というものをどのように考えていますか。

それから、ワンストップ、窓口対応の効率化、これ私以前にも質問して、先ほどそこに座っていればと言うけれども、実際にいろんな方がいろんな場所に行って聞かなければならない。そして、例えばマイナンバーカードがないよと、もう一回行ってきて取ってこなければ駄目だ、こうなるわけです。そういうことでなくして、相談者がその1か所に座ったら本当に全て、町長みたくパソコンでも何でも得意な方ばかりでないのです。ですから、町長のレベルでお話しされても困るのです。分からない方もたくさんいるわけです。そういうところで新設の課なんか必要でないかと思うのです。例えば子育て支援課ってあります。そして、高齢者に対して優しく接する、いろんなことをそこで全部教えていただくような支援課の設置、こういうことでの新設って考えられませんか。私はそう思います。これから定年を迎える職員の方が結構いらっしゃると思うのですが、そうなったときにそういうところに能力を生かしていただきながら働いていただくということも含めてそういう新設の課なんか必要でないかと私思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時56分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

いろいろとご質問いただきましたので、もし答弁漏れありましたらご指摘いただければと思います。

まず初めに、この2年以上続くコロナ禍で観光行政といいますか、観光に対する分野でイベントも通じてそうですけれども、やはり中止というものが前提にある中でどういったことが今後の森町のアフターコロナと言われるところにある観光分野の施策に適した準備になるかというところをこの間検討して実施してまいりました。桜、確かに議員おっしゃるとおり、私もそうですけれども、確かに天気の良い日に満開の桜の下で皆さんでお花見をするというその観光の要素といいますか、それにこしたものは本当はないのかなと思っています。しかしながら、やはり森町の桜のすばらしさというものをまだ全国で実感していない方というのは結構いらっしゃるのかなと。そういう方々に対してユーチューブ等々インターネットの動画の配信を通じて知っていただくことで、コロナが終息した後にまた桜まつりですとか、そういうイベントに来ていただける要素になるのかなと考えております。なおかつ、動画で撮るところをさらに、去年やったのは桜まつりの会場では今までなかった道の駅の公園にあるほうのちょっと広場になっているところに大きい桜の木が1本あるのですけれども、そこを夜ライトアップして動画配信したと。普通では見られないようなロケーションではないようなものに加工して、興味を持っていただくためにもそういうような趣向を凝らして動画を撮影して、なおかつあのときはたしかリアルタイムで配信しました。当然後から見れるようにもしていますので、アーカイブといいますか、動画として残りますので、それをさらに活用して様々な来年度のイベントの開催時にコロナ禍ではこういうことをやって、こういうすばらしい桜の木があるのだということを知らしめる題材の一つとしても私は使っていけるのかなと考えております。確かに実際花見をしていただけることには及ばないのかなと、インターネットで動画を見るだけでは。ですが、そういった使い方もありますので、ある一定の今後の観光というところを目指した上での使うアイテムには私はなるのかなと考えておりますので、その辺は効果としてご理解いただければなというふうに考えております。

そして、先ほどステージの計画に関してどうなのだと、いろいろな団体から要望を集めて町民の方々の意見を基に公園を計画していくと総合計画に書かれているというところがありますが、あの公園施設を今後も何もせず、あのまま手つかずで置いておくということでの私の答弁ではございません。確かにステージ整備に関してご意見もいただきましたし、ご要望もいただきました。しかし、当然計画がないものですから、今この時点でそこにどのくらいの費用がかかるとかというのはなかなか申し上げづらいし、申し上げるべきことではないのかなとは思いますが、あの大きい公園で、さらに町の観光政策の目玉としてあそこにもステージを整備するとなると、本当に何百万とか何千万とか、そういうレベルでできる話ではないのかなというふうにちょっと考えております。あわせて、公園整備というところでお金をかけるのであれば、まだまだ先にやらなければならない要素、当然ほかの道の駅から比べますと駐車場も若干狭いですし、施設の老朽化も進んでおりま

すし、また公園内を散歩していただくインターロッキングというのですか、タイル張りのそういうところも傷んできていますし、噴水もやはり汚れが目立つですとか、先ほど議員おっしゃったヒョウタン池にあるところの桜ですとか、木ですとか、本当にお金をかけて現状をちゃんと維持していかなければならないところというのはまだまだあるのが現状です。そういったところにお金をかける、そういう計画が決まった中で必要であればステージですとか、ステージだけに限らず、もう一個何か、例えばの話ですけれども、それこそ町内の農業者ですとか漁業者さんに言われているご意見の中の一つとしては自分たちがあそこで売れるような、直接販売できるような、そういう仕組みですとか、そういうイベントですとか、当然そこには施設というものも含まれていると私は思います。そういうご意見もいただいておりますので、そういったところも総合的に勘案して計画を立てていかなければならないのかなと思っております。決してあそこをずっとこのままにしておく、あのままでいいと思っているところではないというところをご理解いただきたいと思います。

そして、来年度から文化団体、スポーツ団体に対する合宿ですとか、撮影隊の宿泊に対する費用を助成して誘致させていただきたいという事業を始めさせていただくのですけれども、確かに近隣市町村と比べればそういう体育施設ですとか、当然コンサートホール的なものもないのは現状でございます。何とかそこは、現状の確かに施設は老朽化しているのですけれども、公民館ですとか、砂原のほうにもイベントホール的なものに使えるものはございますし、体育館も確かに古いですが、ございます。そして、町内の事業所様でもそういった施設を持っているところもありますし、そういったものフル活用してまずはあの制度を使って町外から文化団体、スポーツ団体、ひいては映画の撮影、CM撮影、そういった方々を呼び込んでこの森町内で泊まっていただいて、そして飲食ですとか、お買物ですとか、そういったところにもつなげていきたいという趣旨の事業でございます。そこは、前に議員からも一般質問ではないですが、質問ございましたとおり関係課で連携して、当然教育部局のそういった施設を持っている課、商工労働もそうです。移住ですとか、そういうところを担当している企画課もそうです。本当に縦断的に情報共有しながら、特に町外の方々、そういう事業者の方々に周知するという点においてはコマーシャル的な要素も含めてしっかり対応して実施していきたいと、そのように思っているところでございます。

そして次に、人材育成というところで今ご質問もいただきました。これは、私も町長就任してから、当然今後もそうですし、今までもそうだったと思うのですが、研修の在り方というものが私はいろいろとあるのかなと思いました。講師を呼んで庁内で講座というか、教えていただくというのも研修の一つだと思います。しかしながら、私が町長就任してから思った一番の職員に対しての研修、効果の一番あるものは何かといいますと、やっぱり職員を連れて外に出かけるのです。ほかの同じような財政規模でも人口の規模でもいいのですけれども、そういう自治体に出かけて、私たちが抱えている解決できていない課題を

既に解決できている自治体に連れて行ってどういうプロセスで解決したのか、今どうなのか、そういったものを共有してもらえただけでもかなり士気が上がるのです。実際この1年間いろいろなところに職員を連れて、あまり連れていく必要ないのではないかなと思われようなものもあるのかもしれないのですけれども、私はぜひ、私が行くとなるとやっぱり向こうもそれなりの、町長からお話もいただきたり、担当課の課長からお話いただきたりと本当にいろんな対応していただけますので、私についていろいろな職員、係も係長も、ひいては課長も本当にみんなでいろんなところに今後行って意見交換、そして課題の共有、プロセスの共有というものをしっかりして、それで彼らにいろんな新しいこと、彼らというのは町の職員ですよ、私たちの町の職員にいろんなことを挑戦していただきたい。挑戦していいのだと思っていただけるような、そういう研修を私は実施していきたいと、そのように考えております。

そして、マンネリを防ぐというところ、それは長くその課にいと当然仕事に分かってスムーズにできるという面の反面、課題に対してどんどん、どんどん課題がいっぱいになってくると個人的に対応できる許容量といいますか、そういったものもやっぱりどんどん、どんどん人員を新しくして増やすなりして体制というものを見直していったほうが新たな気持ちで仕事をしていただけるという面では非常に有効なのかなというところも考えてはおりますが、しかし何分非常に多岐にわたる行政サービスと課題もすごくやっぱりいろいろある中である一定期間定着して仕事に従事していただくというのは、それもまた一つの大事な要素なのかなと思っておりますので、ご意見は確かにそのとおりでとは思いますが、人事配置に関しましてはその要素もありますので、そこもしっかりと検討して考えながら人事異動等はしていきたいと、そのように考えております。

定員管理計画に関しましてですが、これは実際議員おっしゃるとおり、確かに合併後の行政改革の中での段階的に定員を減らすというところは計画としてはその計画が今切れている状態ではございます。今後縮小する人口ですとか、見直さなければならない行政サービス、財政規模、そういうものの推移の中でしっかりと適したものを管理計画として立てて採用ですとか、そのようなことは行っていかなければならないのかなというふうには考えておりますので、そこはしっかりとやらせていただきたいと思っております。しかしながら、先ほど人材確保というところでも同僚議員からもお話ありましたとおり、行政も非常に成り手が今少なくなっております。募集をかけてもやはり希望どおりの人数はなかなか採用するに至らなくて、どちらかという私は現状もうちょっと人員としては欲しいなというところは考えております。そこは、なかなかご意見あるところだとは思うのです、私も。ですが、どんどん、どんどん人口減少ですとか、多彩なサービスの環境が膨らむ中で事務事業の見直しですとか、行革ですとか、先ほどのデジタルトランスフォーメーションもそうですけれども、そういったものを進めて実装してからでないと、やはりどんどん、どんどんサービス、人口減少に沿って働く職員の数を減らしていくというのも非常に難しいのかなというのが現状であると私は認識しております。ですが、現実として様々な財政

規模、人口減少が進む中で検討しなければならないことではあると思いますので、行革等々と含めながら先ほどの人員管理計画に関しましては適材なものを計画として策定して執り行っていけるように進めたいと考えております。

部長制度の話も先ほど伊藤議員から少し出ましたが、正直これも私ちょっと検討させていただきました。検討したのですが、何分基本的に課を集約して、その上に部を成立するというところであってもやはり縦割りというものがどうしても生じてしまう、その現状がどうしても拭い去れませんでした、私の中では。その中では、機構改革と言われる一般的に課を新しくつくる、課を集約するというところよりかはもっともっと若年層の職員の横の意見交換の連携ですとか、課長職だけの会議の場ではなくて係長クラスでの意見交換の会議の場、そしてもっと言うと本当に政策自体に係の者、課長の方々、管理職以外の方々からボトムアップで出してくれるような、そういう仕組みというものも私は機構改革の中では必要なのかなと。これは、やはり一般的と言われる課の新設、統廃合というところに現れてはきませんので、なかなかちょっと伊藤議員の示しているところには沿わないのかなとは思いますが、私はまず先に今言った下の者からボトムアップできるような、そういう体制と仕組みづくりというのは機構改革の第一歩として本当に必要になると思いますので、その辺は引き続き実施して行っていきたいと考えているところでございます。

そして、ワンストップに関しましてですが、こちらは私の思うところでは最終形は今現状高齢者の方で足腰の悪い方が来て1か所にいて本当に全てのサービスがそこで完了する。先般報道にありました旭川市役所でしたか、すみません、ちょっと間違っていたらあれなのですけれども、総合窓口というものを開いて、そこでまさに議員おっしゃる本当のワンストップというところを実現できている行政もあります。そこを本当に目指すためには、役場内のレイアウトですとか、当然システムの改修もそうですけれども、あらゆることが必要になってきます。ですが、今デジタルトランスフォーメーションというものをしっかりと進めてシステムを整備すると、本当に役場に来なくても様々な行政サービスを受けていただけるようなものが実現していくと私は思っております。その中で段階的にそのシステムを使いながら、確かに高齢の方はスマートフォンですとか、アイパッドですとか、パソコンというのはなかなか使いづらいというか、あまり使った経験がないというところがあるのかなと思いますので、その辺デジタルに対してあまり接したことがない方のための研修といいますか、触れる機会というものもデジタルトランスフォーメーションの政策の中には含まれておりますので、デジタルディバイド対策というのですけれども、その辺もしっかりと進めながらDXの中で実質的に本当に動かなくても行政サービスを受けれるようなものを実現していければなというふうに考えております。

あと、高齢者支援課というもの、非常に斬新だなと思って私聞かせていただいていたのですけれども、中には移住者に特化した課ですとか、町々によっては名前だけではなくて本当に特化するのだという意思が課に表れている、そういうような課もいっぱいありますので、その辺は名前だけではなくて機構改革というところにつながってくるのかなと思

ますけれども、今後はデジタルトランスフォーメーションですとか、そういう行革の中でしっかりと含みながら議会のほうにもしっかりとお示ししていければなと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（伊藤 昇君） それでは、2点ばかりに絞って質問させていただきます。

都市公園整備のほうなのですけれども、町長先ほど財源が確保できればという部分も、私2回ほどご質問したという話はしたのですけれども、そのときに担当課なり財政の部分でどのような財源が必要なのか、どういう事業になるのか、そういうことも検討は全くしていなかったということですよね。それで、大きな財源が必要になってくるか、幾らになるか分からないという話なのですけれども、もしその財源が確保できたと、例えば起債にしてもいろんな財源が確保できたとした場合に町の財政と比較してできるようなものであれば、それは実施するというお話でしょうか。そこを1点と、それからもう一つなのですけれども、町長、町指定文化財の行幸柳、勘違いしていませんか。あの公園の道の駅の右のほうにあるのです、移して。ですから、町長来て見たことないと思うのです。それで、その桜のことをいろいろブラッシュアップだとかと言っているけれども、あれ道路から行ったら見えるでしょう、皆さん。そういうことをしっかりと美化をするというか、どのようにしていくのか、町指定文化財を何も手もつけないでそのままになっていると、それでブラッシュアップという話にはなかなかならないのではないかと私思います。

もう一つ、町長が組織の関係で研修、人材育成で、私も思っていると言っていたのですけれども、どうしてやらないのでしょうか。研修に出してあげたいと、私も一緒に行きたいと、やればいいでしょう、予算つけて、思っているのだったら。町長が思っていると言ったのですよね。であれば、いろんな先進的な事例を持っている市町村に職員を派遣して、そして森町に持って帰ってくると、一つでも二つでも。そういうことをさせればいいでしょう、思っているのだったら。何で予算つけないのですかというのがもう一つ。

それと、私一番あれなのは、町長が稼ぐ町とよく言うのです。ほかにないものを、そしてまたインパクトのある施設、そういうものを思い切った施策の中でなぜできないのか。これからいろいろ、例えば公園にしたって皆さんで密になることあるかもしれぬけれども、ないのです、今の現状では。おじいちゃんとお孫さんが一緒にお弁当持ってきている、そういうこともあるし、そういうことなのです。ですから、憩いの場の施設というか、それと文化に親しむような施設整備をしてほしいと。ですから、道の駅の部分もいろいろ町長お話しされましたので、先ほどの財源の関係をお話ちょっと強くされたので、もしあったらどうなのですかということをお尋ねします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど答弁の中でも計画がないというところでお話はしたのですが、私も選挙公約のほうに道の駅の魅力化といいますか、そういったものをしっかりと行っていくというところは掲載させていただいておりました。その中の一つの要素として、やはり老朽化が進んでいるし、もっともっとあそこに人を呼ぶためにはあの施設をどういうふうになければならないかというところ、あと駐車場の件もそうですし、先ほど議員がおっしゃいました傷み始めている木ですとか、公園の中の施設設備、そういうものの改修に対して財源はかけていかなければならないと思っています。その辺に関しまして総合的に、現時点でステージを造る計画というものはありません。ですが、その中であの公園全体、道の駅も含んでどのようにあそこを魅力化していくか、当然改修も含めて私は公約にも挙げておりましたので、そこは財政サイド、担当課とも話し合いながら進めたいと思っています。

そして、検討一切してこなかったのかというところで今質問いただいたのですが、その辺は担当課と話してきておりました。財政に関しまして具体的に見積りを取ってどうこうというところまでは詰めてはおりませんが、しかし何分あそこは例えば近隣町村のとある道の駅と比較しますと、やはり内部の老朽化というのも進んでおりますし、繰り返しの答弁になりますけれども、駐車場をいじるですとか、建物だけではなく外構もいじるとなれば、そこはもう本当に公共施設の大きいものを整備するくらいの莫大な予算が必要になるのかなというふうに考えております。そこをどのように精査して集約して計画としてつくり上げられるのかは、継続的に担当課と打合せをして進めていきたいと考えております。

あと、人材育成に関しましては、私の答弁の仕方がちょっと悪かったのかなと思うのですが、実際当然研修も行っておりますし、可能な限り出張の機会といいますか、ほかの町村に出かけるときは様々な関わる課の職員を連れていくようにしております。そのための予算、特別なそういう予算というところでは計上はしていないのですが、それぞれ担当課で持っている出張に係る経費というものをしっかりと活用して行える範囲でございしますので、そこは引き続きこれからも変わりなく実施していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町政運営等についてを終わります。

以上で議席5番、伊藤昇君の質問は終わりました。

11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時35分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、4、新規就労、後継者育成について、防災行政無線の活用についてを行います。

議席11番、檀上美緒子の質問を行います。

初めに、新規就労、後継者育成についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） それでは、1問目の新規就労、後継者育成についてお願いいたします。

少子高齢化、人口減少、そしてここ3年にわたるコロナ禍で暮らしや経営が大変な状況となっています。そうした中だからこそ、町長の町政執行方針や新年度予算案の中に農林漁業、商業への就労支援策が散見されます。とりわけ外部からの新しい風を起こすとして地域おこし協力隊制度を活用し、この4月は初の退任後定住しての活動も始められるとのことで順調な取組となっていると思います。このようなしっかり森町に、地域に根づくような取組でなければならないと思います。森町の基幹産業である農漁業や商店街の後継者不足は、深刻です。その解決策として地域おこし協力隊制度などを活用し、外部から森町の農漁業への新規就労を募ったり、地元の後継者育成のための助成制度を普及したり、または新設したり、就労支援策を講ずべきと考えます。町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

農業分野では、新規就農者に対する国の支援事業があり、農業次世代人材投資事業は次世代を担う農業者となることを志向する者に対し就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金を交付する支援内容となっております。今後は、国の支援事業に加え、町の担い手対策として農協の青年部を中心に実施しているカップリングパーティーへの支援や普及センターと管内自治体等で実施してきているおしま農業のお仕事フェアへの参加を継続し、町内農業者の担い手確保に結びつけていきたいと考えております。また、地域おこし協力隊制度を活用した新規就農希望者の受入れをはじめ、新規就農者定着に向けた農業指導員等の育成、確保、町独自の新たな支援制度なども併せて検討し、町内新規就農希望者とのマッチングの取組を強化していきたいと考えております。

漁業分野における後継者問題につきましては、ほとんどは漁家に生まれた子が代々家業として継承してきておりますが、最近の漁業情勢などを鑑みますと、親としては継がせたい、継いでほしいとの思いがあっても二の足を踏むような状況にあります。このため、森、砂原両漁協では組合員数は年々減少傾向にあります。基幹産業を衰退させたくないとの思いから、漁業者自ら漁業就業支援フェアへ出展してマッチングの機会を創出するなど、やる気のある研修生を常に募っております。町としてもマッチングが図られた際には森町新規漁業就業支援事業として研修生のみならず、指導者に対しても金銭的な支援策を制度化しているところであります。また、長期的な視点での後継者対策となりますが、森漁協では青年部が中心となって独自に婚活事業を行っており、これまで10組が結婚して子供を授かるなど一定程度の成果が図られていることから、町としては今後も支援を継続してい

く考えであります。

商工業分野では、後継者不足は全国的な課題となっており、令和3年4月に新しい組織である北海道事業承継・引継ぎ支援センターが誕生し、事業継承、引継ぎ案件をワンストップで対応できるようになりました。当該センターでは、親族内継承、親族外継承、M&Aを利用した事業継承など様々な事案に対し相談対応やセミナー、専門家派遣等を行っているほか、後継者不在の事業者と創業意欲の高い人材である創業希望者、移住希望者、地域おこし協力隊等をマッチングさせ、支援を行う機関、北海道後継者人材バンクを設置するなど、事業者、後継者に寄り添って最適な事業継承方法に導く支援を行っており、相談があればおつなぎしているところですが、当町においてはあまり活用されていないのが実情です。引き続き当該事業について周知を行っていくほか、商店街の活性化のために町内で創業する方々向けの支援策について新設を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 今町長のほうからの答弁の中で、特に農業部門においては国の政策として新規就労並びに後継者の部分についてはかなりの手厚い制度化、補助金も含めてあるということで、森でもそれを活用して特に次世代育成の部分で実際に取り組まれているということも含めてあるかなとは思うのですけれども、そのほかの部分については国のほうの制度化というのがなかなかないのかなという状況もあるかとは思っています。ただ、私は今、特にこの間4人の地域支援事業の地域おこし協力隊の方々が森町に来てくださっていろんな活躍をされてくださっているのですけれども、どちらかというと同じような中身というか、3人は定住の関係で企画振興が中心ですし、一番新しいお一人は農林課の部分で林業を中心にしてということなののですけれども、そちらも含めてノベルティーというか、そういうことを中心にした地域おこし協力隊ということで、先ほどの町長の中にもあったのですけれども、地元の第一次産業を森町の産業興しの上ではきちんと大事に育てていくというか、基本の産業として位置づけて、その振興をメインに行っていくということがすごく大事、これからの将来を考えた上でも必要なことではないかなというふうにして思うわけで、そういう意味からいくとこの地域おこし協力隊の部分を農業なり漁業なりという主な第一次産業の部分に特化した形での募集をかけるということもぜひ考えて近々取り組んでももらえればというふうな思いでいっぱいなのです。特に次世代の部分の農業の新規就労の部分でいくと、地域とのつながりがなかなか難しかったというお話も聞いているのですけれども、今回の地域おこし協力隊の4人の方々、特に今回卒業される方も含めてですけれども、地域の中でつながりをつくる上で役場の中にいるということも含めてそういう連携ができたかとは思うのですけれども、特に農業や漁業というふうな部分でいけば、なおのことやっぱり地域の実際の農業者なり漁業者なりとのつながりというか、研修または手助けも含めて非常に重要な部分になってくるかと思うのです。ですから、そういう意味で地域おこし協力隊員の部分で農業、漁業に特化した、一遍にはできないにし

でも今年度は農業なら農業、漁業なら漁業というふうな形で具体的な地域おこし協力隊の募集をかけるというようなことにぜひとも踏み出してもらえればなというのを強く思っている、その辺りについてもう少し具体的な展望も含めてお答え願えればなというのが1点です。

それと、外から来てもらうということは、新しい風を起こすという意味ではすごく重要な要素というか、力になると思うのですが、地元の人の中で、それこそ地元に残ってということで、今回新たに奨学金の部分でそういう制度というか、できたわけなので、すけれども、地元の子供たちというか、青年というか、そういう地元の人たちが地元の産業を支えていくということももっと応援してもしかるべきではないかなというふうにして思っているわけです。そういう点でマッチング云々というところもあるのですが、研修するなり、または引き継いでいくという部分で助成制度を設けるということは考えられないのだろうかというのが率直に思うわけです。特に厚沢部町なんかというのは、条例まできちんとつくって研修とか、保障だとかという形で助成金制度を明確に打ち出しているわけで、ですから森町においてもそういうようなことも含めて、特に後継者の部分においては、地域おこしは外部からということなので、国の制度的な部分は活用できると思うのですが、後継者の部分において地元でということなので、森町独自に後継者に対しては例えば3年なら3年、5年なら5年みたいな形での助成制度みたいなものも含めてぜひ後継者を積極的に育成すると、そういう希望を募るというような形での前向きな具体的な施策をぜひ検討するべきではないかなというふうにして思うのですが、その辺りについて改めて町長の所見をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時49分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

地域おこし協力隊、外からのという視点でご質問いただいたと認識しております。今回ご質問の中にいろいろと要素はあったのですが、まず地域おこし協力隊の方々に限しましてはこの町で仕事をする、そして定着、定住していただくというところを第一の目的として活動をしていただいているところでございます。確かに議員の印象として同じ課から結構集中して募集をして巣立っているという印象があるのかなと思いますが、彼らそれぞれ分野は近いといえども、自身の持っている能力ですとか、実現したい自己実現の目的というものがやはり異なります。ですので、その辺は彼らが何をこの町で実現したいのかというところをしっかりと寄り添って共有しながら、彼らにこの森町でずっと定住していただけるような、そのような活動に手助けをしていければなというところで考えており

ます。

そして、一次産業全般に特化した地域おこし協力隊を活用した後継者の募集というところであるのですが、これは各分野の例えば漁師さん、農家さん、そして林業の分野においてそれぞれ後継、後を継ぐ、事業を継承するという点に関して課題が異なります。農業に関しましては、今年度指導というところをまずは要素として力を入れ、外部でも内部でもそうなのですが、まずは農業技術をしっかりと継承していただいて、そして就農といいますか、利益の出る農業を実施していただきたい、そこがまず大事なのかなと思っていますところでございます。そして、これが漁業になりますと、ただ技術、農業もそうなのですが、漁業になりますと本当にいろいろと当然設備投資といいますか、船を購入したりですとか、あと漁協の中で事業に対する制度に対してしっかりと携わっていくと。そのような中では、農業、漁業、そして林業に関して様々な課題が異なる形でありますので、そこをまず課題解決してあげてから募集をすべきなのかなというふうに考えております。しかしながら、彼らが、例えば農林課で募集した地域おこし協力隊が森町で活動する中で、いやいや、私やっばりお店でお菓子売りたいとか、いやいや、やっばり漁師さんやってみたいとか、そのようになれば、それはしっかりと寄り添って彼らの進みたい道に対して手助けしてあげるべきだなと思っていますので、その辺は柔軟に対応できるのかなというところを思っております。

そして、もう一つ要素として、地域おこし協力隊の方々が外から町内に来たときに、協力隊制度を活用して募集している行政っていっぱいあるのです。ある意味そのほかの行政と競争的な位置にあると私は思っています。こちらが選ぶのではなくて、彼らに選んでいただける、そういうところをしっかりと捉えて協力隊制度を構築して運用して彼らを助けていかなければならないと、そのように思っております。その中でも彼らが単にここに住んで働くというところだけではなくて、彼らがこの町で住み続けられる、住み続けたいと思えるような、そのような手助け、寄り添いというのもしっかりと行っていく必要が彼らの長い定着につながると私は思っております。

そして、内側の話、町外からの地域おこし協力隊の制度だけではなくて、地元の事業者様、そしてその後継者の方々の助成に関して何か検討はないのかという話でございました。現状直接事業継承を後押しする、そういった助成制度というのはございませんが、ここは本当に幅広くここで育った子供たちがどのようなプロセスを経てまた町に帰ってきて自分の家の家業であり、そして就職なりということを選んでいただけるのか、そのような幅広い政策で実施していく必要があるのかなと。その中で先ほど議員からもお話いただきました奨学金の返済免除の制度ですとか、一方先ほど同僚議員からの質問でも答弁させていただきました介護人材育成の補助制度ですとか、本当に多くの幅広い課でそのような助成制度の新設というものはこれからもしっかりと検討して実施していきたいと考えているところでございます。まずは、そのような制度をしっかりと整備するのも大事ですが、それをまずちゃんと知らしめるということも私は大事だと思っています。制度を設計して、そ

して整備する中でちゃんと町外の方々、町内の方々にも知らしめれる、そのようなことも中の方策の一つとして大事だと思っておりますので、その点はしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 私自身特に求めたいのは、地域おこし協力隊の問題でいけば、いろんな方のあれだということをおっしゃったのですけれども、現実的にはそれぞれ違いは分かるのですけれども、基本的にはいわゆる地域おこし協力隊の活動状況及び実績についてという資料を見ると、定住政策の中の一環でやっているわけなのですけれども、地域材を活用したノベルティーの製作等を通じてという形で来ていただいている方が多いわけです。農林課の林業の部分も、課は違うのだけれども、中身的には同じ性質なのかなということで、そこに特化してというか、かなり比重を置いた地域おこし協力隊制度を活用した森町のいわゆる交流人口というか、定着してもらう、そういう取組としてやってきたということは否定はしないのですけれども、それはそれとして、また実際に定着されていますので、評価されてしかるべきだと思いますし、私自身も評価はしているのですけれども、ですからそういうようなものが続いてきたので、新たに今、町長の施政方針の中でも言われていたのですけれども、人口減少の中だとか、高齢化の中で新規というか、新たな後継者も含めて就労をしてもらうというような努力がいろんな場面で、いろんな産業の中で必要とされてきている状況の中で地域おこし協力隊という制度をその中にうまく適用させるという、そういう意味で森町の重要産業というか、基幹産業である農業なり漁業に今回は特化して募集しようというようなことをぜひ取り組む姿勢を求めたいというか、そこなのです。そこについてそういう方向を地域協力隊の募集において持つということが方向性としてはっきり打ち出せるかどうか、打ち出してほしいということに対してのぜひご答弁が欲しいのと、後継者のいろんな問題も大変だということなのですけれども、奨学金制度の部分だけではなくて、特に農業の場合は荒れた土地の開拓というか、復活させる上での補助金制度だとか、第六次産業の云々とかという形で今回の新年度予算の中にもいろいろ就労支援というか、漁業の部分でもそうですけれども、産業育成というか、収穫を上げるというふうな形で町の支援策がいっぱい盛り込まれているという部分については私すごくいいことというか、頑張っていることだなというふうには思っているのですけれども、それと同時に現実的に後継者がいなくて廃業してしまうという方も現にいるわけです。ですから、そういうようなところで後継者を本当に確実に確保するという意味で後継者がいる、または後継者になろうとしているところがあれば、そこに対してさっき言いましたように厚沢部町みたいにきちんとした形で助成しますよと、そして一人前に育ててくださいと、しっかりと引き継いで営農を、または漁業を続けていけるようにみんなで町も応援して育てましょうというような形で呼び込むだけではなくて実際に地元の人たちの後継者をしっかりと育てるという形での助成事業というか、それはやっぱり新規に起こす、お金が

かかるということで大変なところではあるかと思うのですけれども、その助成制度を新設するということに対して前向きに取り組む姿勢をぜひ欲しいということで質問させていただきます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

すみません。先ほど私の答弁の仕方がちょっとまずかったのかなと思って、改めてお話しさせていただきたいと思うのですが、後継者として各産業、漁業、農業、林業に対して後継者を目的とした募集、そのようなことも実際前向きに私どもは考えております。ただ、その中で来ていただいたのはいいのですが、実際町内で自身が目指す将来像に沿った活動を進める中で町外から来た方々というのはやはり課題というものがすごくあると思うのです。私の話をしてちょっとあれなのですけれども、私ももともと八雲町に住んでいて13年前にこの森町に事業をするということで引っ越してきました。あの当時は、当然友達も親戚も全くなくて、当然こういう制度に沿ってというところも全くなくて非常に心細かったというところもあります。しかしながら、今日までこれたのは、町内において自分の存在を認めてくれる方々が自分に寄り添ってくれたからだと思うのです。非常にやっぱり事業をするという中では大変なこともあったし、本当に心折れそうになることもたくさんありました。でも、その中で私の場合はですけれども、成果としてお客さんが来てくれて、あれおいしかったねとか、店長これよかったねとか、そういう触れ合う機会というのがやっぱりすごく私にとっては力になったと思っているのです。当然今こういう地域おこし協力隊の制度ですとか、財政面での国からの特交措置ですとか、いろいろありますけれども、一番の彼らの課題というのは、彼らというのは町外から来られる方の移住者の課題というのはやはり我々がどこまで彼らに寄り添って彼らを認めてあげれるか、彼らとそういう思いの意思疎通をできるか、そこに尽きると思うのです。その仕組みをつくるためには、それはお金はかからないと思いますし、ある程度の制度をつくる上では予算措置は必要だと思いますけれども、その課題に対してしっかりと行政もそうだし、町内の事業者さんもそう、町が全体丸となって彼ら移住者の価値に対してちゃんと向かって彼らを認めてあげて彼らと共生共存するというその意識醸成がやはり課題解決の第一歩だと私は考えています。そういう面では、当然外部からのやる気のある方々、新しい技術を持った方々というのは町内の後継者候補の方々にもすばらしい刺激になると私は思いますので、ぜひその町外の方々と町内の方々の交流の関係性とか、そういう場、そういうものをしっかりと仕組みづくりとして、これは条例制定とか、そういうところまではひとまずはいかないのかもしれませんが、まずはそこからすべきところであるというふうに私は考えております。その中である程度事業が成立できる金銭的な補助メニューが確立すれば、条例制定をしてしっかりと法整備をするというところまで持っていけるのかなと考えておりますが、まずは我々行政職員もそうですけれども、地域外の方々と相対するときのそのような感覚をしっかりと皆さんと共有してまちづくりに進めていく、そのようなところで進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 新規就労、後継者育成についてを終わります。

今朝申し上げましたように、午後１時半まで休憩をいたします。

休憩 午後 ０時０５分

再開 午後 １時３０分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

檀上議員の質問の途中でございますけれども、次に防災行政無線の活用についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） ２つ目、お願いいたします。

森町の防災行政無線の戸別受信機設置が今年度は砂原地区にも行き渡り、森町の情報伝達手段として大きな役割を果たしています。防災行政無線は、即応対応ができますし、基本無料設置ですし、特別な操作も必要ありませんから、子供からお年寄りまでが気軽に活用することができます。今年の１月下旬に森町で１週間で22名ものコロナ感染者が出ました。その情報は、ネットでは出ましたが、特に高齢者の中では、私もそうですが、あまりネットになじみのない生活を送られている方も多く見受けられます。また、先日２月９日の火災ですが、消防車が走っているのは車のサイレンで分かるものの、火元やいつ鎮火したのか、どの程度の火災だったのかなど皆目分からずじまいでした。コロナや火災のような情報は、注意喚起を含め、できるだけ速やかな伝達が必要と思います。生活時間帯を考慮しつつ、防災行政無線でのアナウンスができないでしょうか。特にアナウンスすべき内容がない場合は必要ありませんが、町民の皆さんにお知らせすべき情報を取りまとめた定時放送を流すことについての町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

現在町内の各世帯には防災行政無線の戸別受信機が設置されており、町としてお知らせする必要がある事項について防災行政無線放送により住民の皆さんへ周知を行っております。コロナ関連につきましては、感染予防等の注意喚起等についてこの間放送を実施しております。火災関連の防災行政無線放送については、団員の招集のみを実施しており、火元や程度については個人情報観点から放送をしておりません。通常は、防災行政無線により鎮火広報を実施しておりますが、火災発生時に緊急出動が重複する場合もあり、鎮火広報を行うことができない場合もあることについてご了承願います。火災などの災害情報は、災害情報テレホンサービスによって確認が可能となっております。防災行政無線放送は、音声での伝達となりますので、周知内容に限りがあることについてご理解をお願いします。今後もお知らせする必要がある事項については、その都度簡潔な内容で周知をしてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 今のお話だと、大体やるべきことはやっているという答弁で、改善するというようなお話が全くないので、非常に残念な思いで聞いていたのですけれども、実際森町防災行政無線施設管理運用細則においては通信時間は次に掲げるものとするという形で、一般通信は定時通信及び随時通信とし、通信時間は別に定めるというふうにしているわけです。緊急通信は、緊急事態の部分でやるべきことだろうとは思いますが、緊急な場合はそれこそそれに即応してやるということで時間の設定とかというのはないとは思いますが、今言った一般通信の中で定時通信というのがきちんと位置づけられているわけですから、今例えば火災の問題も含めてお話あったのですけれども、それこそほかの通信との兼ね合いも含めてなかなかできないということもあるかとは思いますが、例えば翌日に昨日はこういうことで火災がありましたみたいな形での定時放送として町民の皆さんにきちんとお知らせしたほうがいい内容として整理して定期的というか、まさしくそれこそ定時放送としてやれないものだろうかということなのです。コロナの問題についても随時というか、防災無線で知られるときと知られないときとあるわけです。特にコロナの問題でいけば、最初にお話ししたように1月の下旬のときに22名、1週間でですけれども、1月23日から1月29日までの1週間で22名ものコロナ陽性者が出たと。また、近々でいえば、2月13日から2月19日も17名の陽性者が出たというようなことなのです。かなりの人数の陽性者が出ているという状況なのですけれども、これらについてもネットでというか、ホームページ開くなりなんなりすれば分かることなのですけれども、先ほど言いましたようになかなかそういう機器を行使するというか、使える人というのは限られているし、私自身も言われてからそれではちょっと調べてみるかみたいなルーズさもあるのですけれども、やっぱり防災無線で流れればいやが応でも耳に入ってくるという状況があるかと思うのです。特にこれだけの人数が出ていたときには、十分換気にしろ、マスクにしろ、感染予防を皆さんに周知しなければならないという問題もあるかとは思いますが、ですから、そういう意味で私はとりわけ今コロナ禍であるからこそ、なおさらそういう森町の実態も併せてこういう状況なのですよということもきちんと町民に知らせながら、注意喚起を促すというような形での定時放送というものをぜひ取り上げて考えてみてはいかがでしょうかということをお願いしたいのです。

それと、個人情報との関わりで内容面についてももう少し検討していただくということができるものだろうかという思いがしています。コロナについて、この前の新聞にも出ていたのですけれども、例えば森の場合は学級閉鎖とか、または幼稚園なんかでも閉園とか、保育所も閉所したりとかというふうに放送はされるのですけれども、どこがというのがないわけです。だから、そういうような市町村によって情報公開というか、どれだけの内容を公表するかということがかなり分かれるということなのですけれども、公的な施設の部分であれば、私は例えば学級閉鎖したとなればそれこそ、または閉所したということであれば、それは施設名も含めてきちんと出してしかるべきではないかなというふうにし

て思うわけです。火災のほうにしても出火原因なんかはやっぱきちんとって、特に火元についての注意、こういうことが原因で、例えば漏電なのか、天ぷら油なのか、たばこの不始末なのか、その辺も含めて十分町民への注意喚起をするという上ではその内容的な部分についても個人情報だということを盾に全て曖昧にするのではなくて、可能な限り町民には知らせるという方向でぜひ検討するべきではないかなと思うのです。ですから、そういう点でもう一度定時放送という形でとその内容について町長の見解をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時43分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

檀上議員ご質問の必要な情報というところでは、適正に担当課で判断し、当然先ほど1回目の私の答弁にもありましたとおり音声での放送というところになりますので、できる限り簡潔的に分かりやすくというところを集約して流しているところでございます。

定時通信というところの位置づけで定時的に情報を集約して後からまとめて流すのはいかがかというところであると思うのですが、こちらも基本的には必要な情報を必要なときに分かりやすい形に集約して流しているというところでご理解いただきまして、それをまた後から集約してまとめて音声データで町民の方々に流すというところが果たして分かりやすくという面では適切なのかどうかというところは、ちょっと私もそこは適さないのかなというふうに感じているところでございます。ですので、音声として、言葉として適さない部分、そういうお知らせすべき情報に関しましては広報紙等も使いまして町民の方々に毎月お知らせしているところでもございますし、また季節的なもの、例えば秋の火災予防ですとか、交通安全ですとか、そういう季節的に決まった、毎日の定時という意味ではございませんけれども、季節的なところでの定時通信、定時での情報を流すと、情報を広報するというところでも行っておりますので、位置づけ的な部分はその点でご理解いただきたいというところでございます。

そして、コロナの件に関しまして、この間コロナ禍2年以上にわたる間で当初よりいろんな町民の方々からもご意見いただきながら、防災無線、またホームページでこの情報公開に関しては本当に細心の注意を払いながら行ってきておりました。これも当然お伝えしなければならない情報の一つとして、先ほど議員おっしゃったとおり感染予防対策、しっかり手洗い、そして換気、密を避ける、そういった情報もまん延防止措置が実施される前ですとか、緊急事態宣言措置される前もそうです。そういったタイミングでも必要なときに必要な情報というところで今までも防災無線で情報を町民の方々にお流ししているとい

うところでございますので、こちらもそうにご理解いただきたいなと思います。

何分特に小学校等々に関しましては、学校名までどうなのだと、そういうお話も今ございましたけれども、なかなかこの辺もプライバシーの点を配慮いたしますと学校名までは公表すべきではないのかなと。確かに議員おっしゃるとおり市町村によって判断は分かれています、森町はそのように判断して運営しているところでございます。公共的な施設に関しましては、基本的にはご利用する方々が例えば公民館とかですといついつまで閉鎖しますとか、そういったことは必要な情報だと思っておりますので、公共施設としての流す情報に関しましては毎必要なときに流すというのは変わらず今後も実施していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（檀上美緒子君） 結局非常に残念な回答であれなのですけれども、やっぱり定時放送の中で昨日あったこととか、または特にコロナの問題でいえば今それこそ1週間の部分に関わっては町村名まで件数が出るわけです。毎日は、それこそ振興局段階の数しか分からないから、渡島はこんなに増えているけれども、森はどのくらいなのだろうなというのは全然予想がつかないのですけれども、1週間単位になると自治体ごとに集計が出るわけだから、それが火曜日に出ます、データが。そしたら、その出た段階で先週は森町ではこのくらいの感染状況でしたと、増えていますとか、減っていますとか、そういうようなことは私は可能だと思うのです。そして、そういう状況がやっぱり町民は知りたいというか、なければ逆にいろいろ考えたり、勝手な臆測を呼んだりとかということで逆に不安だとか、またはあらぬうわさに、間違ったフェイクではないけれども、意識的ではないかも分からないけれども、広がったりというおそれも含めてあるかなと思うのです。だから、事細かに毎回毎回ということでもなくても、やっぱり定時放送をできるという状況にあるわけですから、それをフルに活用してある程度まとまった情報で町民にきちんと伝える、特に今コロナがまた延期になったという状況の中でなおさら必要だろうというふうにして思っているのです、火災の問題も含めてそのときに即本当は知れば一番いいのですけれども、そうでなくても翌日も私はいいと思うのです。昨日の火災はこういうことでしたと、十分注意しましょうみたいなことで、音声ですから、私もそれこそ長々やる必要はないと思いますので、できるだけ簡単にコンパクトにまとめた情報で伝えるということは大事だと思っていますので、定時放送をフル活用して町民にできるだけ早く情報を伝えるということでの取組をぜひ考えていただきたいということと、内容の部分でちょっと引っかかったのが小学校や学校関係、幼稚園や保育所も公的施設です、公民館とかばかりではなくて、会館だけではなくて。しかも、学級閉鎖しましたとか、学年閉鎖しましたとか、幼稚園閉園しました、森には2園しかありませんから、幼稚園の場合、ではさわるなの、森なのという感じで言わなくても大体分かってしまうのは分かってしまうと思うのです、分かる人は。だけれども、分からない人は、あれ、どっちなのだろうということになるので、私は

公的施設なのだから、また誰がどういう形で行くかも分からない状況も含めてやっぱりこちらの幼稚園で発症したので、この間閉園しますと、そのくらいでいいわけで、それこそ子供の名前だとか、職員の名前だとか、そういうのは全然出す必要は全く、それこそプライベートというか、個人情報ですので、必要はないのですけれども、施設に関わっての名前まで出さないというのはやっぱりいかなものかなというふうにしては思うのですけれども、その辺りもう一度お願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 1時55分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

壇上議員お話しの中に公共施設というところであれば学校施設もそうなのではないかというところのお話ございましたが、その辺は他の公共施設とはちょっと私どもは分けて考えたいというふうに考えております。何分出入りする方が、学校施設の場合は本当にいろいろな方が、関係者の方が出入りするという状況もございますし、何より感染防止というところ、学校名を直接公表するということによって感染を防止できるというリスクと仮に個人名が外部にといえますか、対象者が特定されてしまう、そのようなプライバシーに関することに対するリスクと比べたときに学校施設に関しましては施設名までは公表しないほうがよいのではないかとこのところで判断して私どもはこの間も対応をさせていただいております。

そして、そもそも防災無線で情報を流すという行為、以前にも一般質問等でご質問いただいたことがあったのかなというふうにも記憶しているのですけれども、何分音声でお伝えするということであると本当に伝わりづらい、簡潔明瞭にして端的に伝えなければならない、そしてそもそもあまりにも誰かにとって必要なかどうかというところが集約できない情報、いろんな情報をまとめて定時にまとめて流すというところになると、それもやはり防災無線を聞いていただけない要因の一つになっていくのかなというところもちょっと私は懸念しているところでございます。実際防災無線流すと、流すなというご意見と流せというご意見、両方来る場合がございます。その情報がその人にとって必要なかどうかというところは、適正にその都度判断し、当然スピード感を持って流さなければ、伝えなければならない情報ですので、防災無線を使わせていただいて情報をお伝えするという行為になりますので、スピーディーに情報を伝えるというところ、そして必要な情報をコンパクトにまとめてお伝えするという点、その点に関しまして考慮いたしますと、やはり定時放送でまとめて常日頃情報を防災行政無線で流すという行為は避けたほうがいいのではないのかなというところが今思っているところでございます。当然町によって防災無

線で流している情報というのは本当に結構違いがあつて、中には、これはどこの市町村かはちょっと記憶にはないのですけれども、例えば犬を放してしまつて見つからない、こういう犬を捜してほしいという情報も流している市町村があるのだよと町民の方が言っていたのをちょっと記憶しています。私も、これは賛否両論あるのかもしれないのですけれども、コロナで閉塞されたこういう状況がずっと続いている中で新年のご挨拶というのも過去にさせてもらった経緯もあります。今後様々な状況、そしていろんな情報が出てくる中で、その辺は本来の防災無線というところの役割を阻害しないレベルでいろいろな情報を適正に精査して流していきたいなというところは考えているところであります。

そして、私どものほうでコロナに関して防災行政無線でこれまで流してきたその規則的なものをまとめているものがございますので、それを今朗読させていただきたいと思ひます。町内事業者で陽性者が確認された場合の対応、事業者自らがホームページ等で発表した場合は町で事業者へ連絡し、町の公式ホームページや防災行政無線での周知についての意向を確認し、掲載、放送の依頼があれば周知する。事業者のホームページで公表していない場合でも事業者からの依頼があれば、同様に町の公式ホームページや防災行政無線で周知する。ただし、事業者自らがホームページに掲載していない場合は、掲載内容について保健所からの指導もあることから、周知の可否やその内容について慎重な対応が必要であると認識しています。そして、町民の方の感染については、町内で感染が拡大している場合はまん防ですとか緊急事態宣言の発令に伴う流れもありますけれども、注意喚起のため防災行政無線でお知らせする場合もあると、そのように判断させていただきたいと思ひているところでございます。そして、公共施設で感染者が確認された場合、基本的に周知しておりますが、学校や保育所、幼稚園の場合についてはプライバシーに配慮し、町内小学校や町立保育所等にとどめ、施設名までは公表しないこととしております。感染確認に伴い臨時休業する場合、休館ですね、その場合は町の公式ホームページと防災行政無線の両方で周知しておりますが、他の方へ感染が拡大するおそれがない場合で休館等の措置を取らない場合は町の公式ホームページのみでお知らせする場合もあります。町内事業者及び公共施設等のいずれにおいても、必要な情報の提供といたずらに不安をあおることのないよう配慮をしつつ、都度協議の上、周知させていただいております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 防災行政無線の活用についてを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、5、自然災害等に対する町の取組について、議席15番、斉藤優香君の質問を行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従ひまして、質問いたします。

自然災害等に対する町の取組について。想定外の災害が国内外で頻繁に起きています。日常的に防災を意識して生活していかなければならなくなつてきている人も多いと思ひます。そして、森町は海に面し、山に囲まれ、駒ヶ岳がそびえ立つ風光明媚な町ですが、

裏を返せば自然災害と隣り合わせと言えます。第2次森町総合開発振興計画では、森町は防災、減災につながるまちづくりを進めるとともに、自助、共助、公助が一体となって機能できるよう日頃から防災に関する意識と知識を備える機会を増やし、地域防災力の向上に努めると目標を立てていますが、目標達成に至る課題解決の施策の進捗状況、また新しくなる津波ハザードマップに対する取組について、そして町長が考える災害対応と災害に強いまちづくりをどのように考えているのか、町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

毎年全国で多くの災害が発生しており、当町においても過去に台風や大雨により大きな被害が発生をしております。このため、日頃より自然災害等に対して十分備えることが重要となります。第2次森町総合開発振興計画に基づく施策の進捗状況については、災害対応の基本となる地域防災計画等の改定や土砂災害ハザードマップの作成、備蓄用非常食の購入、自主防災組織の活動に対する助成、防災士の資格取得助成、防災訓練の実施等により地域防災力の向上に努めております。津波ハザードマップについては、改定作業の中で町内会の防災担当者を対象としたワークショップを開催し、ハザードマップへの意見反映等を行い、令和4年度に各世帯への配布を予定しております。災害対応については、日頃より役場内での防災、気象情報等の共有を図り、災害対策を要する事態に迅速に対応するための体制を構築しております。災害に強いまちづくりについては、過去の教訓を生かした取組が重要であると考え、ハード対策として施設への非常用電源の整備、洪水、冠水対策としての河川工事等を実施し、そしてソフト対策としては備蓄品の整備、防災協定の締結等を実施しております。また、住民の防災意識を高めるため、防災訓練や防災教育等の実施を行い、地域防災力の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（斉藤優香君） 再質問します。

今住民に対する避難訓練とかは行われていると言いましたが、ここコロナ禍ではしばらく行われていなかったと思うのです。それで、本当にいつ起こるか分からない災害に対してコロナ禍で町民に向けての啓発が難しいというのは分かりますが、しかしほかの町では町内で想定される最悪の被害をCG映像にしてホームページで公開したり、あと防災講話をユーチューブチャンネルを活用してホームページに公開したりしています。その中で私は、初めて鷺ノ木海岸に約400年前5メートル級の津波があったことを知りました。先ほど町長の答弁の中で、観光ではそういうようなCGとかの手法を使ったPRの仕方を考えていらっしゃるようなので、ぜひそういうことを防災でも取り入れて町民の啓発活動に使っていただきたいと思います。こういうのは、知恵と工夫次第で、コロナ禍だからできないのではなく、コロナ禍でできることをぜひ探していただきたいと思います。

あと、このたびの行政執行方針の中でも自主防災組織の育成、充実とありますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の第一次戦略には5年間で20組織つくるという目標を立てて

いました。3組織あったのが2組織にとどまり、第二次の戦略では基本的方向の目標でなくなりしました。これでは、育成、充実にはつながらないと思います。この辺りも真剣に自主防災組織というのを考えていただきたい。地域防災マスターの方々の活動もあまり知られていないと思います。町長は、自助、共助と言いますが、森町は先ほどのほかの議員の方も言っていました、高齢化が本当に進んでいて共助といってもお互いが助けられる状態にない場合もあると思うのです。各避難所に配置されている職員というのがいらっしゃると思うのです。それを使って日頃から、緊急時にその人が集まってそこを管理するのではなく、できればその人たちは地域から、以前ほかの議員の一般質問にもありましたが、地域に溶け込む職員というのをやはり考えていただきたい。緊急時に慌てて行って何が分かるのですかということにつながる、例えばあそこに寝たきりの人がいるとかということも各避難所に配置されている職員はある程度把握して、あの人に来ないね、この人が来ないねというふうなぐらいの地域に根づいたそういう防災組織をつくっていただきたいと思います。それは、地域の意見も取り入れられるし、いろんなことが町とうまくいくような気がします。そういうのをつくっていただくというのはどうかなというのが私の思いです。

そして、先ほどの議員の防災無線のことになるのですけれども、防災について町として本当に真剣に取り組んでほしいと思った出来事が、1月16日未明に起きましたトンガ諸島付近の火山噴火に伴う津波注意報が発令されました。森町の町民への対応は、7時間後の朝の防災行政無線による津波注意報解除の放送です。そこで初めて知った方も多くいましたし、夜に海岸にいた人もいたと聞いています。地震の揺れもなく、初めての事態の対応がこれで本当によかったのでしょうか。情報の共有、連帯は取れていたのでしょうか。防潮扉は機能しているのでしょうか。検証はされたのでしょうか。被害がなかったからよかったのではなく、最悪の事態を想定して万全を尽くす、なぜそういうことができなかったのでしょうか。先ほども言いましたが、コロナ禍で避難訓練ができていないのならばなおさら冬の夜の災害に対してどのような対策が取れたのか、避難所を開設した場合不安を感じて避難される方、コロナ対策、部屋の暖まり方などたくさんの貴重なデータが取れたと思います。そこで、課題を洗い出し、次に備えるということにつながったと思います。災害と隣り合わせの町としての取り組み方が緩いと思いますが、町長の所見をお伺いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時17分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

齊藤議員おっしゃるとおり、このコロナ禍において地域全体、住民を本当に大規模に巻

き込んでといいますか、関係していく感じでの防災訓練というのは実際のところやはりできていないのが現実でございます。これは、やはりコロナ禍だからとはいいいながらも、実際はコロナ禍だから災害が起きないとかと、そういうことはあり得ませんので、これはある程度検討してできる限りやっていかなければならないなというところは私も感じているところでございます。職員向けのコロナ禍での災害発生時の対応に対する訓練等に関しましては、この間も実施してきているところではあるのですが、今後もコロナ禍がある程度続くという状況を見れば、一定程度地域の方々もどのような形で訓練を一緒にしていけるのかはやはり検討しながら行っていく必要があるのかなと、その点は私も必要であるのかなというふうに考えております。

そして、町長として防災に強いまちづくり、逆に言うと防災に弱い状態というのが何なのかというところは私はやはりこの間斉藤議員からご質問をいただいて頭の中で整理しておりました。議員さっきおっしゃった中にも共助という部分があると思います。やはり町民の方々がそれぞれ自分の近くに住んでいる方々がどういう人が住んでいて、災害時にはどういう対応がお互いできるのか、そのようなことをしっかりとお互い認識している、そしてふだんからコミュニケーションが取れているという状況は本当に大事だと思います。住民自身が現住所や現在地でどれだけ被災リスクがあるのか分からない、もしくは理解されていない状態、そして発災時に迅速に必要な情報が町民や関係団体に伝わらない状態、あと発災のときに初動態勢が官民で確立されていなくて訓練を通じて課題が的確かつ更新されていない、要はどんどん、どんどん月日がつにつれていろんな災害の起き方といいますか、まさにこのコロナ禍に対応した災害の在り方ですとか、そういったところもしっかりと更新していかなければならないと思いますし、そういうことが更新されていない状態、そういうのが私は災害に弱いという状況なのかなというふうに整理しておりました。住民自身が現住所で、今この住んでいる場でどれだけ災害起きたときにリスクがあるのか、そういった点に関しましては先ほど来答弁させていただいておりますとおり防災ハザードマップですとか、様々な情報を共有できる、ホームページで公開するとか、そういったことは今後もしっかりと取り組んでいくというところであります。

発災時に迅速に必要な情報を町民ですとか関係団体にしっかりと伝えるべき、そこは先ほど先日の議員おっしゃるトンガの地震の件で該当してくるのかなというふうに考えているところであるのですが、当日は私も含め150名が……その日の日替わりですね、職員によっては12時前から参集していた者もありました。私が来て一通り参集が終わった段階では、職員150名が参集して早朝5時まで待機しておりました。その中で様々な情報を共有して、当然避難所開設に対してもそれぞれの避難所で担当者おりますので、即座に動けるように準備はしておりました。今回の津波の注意報というところではありますが、確かに一部地域、森町以外のところでは避難所も開設したこともあるのかなと、そういう情報もあったと認識しております。今後いろいろな災害の発生する状況等を鑑みて迅速に避難行動等を行うのが当然であります、その辺の判断に関しましては今回の件をしっかりと生

かして次の状況に対して備えていきたいなというところであります。津波注意報が発表となった場合には、迅速に対応するための体制を構築するとともに、時間帯にかかわらず海岸や河口へ近づかないように注意喚起の放送を実施する対応を行いたいと今後は思います。

そして、先ほど防潮扉の話もございました。その点に関しまして、こちらは波の高い波浪警報、そのときに対して担当課からその操作の係員に対して指示を出して閉めてもらうというところの判断が1つございます。今回の津波等に関しましては、津波警報というレベルですけれども、津波が押し寄せる警報が出て本当に避難しなければならないという状況が生まれた場合には防潮扉を閉めるという指示を出すよりかは、まずは海岸から離れていただく避難のほうの指示を優先して出すべきなのかなというふうに考えております。こちらは、今斉藤議員からいただいた意見を参考にして今後のオペレーションの中で検討して、もし対応が可能であれば、安全性が確保されるという面では対応が可能であればこれは検討していく余地もあるのかなと思っておりますが、現時点では波浪警報の発令時に操作するというところでご理解いただければと思っております。

そして、最後ですけれども、ＣＧで発災時の状況を町民に認識してもらったり、講話をもって知識を得ていただく、非常に有効的だなと私も考えます。今後は、どういう方法が効果的に住民の方にお知らせすることができるかどうかというところは検討しなければならないのですけれども、災害時をリアリティーで感じてもらって、そういうときに知識を持って行動していただくという面ではおっしゃっていただいたことも非常に効果的であるのかなと考えますので、その辺は今後も検討させていただきたいかなと思っているところでございます。

そして、すみません、ごめんなさい、もう一個答弁漏れがございました。５年間で自主防災組織の件に関しまして20組織を目指していたというところでございます。現時点では、5つの組織までつくっていただけるようになっていました。そして、今後も地域に根づいた防災組織のリーダー役となるような方、そういった方々も議員おっしゃるとおり必要になるのかなというところは感じているのですが、これを全部職員で賄うというのはなかなか現実的ではないのかなというところでもあります。引き続き防災士の関係ですとか、来年度から自衛隊の退職者の方をお招きして防災関係の知識ですとか、現場での感覚、そういったことをご教授いただけるような職員も配置する予定でございますので、そういった組織も含め、しっかりと検討して地域の方々が自助、共助をしっかりと持って防災、発災時にできる対応というのを構築していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（斉藤優香君） 新しく職員の方もいらっしゃるということで心強くは思いましたが、私先ほどの質問の後各課の課長とかが集まって町長とお話しているのを見て愕然としました。こういうのは、そういう災害が起きた後に検証がなされ、連携が取られ、

次のためになっているのかなと思ったのですけれども、そういうことがどこかに報告書はあるのかもしれませんが、それがやはり町の職員の方たちの中には全く分からないし、共有されていないというか、こういう事態が起きたときはこういう行動を取りましょうということが全然徹底されていないということにびっくりしました。夜の冬の災害となった場合に、いろんなことが普通の訓練とは違うということがとってもよくこのトンガで分かることもあったと思うのです。それをきちっと検証してみんなで共有するというのをぜひこれから何かがあった場合はやっていただきたいと思います。

また、津波ハザードマップの改定になるのですけれども、伴い森町では最大で11.3メートル、最短で46分と道の発表がありました。避難所は、コロナの感染対策を取った場合、対象者数分の避難場所の確保はできているのでしょうか。以前できていないという森町の回答だったように思うのですけれども、あと庁舎や公共施設の耐震化の計画はありますか。また、昨年実施されました森幼稚園や駒ヶ岳小学校の耐震診断、耐力度調査の結果の公表やそれに伴う今後の方針はどうなっていくのでしょうか。地震、津波だけではないほかの自然災害にも強いまちづくりをどのように考え、どのような計画を立てていくのか、これは人命に関わる大切なことです。町長の所見を再度伺います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時32分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど議員のほうから津波の場合、避難所に関して避難する方々を満足に収められるだけの施設が用意されているのかというご指摘がございました。過去にその辺は足りていないというふうに答弁があったというふうにお話しされていたのですけれども、現実問題として全町民を当然収めれる、入っていただくような施設を用意するというのは現実的ではなくて、そのような避難が必要になるような例えば広域的な噴火の災害ですとか、そういうときは隣町に逃げていただくとか、そういうことになるので、今回は津波に関して言えば、津波注意報、津波警報で対象になる地域、危険やリスクが高い地域から避難していただく方が収まっていたただけの、それに大丈夫な施設を整備する必要でひとまずは十分であるのかなというふうに考えております。ただ、この辺に関しましてもコロナ禍というところもありまして、ふだんでしたら入っていただける人数もコロナ禍である程度制限をして少なく避難していただかなければならない状況というのは出てくると思います。そういった点は、先ほど議員おっしゃったようなコロナ禍におけるしなければならない訓練、更新しなければいけない発災時の初動の状況といいますか、初動の私たちの準備、そのような点に当てはまると思いますので、その辺は今後も職員全員、担当課も当然ですけれども、

検討、精査してしっかりと備えたいというふうに考えております。

そして、先日のトンガの津波に関しましては注意報というところで、当然深夜でございましたので、その辺は昼間に注意報が出るというところと深夜に注意報が出るという点では町民の方々の不安に思う気持ち、それもやはりちょっと違うのかなというふうには思います。ですので、今後もそういった点しっかりと、議員がご指摘されたのはそういう点もそうだと思いますので、その辺もしっかりと担当課と共に情報共有して対策を精査して実施してまいりたいと考えております。

そして、公共施設の耐震化について状況どうなのか、説明はどうなのかという質問もございましたけれども、この辺は以前から調査をしてはつきり分かった時点で議会のほうにはお知らせさせていただきたいというところをお伝えしてありますので、今この場ではその点に関しましてはちょっと答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 自然災害等に対する町の取組についてを終わります。

以上で15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

2時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時45分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、6、土地改良事業受益者負担金などの時効問題について、議席9番、河野文彦君の質問を行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

土地改良事業受益者負担金などの時効問題についてです。駒ヶ岳山麓の畑作地帯は、干ばつに見舞われることが多々あり、農業経営にとっては厳しいと言わざるを得ない地域でありましたが、昭和46年に着工した土地改良事業により旧森町、旧砂原町の畑地かんがいを行い、生産性向上、農業経営の安定を実現しました。このかんがい事業に要した経費、維持費の一部は、かんがい施設を利用する農業者から受益者負担金、施設利用料として徴収するという事で農業者から同意をいただき、事業をスタートしましたが、約1億7,000万円が未納であり、その大部分が時効となっており、徴収することができない状態にあります。本来ならば、地方税法にのっとり時効の中断となる手続きを行い、特別な事情のある場合は徴収不能ということで不納欠損として処理をしなければならない債権を意図的に処理してこなかったことも判明しました。結果的に約1億4,000万円が時効を迎えており、町の財源から立替えとして支払った分は一般財源から捻出しなければならない事態となっておりました。一般財源から捻出するという事は、町民全体が負担するという事であり、ほかの事業や町民に対する福利厚生、子育て関連予算や老人福祉予算などが制限され

ることにつながります。この不合理な事件は、テレビニュース、ネットニュースなどで報道され、職員の怠慢、町民の滞納常態化など大変不名誉な見出しが全国にさらされています。ごく一部の滞納者、何より誤った町政運営が引き起こした事件ではありますが、報道を耳にした町民からはこれまでの経緯の説明、責任の所在の明確化、再発防止策の策定、何より公平公正な町政運営を求める声が多く上がっていることを真摯に捉え、即応することが必要ですので、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

旧森町及び旧砂原町の駒ヶ岳山麓において行われました国営駒ヶ岳地区土地改良事業は、一部の受益者が負担金等を支払えず、町は多額の未収金を抱えました。農作物価格が下落傾向をたどる中で農業収入が伸び悩み、負担金等が農業経営を圧迫する結果となりました。しかし、そのような状況下におきましても計画的に返済している受益者もおられることから、負担の公平性を保つためには町が未収金を抱える受益者の財産差押えなど強制徴収に踏み切るべきであるところを行わず、農業経営改善による納付への望みと併せて分割納付等を働きかけながら徴収してまいりました。結果は、未収金を抱えた一部の受益者は農業経営の改善には至らず、多額の負債を抱えて様々な事情も重なり、農家経営の厳しさが浮き彫りとなる中、消滅時効を迎えた多額の未収金が発生したものであります。これまで行われてきた不適切な事務処理につきましては、公平性を欠く形となり、既に負担金等を返済された受益農家の皆様、また町民の皆様には多大なご迷惑をおかけすることとなりました。改めて深くおわび申し上げます。

この件につきましては、現在も担当課長等より聞き取りなど行っており、可能な限り原因究明に努め、責任の所在を明らかにしてまいりたいと考えております。今後は、負担の公平性を確保するため、債権管理担当課の連携を強化させながら、滞納者に対しましては計画的な納付はもとより、地方税の滞納処分の例による強制徴収も視野に入れて再発防止に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○９番（河野文彦君） 現在も聞き取りを行って責任の所在も明確にするというようなお話をいただけたのかなと思っております。ただ、この件に関しては、私今ネットニュースに出ていたのをプリントしてきているのですけれども、新聞の全国紙のネットの部分でこの記事を紹介したいのですけれども、これ上下水道も込みの話になっているのですけれども、金額は、２億円の滞納金、町職員の怠慢で時効に、町民の滞納常態化、まるで森町の町民がみんな払っていないのではないのと思われても仕方ないような記事が全国に流れているのです。大変不名誉なことです。本当に真面目に払っている町民の方が、農業者の方ももちろんです。ほとんどなのに、大変こういう記事が出てしまうということは私も残念ですし、こういう議員という立場で本当に真面目に払っている方に申し訳ないなというふうな思いを持ちながらこの記事を見ておりました。

それで、この畑かんの件は、昭和40年代にスタートしたということで、スタートしたときは町長も私もまだ生まれていません。これまでやってきたいろいろな処理も岡嶋町長が就任する前のことです。ですから、その以前のことを岡嶋町長自身に役職として、町長という立場としてそこに責任を追及しても仕方のないことだというふうに私も感じております。ただ、この件というのは、昨年の9月に行われた決算審査の場面である程度資料請求された方がいて表面化したと。そこからこの問題がどんどん大きくなっているのかなというふうに思っている中で、そこからの対応は今の岡嶋町長の責任の下でやるというところをしっかりと心の中に置いておいてほしいなというふうに思っています。このかじ取りが岡嶋町長の腕の見せどころなのかなというふうに思っておりますので、その辺は重ねてお願いしたいと思います。

それで、全協も開かれて、その全協でいろいろな経緯だとか現在の状況というのは逐一報告していただいているのですけれども、私この全協の資料で、これ最終的に町長ももちろん目を通して全協に資料として出しているというところですので、ここは町長にお伺いしたいのですけれども、ちょっと資料今持っていないからあれだと思うのですけれども、一部読みながらお聞きしたいのですけれども、まず本来受益者が負担金を払うが、それが困難になった場合は自治体が負担する制度というような書き方をしているのです。確かに文言はこうかもしれないのですけれども、自治体が負担するのではないです、これ。受益者が払えなかった場合は、自治体が立て替えるのです。そして、立て替えたものを後々お支払いしてもらうと。その考え方が抜けていたから、まずこんなことになってしまったのかなというふうに思ってこの文章を見ていました。

それと、今回の件というのは、いろいろ問題になっていきますけれども、大きく2つの問題があると思うのです。まずは、全ての債権について何の処理もせず、全て時効にしまったこと、これがまず問題点の一つ。そして、その時効になってしまった債権を不納欠損処理をしてこなかったことの2点だと思います。正直言って、不納欠損処理はどこかのタイミングと言ったらあれなののですけれども、どこかでやればいいのかというふうに私も思っているところもあるのですけれども、一番の問題はやっぱり時効をそのまま発生させてしまったというところかなというふうに思っています。

それで、また全協の資料の話に戻るのですけれども、不適切な事務処理で、これ不納欠損をしなければならなかった、ここで処理しなかったのは公平性を保つためだとか、不納欠損処理しなかったのは町財政の危機を招く要因の一つになったからとか、どうも理解し難いような理由が並んでいるのです。その辺を今後町民説明会等々もあると思うので、しっかりと内容をもう一度精査して町民の説明に臨んでほしいなというふうに思って資料を見ておりました。

そして、これもまた議会に対して説明した中で、なぜ差押えをしなかったのかという中で差押えをすると農業ができなくなるというような説明をされているのです。差押えをしても、それを換価、実際に処分して売却だとか、換価してしまわなければ差押えかかった

状態だって農業はできるわけです。私たちだって担保に入ったって、そこに住むことも商売もできるわけです。だから、なぜこれが農業を立ち行かなくしてしまう理由になるのか、差押えの段階で。換価は分かります。その手前の差押えでなぜ農業ができなくなるのか、なぜそういう判断をしたのか本当に不思議に思っているところです。これも資料にそういう処理、差押え等の処理をしたら離農の原因になるだとか、農業に与える影響が大きいというような記載をしているのですけれども、なぜこんな理由が出てくるのかちょっと分からない、私はちょっと理解できない部分もあるので、改めて先ほども申しましたけれども、住民説明会にはしっかりと住民の方が納得していただくような原因というところを皆さんにお知らせしてほしいなというふうに思っているところです。

それで、再質問というところで何点か再質問させていただきたいと思います。今までの説明の中で基幹産業の農業だから致し方なく庇護したというような記載があちこちであるし、町長の発言からもあったかなと思うのです。それで、再質問のまず1点として、町長の考える基幹産業とは何か。基幹産業だから、これだけ町として守ったのか。では、同じような状況が他の産業、私は本業は建設業ですけれども、建設業者もいろんな大変な時代が来たこともありました。そういったときには、今回のように同じように守っていただけるのか、そこまずお願いします。

それと、今回結果的に1万4,000人ちょっとの全町民が負担するというような形になると思います。もしこれ払っていただけない方がいて、ただお国にはもう既に立て替えて払っている、町財政を圧迫しているということで改めて受益者か、改めて農業者全体かでお話をするということが必要だったのかなと。それに対して町長どう考えるか、もしよろしければ。要は、なぜ町民全体に負担させたか。改めて受益者という枠なのか、広く農業者という枠なのか、まずはその当事者というのか、そういう方々に負担というお話をして、それでも駄目なら本当に全町民という、結果的に町民は何も知らずに全町民が負担することになったことを今知らされたわけです。その辺について、まず町長にお伺いします。

もう一点、再質問の最後として、今回のこの事件というか、案件について時効を発生させてしまったことは、これ2つに1つだと思うのです。この記事の言葉を流用すると、職員の怠慢だったのか、もしくは町の政策として行ってきたことなのか、どちらかだと思います。どちらだったと今町長は評価というか、感じているか、そこを再質問としてお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時07分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

河野議員の今の2回目の質問の中に町として、今後の町長の対応としてどうしていくべきかというところを正していただいたというか、そういう気持ちで聞かせていただいております。議員おっしゃるとおり、真面目な納付者の方々に対しては本当に知らないところでそのようなことが行われていて今まで明るみになっていなかった、中には本当に苦労してこの負担金は払わなければならないものだ、仕事もうまくいかないけれども、自分の父親、母親を面倒見なければならないけれども、それでも払わなければならないものなのだ、そう思って一生懸命支払いしていただいていた方もいると私は担当課の聴取の中で聞いております。今回の件にかかわらず、公正公平、そして特に税金の納付に関しましてはしっかりと対応、そして毅然とした対応をもって今後もしっかりと進めさせていただきたい。そして、正直者がばかを見る、そんな町には絶対していかないと私は町長としてこの場をお借りしてお誓い申し上げたいと考えているところでございます。

そして、自治体がこの負担金を事業開始時に立て替えるというところになっている点について河野議員おっしゃるとおり、それは現在の町民の方々の負担にも当然直結している部分であるというのは私も思っているところであります。当時の事業開始に当たるときに対象の受益者の農家の方々から同意を得ると、3分の2以上、不同意徴収者の負担金徴収調整を町が責任を持って解決することを国に確約すると、これが土地改良法第90条第7項にのっとって行わなければならないこととして当時国のほうに確約している事項でございます。当然ながら実質返済が滞り、負担が今の町民の方々にもものしかかっていると、そこは十分理解しておりますので、当然今後もこのようなことは実際あってはならないことだと思いますし、しっかりその辺は対応してまいりたいというところで考えています。

そして、基幹産業を町長はどのように考えているかと。規模的な話からいたしますと、当然森町は水産の漁業が水揚げの量というところから見ても大きいです。しかしながら、だからといって森町の魅力というところを町外に発信していただいているという産業というのは、私は漁業だけではなく、農家さんもそうだと思いますし、林業も当然含まれると思います。それぞれの業界でいろいろなお仕事にかかわらず町のため、そしてまちづくりのためにご協力いただいている方々もおりますので、そういう面からすると何が基幹産業だという判断基準には至らず、本当に全ての産業、全ての産業に関わる事業者の皆様は町の魅力をつくり上げていく上で大切な存在であるというふうに考えております。

そして、守るという表現を議員はされたのですが、当然制度を進める上ではしかるべき対応として時効の延長を行って支払わない、支払っていただけない方々には滞納処分をしっかりとしていかなければならない、差押え等、そういうものをしていかなければならないというところはそのとおりであると私は考えております。同じようなことをまたしてくれるのか、すみません、ちょっとそういう趣旨ではなかったのかもしれないですけども、当然法にのっとって行政は物事を進めていかなければならないと思います。この国営事業に関しましては、本当に事業開始当初からいろいろな課題、問題もありまして様々な計画変更等も行われてきて農業の負担者といえますか、負担金を負っていただける方

々も少なくなっていくと、そのような様々な時代背景がございました。全く同じような事業が今後あるのかと言われれば、それはなかなか返事ができないところではありますが、行政として捉えなければならないところはただ一つ、やはり法にのっとって仕事を進め、当然すべき滞納処分、時効の延長、そういったところはしっかりと行っていかなければならない、それを産業を守るという言葉で言い訳的なものとして結果として捉えられてしまうような、そのようなことは行っってはいけないと私は思います。

そして、今までの事のでんまつ、結果としてこのような不祥事として取り上げられてしまったことは、町としての政策が原因なのか、職員の怠慢が原因なのかというところに関しましても、この点に関しましては様々な理由が重なっている中で100%担当した職員の責任であると、そのように断定するのは私は難しいのかなと思っています。確かに今私が話したとおり、言い訳にはならない、基幹産業を守るためだ、そう言いました。ですが、重ねての答弁になりますが、行政としては法にのっとってしっかりと業務を遂行する上では法に反する行為、そのようなことはしてはいけない、しっかり法にのっとって進めていく、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） 先ほどの再質問で私、ほかの産業が同じような状態になったら同じようなことをしてくれるのかというような再質問しました。ちょっと意地悪な質問というか、なかなか答えにくいだろうなというふうな思いながらもその部分させていただいたのですけれども、やっぱりそういうふうに感じている方が多いのです。だから、何かあったとき自分も守ってくれるのか、守ってくれないよな、では何でその分野だけ、ましてや特定の人だけという不満が正直言って大変に多いです。そして、中には本当に公正公平と町長が言うのだったら、今まで納付した人に全額返しなさいとぐらいうで言う人います。それぐらい根の深い問題になってしまったのかなというふうに私も感じるが多々あるものですから、ちょっと紹介させていただいたのですけれども、今回結果的に町民の負担になってしまったというところは再三皆さん申し上げていますし、町長も申し訳ないというところを申し上げているのはもう重々承知なのですけれども、私ちょっと計算してみたら、多少前後あるかもしれないのですけれども、私のデータでいくと町民1人当たり1万4,000円弱ぐらいの負担なのです。私4人家族なので、5万何がしとか、そういう負担になっているのです。それが全町民です。零歳児から90歳、100歳迎えた方まで全町民が1人これだけ負担しているのと同じですから、この事の大きさというのはまだまだ議論していかなければならないのかなというふうには思っています。

そして、最初の質問でも責任の明確化というところも私再三申しているのですけれども、中には責任の所在の明確化というところを誰かを処分するのだろうというところに必ず結びつける方がいるのですけれども、これを言っている僕もそうですし、町民の方も別に誰か職員を給料減らせとか、そういうこと言っているのではないのです。どの時代の担

当者とは、それもまた言いにくいのかもしれないですけれども、そういう経緯をはっきりしてほしい。どこの部署でどういう判断をして、そのときの理事者がどういう判断をしてこういうことになったのか、そこをはっきりする。そして、はっきりした中でその事実関係から処分、処分というのは懲戒処分とかの話ですけれども、それはその後についてくることだというふうに私は思っていました。それで、今ほど町長、職員の怠慢だったのか、施策で行ったのかというところで100%職員のせいとは言い切れないというようなお話だったかと思います。私もそう感じているところもあります。ただ、先日職員の方とちょっとお話ししまして、たまたま懲戒処分の話になったのです、話の流れ的に。その方は、私がというか、あまり個人を特定するようなこと言いたくないのですけれども、何十年も前で、私が何年か前に来たときにはこういう状態だったと、ただ、今担当している中で大変町民に申し訳ないというようなお話を、今までの経緯というものをしっかり調べて分析して町民の方にこういうことでしたとお話しすることが責任だし、もし懲戒的な処分が下されるのなら受け入れることも必要だというようなお話ししていました。ですから、そこで誰かを処分するという話を先行するのではなくて、まずどういうことがあってこういうことになってしまったのかというところをはっきりさせる、まずそこからスタートなのかなというふうに思って聞いていました。その職員の方の話聞いていて、私もちょっとじいんときた部分があったものですから、紹介させていただきました。

町長に改めてお伺いしたいのですけれども、今回町長の執行方針の中でこの件というのは一切触れられていないのです。執行方針というのは、新しくやることだとか、花形のようなことを書くだけではないと思うのです。今までこういうやり方をして失敗して町民の方に迷惑をかけてしまったと、今後はこういうことは絶対させないということも大事な大事な執行方針だと思うのです。それで、再発防止策策定するだとか、適正に進めたいとかという話よく聞きますけれども、徴収の部分をしっかりやるというのは行政運営の根幹と言えるような部分だと思うのです。そこで、新たなことやる前に当たり前のことをしっかりやるという、そんな記載があってもよかったのかなというふうに思って聞いていました。

それで、再々質問をさせていただきます。この問題が発覚したのは、令和3年9月以降の決算のときに問題が表面化したのですけれども、下水道のとき同じような質問したのですけれども、今ここでまた改めて質問させていただきますけれども、新たな時効は発生していないかどうか、今後発生する可能性はあるのかというところを確認させてください。

それと、今後住民説明会を開くというようなことでした。ただ、今コロナの状態もありまして、まだ延びるのかな、延びないでやってほしいなという部分もある中でいつになるのかなと心配になっている部分もあります。ただ、ちょっと時間軸の話をしますと、この住民に対する説明会は処理をする前に、これ不納欠損処理になると思うのですけれども、決算での不納欠損になると思うのですけれども、処理をする前に必ず住民説明会をしてほしいと。先日下水道の負担金の部分で結果的に住民説明会もせず、町長の広報に載せたお

わびの中で全容を明らかにし、適正に事務処理を行う。適正な事務処理は、不納欠損は不適切な処理ではないですから、いいのですけれども、全容を明らかにしが抜けているのです、行動の中に。そこを次のといいますか、この畑かんの部分では必ず守ってほしいという部分を確認させてください。

それと、これも私全協でも言ったのですけれども、なかなか現場では職員の方が徴収業務まで今手が回っていないというのが実態だというようなお話も聞こえてきます。そういった中で徴収専属の部門を、それが課なのか、部なのか、外注なのか分かりません。ただ、今の職員の方に全て徴収まで任せるのではなくて、別な方法での徴収という部分も考えなければならぬのかなというふうに思うのですけれども、町長はどのようにお考えになるか、その部分を再々質問でお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時30分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今回の件に関しまして議員もある職員にお話を聞いていただいて、今職員がどう思っているかというところをご理解いただけて、それをこういう場でお話しいただけたというのは私にとっても本当にありがたく、感謝申し上げたいところでございます。職員は、何とか今この状況をまずは本当に町民の方々におわびして、ちゃんとご説明して、それで新たな段階に、新たな施策の展開ですとか、次のステップに向かいたい、そういう思いを持っている職員が全てでございます。ですが、しっかりと今回の件がどういう経緯で行われたかに関しましては現在担当課、今庁内にいる、今の役場内にいる職員から聞き取りの作業は進めておりますが、当然これは今役場内にいない役場外の方、その方にもしっかりとお話を聞かなければならないなと思っております。そこまでしっかりと事情を聞き、最終的な経緯説明をつくり上げていきたいと考えております。

そして、執行方針に関してもご意見いただきました。当たり前のことではあると、当たり前のことをしっかりやっていくというところではありますが、今回の件を見て確かにそのような表記も一部すれば決意の一部というところで町民の方々にご説明もできたのかなというところもあります。今後参考にさせていただきまして、町政執行の作成に関しては挑んでいきたいというふうに考えております。

そして、今後時効の延長、当然それは法律にのっとり催告状を出して、そしてそれをさらに経過する場合には差押え等をして時効延長をしっかりと行っていく、それは当然漏れなく行わせていただきたいと思います。しかしながら、ある程度不納額といいますか、時効の延長を行う上でも一定数の不納額というのはちょっと出てきてしまう可能性がござ

いますので、それは監査の段階ですとか、そういったところで詳しくご説明させていただくことであると考えておりますので、しっかりとその辺も対応させていただきたいと思っております。

そして、不納欠損処理に関しまして、このコロナの状況もございまして今まん延防止措置が延長になる話もちろはら出ています。予定では、21日週に実施する予定でございますので、まん延防止措置が解除になればというか、延長になったとしても解除になれば問題なくそこは3月中旬に説明会は行えるのかなと考えております。そこでしっかりと説明させていただいた後、今回の決算に上程できるようなタイミングで不納欠損処理はさせていただきたいと考えております。当然町民の方に説明会を行ってから不納欠損処理を行いたいというふうなところは考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 土地改良事業受益者負担金などの時効問題についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、7、教育委員会会議録等の公表について、森町のホームページとSNSについて、2億円を超える不納欠損処理問題について、森町総合開発振興計画と町長の選挙公約についてを行います。

議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、教育委員会会議録等の公表についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして、本日は4問質問させていただきます。

最初に、教育委員会会議録などの公表についてということで質問させていただきます。教育委員会会議は、教育行政の政治的中立性や継続性、安定性を確保するとともに、保護者や地域住民の多様な意向を的確に反映した教育行政を推進することを目的として教育長、教育委員の合議によって基本方針の決定などを行う会議です。この会議は、教育長が招集し、議事については出席した教育長及び委員の過半数の承認で決定します。平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会会議の議事録の作成及び公表が努力義務として規定されました。努力義務とされながらも、作成及び公表する自治体が増えております。教育委員会の形骸化も指摘されている昨今、森町も公表すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、併せて教育委員会の関係組織、教育水準向上対策協議会、森町教育振興育英会、森町文化協会、森町体育協会なども公表すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

さらに、会議については、インターネット、ユーチューブでのライブ配信も可能だと考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（増川正志君） お答えいたします。

教育委員会会議録の公表については、令和4年分から公表を実施いたします。

また、教育委員会会議のライブ配信については、配信の効果やネットワーク環境及び人

的な部分など課題も多くあり、早急な実現は難しいと考えられますが、近隣自治体の動向や方法についても情報収集を行っていきたいと考えております。

森町教育水準向上対策協議会、森町教育振興育英会、森町文化協会及び森町体育協会等について教育委員会としては議事録の公表についてお答えできる立場にありませんことをご理解願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 要するに令和4年度からやるのだと、それはどういう形で公表するのか、ホームページだとは思いますが、その辺の部分というのはどういう形式で行うか、まずお聞かせください。

私過去にというか、何度か議事録開示請求出しまして見せていただきました。その中でかなり個人情報も黒塗りはされているのですけれども、当然、そういう形であるので、今後そういうことを公表するとなると相当注意が必要なのかなと。さらに、普通会議録といったら、教育委員、教育長、事務局が話されたことをそのまま載せるのでしょうか、同時に出された資料、その分が多分個人情報がいろいろ載っている部分が多いと思いますけれども、それも併せて公表していく考えがあるのかどうなのか。

それと、教育水準協議会などのほかについては、そういう立場にないというのは分かります。これについては、会議録というのを持っているのでしょうか。それだけ分かればお答えいただきたいと思います。

そういうことで再質問いたします。

○教育長（増川正志君） 再質問にお答えいたします。

まず、どういった形で公表していくのかということについては、ホームページを考えておりました。

そして、様々な公開できないこともあると思います。それについては、地教行法というのですけれども、長い法律を短く言うと、その中で教育委員会の会議は公開すると、ただし人事に関する事件、その他の事件について教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができるという規則がありますので、令和4年度からの教育委員会においては議題を事前に精査して、これにのっとってここは公開しないということを委員から承認もらって、そして今議事録を作って、その中身に載って公表していくという準備をして公表に向けて進めているところであります。

議員のおっしゃる教対協等の会議録ですか、これは今ちょっと私も手元にありませんので、明確にはお答えできませんので、もし必要であればそちらのほうの団体のほうに確認して個別にお伝えしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「分かりました」の声あり）

○教育長（増川正志君） 以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） かなり精査しなければならない部分というのは多々あるかと思いますが、こういう形ですんなり公表するとは思っていなかったもので、よろしくお願いします。

あわせて、もう一点、教育委員会会議自体が傍聴できる仕組みは持っていますよね。過去に傍聴した経緯はあるのでしょうか。大分以前に傍聴をお願いしたら、断られた経緯があったのです、私が知っている限り1度だけですけれども。議会の中でちょっとごたごたあったときの話だと私理解していますけれども、そういうことが今後会議録も含めて傍聴ができるかどうかだけ最後に質問して終わりたいと思います。

○教育長（増川正志君） 再々質問にお答えします。

過去において傍聴できなかったということは、今私は把握しておりません。今担当課のほうにも聞いたのですけれども、ちょっと今事情が分からないということです。遡って見てみたいと思いますけれども、それも分かりましたらお伝えします。

傍聴については、私の知っている範囲ではこれまで希望はありませんでした。傍聴については、教育委員会の会議規則の中において会議は教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし書がありまして、その決議により秘密会としたときはこの限りではないということでありますので、公開する準備はしております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 教育委員会会議録等の公表についてを終わります。

次に、森町のホームページとSNSについてを行います。

○14番（松田兼宗君） 続いて、森町のホームページとSNSについてということで質問させていただきます。

平成12年度より開設された森町のホームページは、既に22年経過しております。現在自治体のホームページを利用した情報発信が常識となり、自治体の情報発信や町民をはじめ、町外の人との情報交換などホームページの活用が重要となっております。しかしながら、森町のホームページは、大幅な発信情報の増加にもかかわらず、町民に見てもらおうとする姿勢が見受けられません。多くがアリバイ的な情報発信に終始していると感じられます。それは、情報を掲載することが目的とされているだけで、情報を受信してもらうことを目的としていないためだと私は考えています。また、SNSとの連携がなされていないことが大きな原因であると考えられます。なぜSNSとの連携を行わないのでしょうか。ホームページ開設以来、全面的なリニューアルをされていないのはなぜなのでしょう。今後町民の意見を受け入れつつ、森町のホームページとSNSの活用を考えているのでしょうか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町からの情報の発信に当たっては、広報紙や町公式ホームページ、防災行政無線、各種SNSにより町民の方に関わりの深い生活情報や自然災害情報、町民のライフライン等

に関わる情報を主体とし、発信するよう進めております。具体的な活用方法としましては、迅速な対応が求められる防災面で防災行政無線を活用し、SNSの発信の際には迅速な情報共有を目的としております。さらに、広報紙では、生活情報や町の取組を伝えることを主として発行し、その情報をまとめて閲覧できることやウェブファーストにて公式ホームページでの活用など、明確な使い分けが必要であると考えます。今後についてもその目的と特性に合わせ、発信する情報内容を十分に見極め、効果的に発信するよう努めてまいりたいと考えております。

また、森町公式ホームページについては、平成12年に開設した後、平成22年にはCMSを導入し、平成26年には再度CMSの載せ替えを行い、2度更新を行っております。更新後今日まで7年ほど経過している状況を踏まえ、リニューアルを視野に入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 私の認識と全然ホームページに対する認識が違うのかなと、私そうなのかなというふうに今町長の話聞いて思ったのですが、私実はSNS、ホームページについては過去10年以上前から何度か質問させていただいています。そこで指摘したことは、一度も全然実現されていると私思っていない。今それぞれSNSとの関係がうまく連携させてやっているとかという言い方したのですが、フェイスブックについては昨日確認しました。1,975人フォロワーがいるのです。そして、最終の更新がいつになっているかというと、去年の11月です。これは、災害警戒警報が発表されたときだけです。それ以降は、何も情報発信されていません。さらに、件数からいっても全然過去に当然載せるべきことを載せていないしというのがまずあります。これだけのフォロワーがいるのです、1,975名の人が。そして、ツイッターに関しては228人のフォロワーがいるのですが、これも同じです。昨年11月で終わっています。ほとんどやられていないと同じです、情報発信は。そして、インスタグラムもあります。これ301人フォロワーがいます。これは、20年の選挙、町長選挙のときで終わっています。それ以後は、情報発信されていません。そして、ラインに関しては、ラインのフォロワーの人数は私が多分この数字だろうなと思って見ているのは2,209人います。これについても同じです。選挙のときで終わっています。そして、ユーチューブに関しては、チャンネル登録者数が270人、これは22年の1月12日に最新版は結構載せているには、中身は別にして、それなりの部分があるのですが、私が言いたいのはラインとフェイスブックが2,000人前後のフォロワーがいるのです。フォロワーがそれだけいるということは、それに載せておけばその人たちに行ってしまうのです、情報が。それを利用しないでただ単にホームページだけ載せて、こっちには載せないでということは読ませたくないと思えないのです。ホームページで載せたからといって、フォロワーについて知っている人に連絡が自動的に行く形になっていませんよね。それを言っているのです。だから、うまく連携すると情報がすんなり伝わっていくわけです。ただ、

怖い面はあります。間違った情報を流したら、逆に広まり過ぎる部分が出るのですが、だから私前に公式文書なのかという話は言いました、ホームページの文書。ホームページ、公式文書だとすれば、その辺は十分気をつけてやっていかなければならないのです。だから、今町長が言っているのは、全然実態とかけ離れています。

それと、トップのページを見ると、広報の部分で載っているのは、広報もりまち、防災無線放送文、公式ユーチューブ、そして公式フェイスブックしか載っていないのです。本当はツイッターとかまだあります。先ほど言いましたSNS、全部で5つあります、公式のSNS、アカウント取っているのは、町で。その2つしか載せていないのです、ここに。ほかのをどこで載せているかという、ソーシャルメディアの運用方針の中に載っているのです、5つ。これは、2017年9月17日に更新したやつの中に載っているのです。だから、利用者もあるとは知らないですから、全く別なページにありますから、なぜトップのページにほかのSNSを載せないのですか。おかしいと思います。だから、言っていることとやっていることが全然違うということをやまず指摘したいのですが、その辺を今後どういうふうに改善する気があるのかどうか聞きたいのと、これも大分前に話しているのですが、森町広報委員会というのがあります。この広報委員会で何度か私委員会などで指摘はしているのですが、これは文書の広報紙の部分だけしか、対象がそこなのです。私は、ホームページも対象にして、それも町民の意見を反映する仕組みをつくったほうがいいのではないかという話は何度も言っています。だけれども、実際何も行われていない。森町広報委員会条例というのは、読んだときあるかどうか分からないのですが、すごいのです、この書いている中身というのは、私に言わせると。何て書いているかという、町の重要政策や町民生活情報を分かりやすく伝え、信頼を高める広報活動に対して指導、調停または助言をし、町行政の民主化に寄与するよう有効適切な運営を目指し、町長の附属機関としてこの広報委員会はあるのだと書いているわけです。この民主化という言葉です。町民の声をいかに町の広報に反映させるかという仕組みをこの町は持っているのです。これは、すごいことだと私は思っています。それをうまく利用していないというのがあって、実際では広報紙だけ、紙の媒体の広報しか対象にしていないのです。だから、今後はホームページも当然民主化するために、町民の声を聞き入れるような仕組みにするためにここに付け加えるべきだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 3時58分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ホームページに関しましては、先ほど答弁でもお話しさせていただきましたが、長年同

じ形態でずっと運用してきておりまして、あのものがベストであって更新の余地はないというところではございませんで、やはり最近の流れ、そしてデジタルトランスフォーメーションの流れもございまして、議員おっしゃるとおり様々な方法を使って情報の双方向の窓口というものをホームページ上でつくるというのも私は大切なことだと思います。その一環として、SNSのリンクがあれだけでは不十分ではないのかというところもご指摘であったと思います。その点に関しましては、まずホームページとSNSのリンクに関しましては、ホームページのリニューアルに付随してしっかりと効果的な構成を考えて新たなものをつくり上げていく必要があると考えておりますので、そのように行っていきたいというふうに思います。

そして、森町広報委員会に関しましては、これはまた当初の通告になかったものでございますので、具体的なことはちょっと申し上げづらいのですが、この民主化というところで町民主体、町民主権、そしてまた町民を巻き込んだまちづくりの仕組みづくりということをも多分おっしゃっているのかなと私は思います。その中の一つのツールとして、デジタルの世界、デジタルのそういうアプリケーションを使って情報のやり取りを町民の方としていくというのは、まさにこれはデジタルトランスフォーメーションの中で実施していくべきことだと思っていますので、その辺もホームページの構成、そしてデジタルトランスフォーメーションの推進の中でしっかりと検討させていただきたいなと思っているところでございます。

そして、情報を見せたくないからというところではないので、その辺は誤解なきよう何とぞご理解いただければなと思います。これも私も何回か答弁させていただいているのですけれども、確かに更新されていないよ、そのとおりでとは思いますが、SNSによって本当に適する情報、フェイスブック、ライン、ツイッター、インスタグラム、そのほかにもまだいろいろあるのですけれども、その中で何が流すべき適した情報であるかというところは本当に難しいところがございますで、まずは当町ではラインの友達追加をしていただけることによって自動的に町からの情報を受信していただける、そのような運用も多分ほかのSNSと比べてはラインのほうが頻度は高いのかなというふうに考えておりますので、まずはそのラインを主体的に、本当にラインは多くの方に使われておりますし、お父さん、お母さんもそうです。私もそうですけれども、本当にご高齢の方からお子様まで幅広く使われているSNSというところではラインが一番適しているのかなと。さらに、緊急性が高い防災関係の情報ですとか、そういったことをSNSで流すにはラインが適しているのかなというふうに思っておりますので、まずはその辺主体的にラインを主に運用していくというところでご理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 今町長の答弁の中で見せたくないというのではないのだという言い方しました。見せたくないのだというふうにしか取れないのです。それは、発信する側

の都合です。見る側は、見せたくないのだなと思ってしまうわけです。その違いです。だから、見る側の立場に立って物を考えないと、だから民主化をなささいということの話なのです。その辺が理解できていない。例えばこの後の次の質問にも絡みが出てくるのですが、今回の、これは広報紙ですけれども、昨日1日付で発行されました広報紙、この中にチラシが何個か入っています。その中の一つに町民の皆様へと、先ほど質問の中でもちょっと取り上げられていましたけれども、これを見ても私読ませたくないのだなとしか思わざるを得ないのです。そして、教育委員会の学校教育の奨学金の話は、まだ上のほうに太字使って大きい見出しを使っているのだけれども、これに対しては平の文字を、12ポイントだと思えますけれども、その文字だけで書いている、太字も何も使っていない、そして見出しが何のことなのか分からないのです、一般の人。新聞の見出しみたく2億円の欠損処理だどうのこうのと言え、はつきり分かるわけです。その違いなのです。それは、発信する側の考えと違うのです。それは、紙媒体でもそうだし、ホームページも同じだと私思っています。だから、情報を本当に伝えようとすれば、受け手の側に立ってどういうつくり方をすれば見てもらえるのか、それが大事だと私思っています。

そして、今回の執行方針の中で町長がどういうこと言っているかということ、国民の暮らしや社会経済活動のデジタル化を推進し、制度や組織の在り方を変革していくDXが強く求められていますと、そしてDXの新たな取組として様々な行政手続のオンライン化を実現し、住民の皆様の利便性向上に努めるとともに、誰一人取り残さない人に優しい地域社会のデジタル化実現のためにデジタルディバイドの対策も強化してまいりますと書いているわけです。一人も取り残さないためなのです。それは、確かに今書いているようにデジタルディバイド対策というのは大事な部分で、7割、8割の人がもうスマホに切り替わっているはず。そしたら、それをどうやって森の町のホームページにつなげてもらえるのか、それを考えなければならないのです。それがデジタルディバイドの対策なのです。私は思っている。そのための講習会やるなり、いろんな場面でそういうことを町民に教えていく、高齢者の人ももちろんもうスマホしか使えなくなっているわけですから、せっかく持っている道具どうやって使うのかということをお教示いただかなければならない、それが今のデジタルディバイド対策だと私思っています。今後その辺をどう考えて、どういう形で進めていくのかを聞いて質問終わりたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

松田議員おっしゃるとおり、今回広報紙に入れさせていただきました周知の文書にしまして、もうちょっと分かりやすい構成にしたほうがいいのではないかとこのところも私は今一部ご指摘として受け取りましたので、その点にしましては作成の段階でもうちょっと目に留まるようなものとして作成は検討させていただきたいなと思います。

デジタルディバイド対策にしましては、確かにスマートフォンを使っただけの高齢者の方、パソコン、そしてこのようなパッド的なものも使える高齢者もいらっしゃるのかなと思いますが、しかしながらまだまだ広報紙、紙媒体を使って周知する必要というの

もございますので、引き続き紙とデジタル情報、そのようなものを並行して行っていく必要はあるのかなと思っております。しかしながら、やはり究極的には今後デジタルトランスフォーメーションが進むにつれ、デジタル機器に触れていただく機会、そういうのは町民全ての方に私は生まれてくると思っております。議員おっしゃるとおり、本当に機器を操作する、機器に触れる機会というものをしっかりとつくりながら、これは年齢別に適したやり方があると思います。そして、もともと持っていらっしゃるデジタルに対する知識の習熟度によっても変える必要があると思います。その辺は、しっかりと整理していろいろなタイミングでより多くの回数を実施できるように努めていきたいなと思います。先ほど来からの私の答弁でもちょっとお話しさせていただいておりますが、よりよい行政サービスの向上につきましては本当に役場に来なくてもいいくらいいろいろな手続きができる、それには当然デジタル機器に触ってもらわなければなりませんし、知識として学んでいたかなければならない点もあるのですが、日々たつにつれてデジタル機器もどんどん進化してきております。中には、音声だけで操作できるものもありますし、いろいろな技術、知識を持っている専門事業者様とも包括連携協定を結ばせていただいております。いろんな方々の知見ですとか様々な情報を、そして協力体制をしっかりと生かしながら、デジタルディバイド対策は行ってまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

そして最後に、これは本当にそのとおりだなと思う点が見る側の立場に立って運用が必要ではないか、これは私も自分でホームページつくったことありまして、ツイッターも自分で開設して観光的な情報を流したこともあるのですが、やはりどうしても流す情報が伝わってほしいという願いが先走りして相手からどう見られるかをないがしろにしまいがちなのです。ですから、本当にそれは行政でも一緒だと思いますので、いろんな方が見られるという点ではあまり奇抜なことはできないのかなとは思いますが、町民の方々が分かりやすく、そして決して、繰り返しですが、見せたくないということではなくて、しっかりと見ていただける、目に留まっていたけるような、そういう情報の提供の仕方というものはしっかりと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町のホームページとSNSについてを終わります。

4時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、2億円を超える不納欠損処理問題についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、3問目に入らせていただきます。

2億円を超える不納欠損処理問題についてということで質問させていただきます。令和

3年度に国営駒ヶ岳土地改良事業の1996年度からの受益者負担金1億3,918万、36戸分と同事業の97年度からの施設使用料1,691万、34戸分、下水道事業の2001年度からの受益者負担金4,928万円、956件分と合計2億円を超える不納欠損処理を行うとされています。全員協議会などで何度か説明があり、質疑が行われてきましたが、十分なものではなかったと私は思っています。年度内に欠損処理金額の確定の作業が最優先とされ、原因究明や責任の所在、そして今後の対応策が不十分なものであります。何よりも負担の公平性や平等性への今後の対応が不明確であると考えます。今後町民説明会を行うとしていますが、町民からの不満に対してどのように対応するつもりでいるのでしょうか。町長のお考えを伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

令和3年11月18日並びに令和4年2月17日開催の森町議会全員協議会において、国営駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業に係る件、森町公共下水道事業に係る件について各担当課から説明をいたしました。事業目的や内容が異なるため、同じ受益者負担金でもそれぞれ事情が異なりますが、不納欠損処理につきましては不適切な事務処理が長年にわたり行われてきたことを速やかに改善しなければならないことから、令和3年度中に処理を行うことをご理解願います。受益者並びに町民の皆様には、不適切な事務が行われてきたことに対し、改めて、また深くおわび申し上げます。

現在も担当課長等より聞き取りを行っており、今後は責任の所在を明らかにするよう努めるとともに、再発防止に向けて取り組んでまいります。また、住民説明会を予定しておりますが、町民の皆様に対しましては丁寧な説明を行い、ご意見等をいただき、町政の信頼回復に向け、誠心誠意対応したいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 何度も全員協議会でも話がされて、説明されて、今日も河野議員のほうから畑かんんについての質問もありました。そんな中で同じような形で陳謝することしかできないのかなと思ったりもする部分もあります。実は、どうなのでしょう。私が思うというか、問題は不正があったというか、適切な処理を行ってきていないということは森町職員服務規程並びに森町職員の公務員倫理に関する規程に違反しているのではないかと私思うのです、どう考えても。その観点から、今まで当然退職した職員もいっぱいいます。町長も含めて前任者が何人もいるわけですが、その辺を考えたら今回の問題というのがさらに見えてくるのではないのかなと私思っています。服務規程においては、職員が公共の利益のために勤務するとともに、誠実かつ公正にその職責を遂行することを目的としてこの服務規程というのができているのです。さらに、公務員倫理に関する規程においては、公務に対する町民の信頼を確保することを目的としてつくられている。そして、何が問題かという、今回の場合なかなかそれに当てはまる部分ってないのかもしれないけれども、町民に対して不当な差別的扱いをしてはならずというところに違反している

のではないのかと私思うのです。どう考えても不公平なことをやってしまったということなのです。そしたら、それに対して罰則は一体何なのか、私そこまでは分かりません。それを含めて町長がすぐ答えれるかどうかちょっと分からない、時間の問題もありますので、あともう一問ありますから、簡単に答えていただければありがたいのですが、まずその辺いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

一般的に松田議員おっしゃるとおり、我々とはいいですか、法にのっとって様々なことを行っていくものでございます。その中で職員の服務規程しっかりと明記されてございます。当然その中に違反するような行為がありましたときは、町長として処分を下すと、そのようなことは当然な判断であるというふうに認識しております。状況をいろいろ検証して何に当たるのか、そして過去からの経緯等々も含めましてしっかりと整理して町民説明会等には臨みたいと思っておりますし、改めて議会の皆様にもご報告させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） どうもちぐはぐなのは、昨日補正予算通りました、下水道の。不納欠損処理してしまいました。私実は、それをするとは思っていなかった。だから、見逃してしまったのです。別なところ見ていて、今回やらないのは当然だよと思っていたのです。それが直前になって、いや、やるよという話で同僚の議員から言われて、ええっと思ったのです。それが実情です。本来であれば、今町長の中でまだ調査中だと言っているにもかかわらずやってしまったのです。さらに、昨日の予算委員会の予算の説明の中で下水道課長何て言ったかという、受益者負担金は建設費が財源となると説明しているのです。そう説明したのです、はっきり。ということは、建設するための5,000万もの不納欠損処理分建設費がなくなったということです。それはどういうことかという、当然一般会計から補填するわけです。そういう仕組みなのです、今回の受益者負担金を不納欠損したということは、建設費をなくしたということです。その辺にもかかわらずやってしまったということは、これは議会も大変なミスをしたのだなと私思っています。私自身反省しなければならぬと思っています。

そして、今後どう対応したらいいのかという問題なのですが、職員10%一律カット、議員も10%一律カットです。それしか町民に見せる顔がないのだと私思っています。それしかないのだと思います、現職の職員としての責任の取り方として。その辺いかがでしょうか。私は、それしか方法がない。それでないと、町民に対する説明はできないと私は思っています。

さらに、報告書というのは出ていないですよ、両方とも。詳しい報告、こういうふうな形でといきさつとか書いて、てんまつがこうなったから、では反省、今後どうするかとか、そういうのはほんの少しある程度は書いています。それで、出してきた資料というの

は、全協に対する資料なのです。町民に対する資料ではないです。だから、私は不足だと思っています、あの説明の資料で、あの全協に出された資料というのは。きちっとした報告書を書くべきだと私思っています。だから、地方自治法の98条2項に従って議会の立場としては監査請求するしかないのだと。あるいは、それをやらなかったらグリーンピアのときと同じで住民監査請求が起こされるのです。それだけの事件なのです、この2億円の欠損というのは。そういう認識をきちっと持っているのかなのです。いかがでしょうか。それで終わりますけれども、質問は。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

松田議員おっしゃるとおり、今回のこの事件に関しましては本当に町民の方々の信頼を失墜する行為が過去から行われてきたと、そのようなことを私もしっかりと認識しているところでございます。

まずは、議会に対する正式な報告より先に何で住民説明会なのだ、その点をご質問いただいたのかなというふうに今思っておりました。今回の件に関しましては、本当に多くの出来事が過去から繰り返されてきました。ただ単に事務的な手続の流れ、お金のあるなしとか、不納欠損するしない、時効の手続していた、していない、それだけにとどまらず、本当にこの事業に関わった一次産業の方々の様々な生活の推移ですとか、そしてその方々の人生の流れもあったと私は認識しております。説明会をして全てをご理解いただけたとは到底思っておりません。当然すごくきついことも言われるのかなと覚悟もしています。ですが、私は町長として本当に町民の方といいことだけにかかわらず、こういうよくないこともしっかりと向き合って対話をしたいと思います。一方的に多分お叱りを受けるのかなというふうに予想はしておりますが、そこはやはり説明できることは説明し、あとは町民の声を、そして今までのその人生の流れと思いと、そういうものをしっかりと対話を通じて、あの説明会を通じて受け止めたいと思っています。ですので、議員の皆様からは、まずはしっかりと報告書を出して原因究明をしてから説明会をしたほうがいいのではないかというご意見もございましたが、町長としてまずは町民の方と今お話しした理由を基に対話をさせていただきたいと、そのような趣旨で説明会を行いたいと思うところでございます。お許しいただけるかどうかは、正直分かりません。結果として、議員おっしゃるとおり住民監査請求というところになったり、いろんなことが予想されると思います。しかし、そこは今後どうしていくのだ、いい町ってどういうことなのかということをしっかりと町民の方に、私はこうしていくというところもしっかりとお示しして、いいことも悪いこともみんなで共有して次の時代に向かって進んで次の世代の方々にお渡しする、それに尽きると思います。しっかりと、繰り返しの答弁にはなりますが、原因究明し、時を見てしかるべきときにしっかりとご報告させていただきたいと思いますので、何とぞご理解ください。

以上です。

○議長（野村 洋君） 3問いきましたよね。ちょっと待ってください。

2億円を超える不納欠損処理問題についてを終わります。

次に、森町総合開発振興計画と町長の選挙公約についてを行います。

なお、時間制限、45分まででございますので、ひとつ。

○14番（松田兼宗君） それでは、森町総合開発振興計画と町長の選挙公約についてということで質問させていただきます。

どこの自治体でも総合的かつ計画的な運営を図るため、将来のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針である総合開発振興計画があり、基本構想、基本計画及び実施計画から成ります。森町総合開発振興計画の策定に関する条例によれば、基本構想とは町政の最高理念であり、町の将来像及び基本目標を示すものをいいます。基本計画とは、町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいいます。実施計画とは、町政の具体的な計画であり、施策を実現するために実施する事業を示すものとされます。森町においては、前町長のときに、2018年3月に第2次森町総合開発振興計画が作成されていますが、岡嶋町長が関わったものではありません。そして、新型コロナウイルス感染症が世界を揺るがし、ウィズコロナとともにアフターコロナを見通す時期に来ている中、さらにコロナ禍以前から既に人口減少、気候変動、デジタル化など大きな変化のただ中にあり、自治体や地域は様々な課題に直面していることを考えるならば、総合開発振興計画の見直しを考えるべきではないでしょうか。

また、町長の選挙公約と実施計画の実現のための整合性と優先順位についてお聞きいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

第2次森町総合開発振興計画につきましては、平成28年から29年度の策定時において人口減少、少子高齢化社会、情報交通網の拡大、国際化の進展、安心、安全の重視、協働、連携の広がり等の現状を捉え、そして今後の10年間を見据え、基本構想を掲げ、令和9年度を終期とし、策定しております。時が進むにつれ、ご質問にある新型コロナウイルス感染症の拡大、気候変動の猛威、デジタル化の大幅な進歩があり、想定外の出来事も発生していることについては私も認識しております。その中でも現在本計画に掲げる将来像に向け、6つのまちづくり方針にて施策を進めているところであります。今後も様々な変化が起り得ると推測しておりますが、本計画方針の実現と本計画に基づく町の関連計画等にて対応してまいりたいと考えております。

また、選挙公約と実施計画の整合性、優先順位につきましては、公約に掲げた事業を実施する際には実施計画と整合性を図ることとし、追加等適正に対応し、状況を踏まえ、事業の優先順位を判断してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 答えは、ちょっと無理かもしれないです。質問だけさせていただきます。

まず、町長が執行方針で書いている中では、個別計画と書いているのです。実施計画とは書いていない。これ実施計画と一緒になのだろうか。最初と最後のところに書いているのです。個別計画って一体何ですか。計画ではない言葉を使っている、実施計画でいいのでしょうか。まず、それ1点です。

それと、振興計画を見直すことができる可能性があるとするば、この委員会規程というのがあるのです、振興計画の中に。その中の第2条の（4）に開発計画について町長が特に命じた事項というのがあるのです。とすれば、それを使うと途中でもできるのだと私認識している。だから、岡嶋町長のカラーを出す上では、この振興計画を見直すべきです。私はそう思う。そうでないと、前町長の意向が全部入っているのだと私は思っている。とすれば、選挙公約は実現しているのはあるけれども、本当に実施計画の中でどれを優先してやるのかというのは違うはずです。それをはっきり打ち出すべきだと私は思います。そういう意味で総合開発振興計画を見直すべきだと私は思います。

さらに、もう一つ言いたいのは、この計画の中の、これダイジェスト版ですけども、この中で書いていることというのは基本構想と基本計画しか書いていない。では、実施計画ってどこにもないのです。どこにも公表されていない。企画課で持っているのではないかという話がありますけれども、ないわけがないです。それをきちっと公表していただきたい。それでないと、検証できないのです、我々は。

それを質問してどうするかの話、時間何分もないですけども、答えられる範囲内で答えていただければと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時43分

再開 午後 4時45分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

総合開発振興計画に関しまして、実施計画、個別の計画、どうなのかというところでございますが、これは各課で持っているそれぞれのいろいろな事業の計画でございまして、これは実施計画ではなくて個別の計画であるというところで、すみません、ちょっと答弁おかしかったら、後で指摘してください。ごめんなさい。

そして、私の掲げた公約と整合性を持って優先順位を決めていくのはどうなのだというところでご質問あったと思うのですけれども、基本的には各それぞれの項目にある基本計画、それに基づいて私の行う公約も実施できるものと考えております。個別の優先事項に関しましては、その都度判断して実施していきたいと考えているところでございますので、現基本計画に関して整合性が図れていないというところでは私はないと思っております。

そして、私の公約の中には、最終的に選挙のときにチラシに記入してお配りした公約も

細かいところでいろいろ載っています。その各個別の公約に関しましては、個別の事業として実施する分には全然今の総合開発振興計画で実施は問題ないと捉えているところではございますが、私が大きく捉えた公約の中で皆さんのお孫さん世代に対し責任あるまちづくりを行います。これは、次世代に責任の持てる町政であると、それはすなわち持続可能なまちづくりのことであると私は認識しています。重要な要件は、健全財政運営とよりよい行政サービスの提供であると思っています。そのためにも仮称ですが、DX行財政改革計画、そこは策定して最少の経費で最大の効果とこの町に住み、仕事をしたいと思える新たな価値の創造、それを行う、収支均衡の財政運営を目指さなければならないと思っています。また、町民主導のまちづくり、これは人口減少による少子高齢化と財源縮小が続いていく右肩下がりの環境の中での財政運営というところになるのですが、これは今以上に町民の方々の意思、それを反映する場、仕組み、そういうものの確保が私は重要になってくるとしています。

以上のことから、現総合計画の内容にて個別の公約に関しては実施するには問題ないと捉えておりますが、次世代につながるまちづくりとして選挙公約と私の町政運営の基本姿勢でもあります次世代に責任の持てる町政と町民主導のまちづくりに関する2点に関して現基本計画の検証は行いたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） 森町総合開発振興計画と町長の選挙公約についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

◎時間の延長について

○議長（野村 洋君） なお、あらかじめ会議時間の延長を宣言しておきます。

◎日程第3 一般質問（続行）

○議長（野村 洋君） それでは次に、8、新時代の制度改革について、アスベストを含む空き家住宅の解体についてを行います。

議席10番、宮本秀逸君の質問を行います。

初めに、新時代の制度改革についてを行います。

○10番（宮本秀逸君） 大変遅くなって前からも後ろからも早くやめろよという目線が届いておりますので、これから15分をめどに終わりたいと思いますので、明確な答弁をどうぞよろしくお願いいたしますと思います。

新時代の制度改革について。少子化や価値観の変化等が続く時代にあって、当町に効果的な施策を講じるために社会の動きを敏感に捉えていく必要があると思いますが、以下の3点について伺います。

1、不妊治療に関して4月から体外受精などにも保険適用するとの発表もありますが、町独自の支援の取組がありましたら、それについて伺います。

2、この4月から成人年齢、成年年齢というのが本当でしょうか、成人年齢が二十歳から18歳になりますが、当町成人式の形態や各種制度への影響について伺います。

3、ジェンダー平等の考えの下で同性パートナーシップ制度の導入を考える自治体も出ていますが、町の実態把握等について伺います。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目ですが、本年2月9日開催の中央社会保険医療協議会総会で子供を持ちたいという方々が安心して有効で安全な不妊治療を受けられるようにするための適切な医療の評価として、4月から新たに体外受精をはじめ、様々な不妊治療について保険適用するよう決定しております。現在北海道や森町において不妊治療を行う方々の経済的負担軽減や少子化対策の充実を図るため、不妊治療費助成事業を行っております。今後も森町において保険適用と併せて独自の助成事業を継続し、経済的負担軽減を図ってまいります。

2点目ですが、成人式につきましては昨年対象者並びにその保護者の皆様を対象としたアンケートを実施しており、その結果から対象者は二十歳到達年度の方として、実施時期につきましては成人の日の前日と今までと同様の実施方法とし、20歳到達の方々の門出を祝し、成人の自覚を促してまいります。

また、各種制度への影響については、戸籍の各種届出のうち婚姻届において現在は男性18歳以上、女性16歳以上で婚姻できますが、20歳未満の婚姻の場合親の同意が必要となっております。令和4年4月1日以降は、男女ともに18歳以上での婚姻に変更となるため、親の同意は不要となります。また、現在20歳以上で届出ができる分籍届も同様に18歳以上より可能となりますので、適切に処理していきたいと考えております。

3点目ですが、現在町では実態把握等は行っておりません。また、同性パートナーシップ制度については、町民の方からの相談や問合せをこれまで受けておりません。しかしながら、平成27年に東京都渋谷区と世田谷区が日本で初めてパートナーシップ制度を導入して以来、全国に広がりつつあることと認識しております。なお、国の法律も整備されていない現状と性的少数者の生きづらさの談話や性の多様性の尊重を図るため、森町においては社会環境等を注視しつつ、行政手続上の課題を整理し、多様な生活形態への柔軟対応を前向きに検討したいと思います。その際には、大変デリケートな問題であるため、慎重に取り扱うことと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○10番（宮本秀逸君） 私、男という意味では門外なので、詳しいことは分からない部分が多いのですが、フランスでパートナーシップ制度だとか、それから不妊治療に努力した後に少子化が止まったという報告がなされたときがありました。それなりの効果がやっぱりあるのだなというふうに以前から思っておりましたので、この質問したのですが、今回たまたま私独自にアンケートをいただいた方がいらっしゃいまして、子育て

していらっしゃる方に20人伺いました中で7名の方が不妊、不育症への支援を希望しますということを経1番目に挙げられたのです。それだけいらっしゃるのだなというふうにして、私もそんなに数いらっしゃるのだな、無作為にこれお願いしましたので、びっくりしたのですけれども、やはりそういった実態把握というのですか、それはぜひ町で早くやっていただきたいなど、こんなふうにするのです。やはりなかなか口に出しづらい面もあるかもしれませんが、そこら辺はうまくぜひお願いしたいと、こんなふうにするところでございます。

それから、保険適用になりますので、3月から基本的に3割負担ということになってくるわけでございますけれども、町の助成について町長から言及されましたけれども、その町の助成について内容的なことをお知らせ願いたいと。まず、1番目について、これお願いしたいと思います。

それから、成人式は二十歳をずっとこれからもやっていくのだというお話がございました。昨日の教育長の執行方針の中にもこの話が出てきて、それはそれで全く町の在り方ですから、結構だと思いますけれども、これから18歳以上が成年として扱われるということになりますと、一番心配なのはやっぱりクレジットの関係かなと、こんなふうにするのです。今の若い方々、特にそういったものを使う方向にあるのかなと思いますので、クレジットをやる場合に様々なトラブルが今までも報告されておりますし、今も言われるわけでございますけれども、そこら辺の注意喚起というか、それはぜひあらゆる場面でやっていただきたいと、こんなふうにするのです。それが2番目です。

それから、3番目、同性パートナーシップ制度、町長もおっしゃいました、東京から始まって全国にこれは普及しているようでございますけれども、先日新聞に出ておりましたけれども、函館市でも4月からこれを導入いたしますという記事が新聞に出ておりました。そして、実際にこれまで北海道でも札幌市だとか、それから江別市とか、何か所かこれを既に導入している経過があるようでございますので、そこら辺も研究なさってぜひこれは真剣に取り組んでいただきたいと、こんなふうにするのです。

つい先日聞いた話でございますけれども、高校の卒業生の中にスカートをはいた男性がいらっしゃるという話を伺いました。身近にやっぱりそういったことを考えている人たちがいらっしゃる、また悩みを持っていらっしゃる方がいろんな面でいらっしゃるのかなと思うのが、その話を伺ったときにちょっとびっくりしたというか、遠い話ではないのだなみたいな、身近な話なのだなみたいなことを思ったのです。以前にも岡嶋町長の前だったと思うのですけれども、私LGBTについてちょっと質問した経緯がありました。一般の方々というか、中でも我々みたいな年代にはなかなか分かりづらい場面が多いので、それを周知していくということは非常に大事なことだと思いますし、それこそ喫緊の課題だと思っているのです。全国的には、本当にそういった部分を先駆的に捉えてまちづくりの大きな柱としているようなところもあるわけでございますから、これからやっぱり岡嶋町長就任されて北海道一のまちづくりを目指していかれると思うのです。北海道で後ろのほ

うでいいやなんていう気持ちは、全くないはずでございまして、やっぱり1番を目指すからにはこういった流れを先に捉えて先に実行していただくというようなことが非常に大事だと私思っているのです。

それで、ぜひこの3点について今再質問でございませけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時01分

再開 午後 5時02分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど宮本議員から説明を求められました不妊治療の助成制度の詳細につきましては、私答弁した後に担当課長より詳細を説明させていただきますので、そのようにご理解ください。

3点いただきまして、2点目にクレジットカード、これから若い人でも持てるようになると、そのような中でやはり注意喚起といいますか、こういったリスクがあって、どういう危険があって、それを持っていることでどれだけ自分に責任が負うのか、その辺の周知もしっかりと何らかの形で行政からも発信することは、私は有益であり、必要であると思っておりますので、これは実施させていただきたいと考えております。

そして、3点目の同性パートナーシップの導入に関しまして、私も先日新聞報道等で見えておりました。函館市のほうで4月から実施すると、宮本議員おっしゃるとおりそのようになっているようでございます。本当にこれからいろいろな多様性のあるまちづくりといえますか、いろんな方々がいらっしゃる中で住み続けられる、さらに住みやすい、住みたい、そのようにいろんな方に思っていただくためにはやはり先進的にいろいろな、今宮本議員おっしゃった同性パートナーシップ等についてもそうです。いろんな方々がこの森町で活躍、生活、仕事、そういったものを行っていただけるようにこれは前向きに検討して、できることは本当に北海道で1番と言えるくらい、先進事例をつくっていただけるくらい宣言して実施していきたいなと思いますので、こちらも前向きに検討させていただきまして行っていただかなと思うところではあるのですが、実際いろいろな制度の法律の中でどこまで手続上、同性パートナーシップがどのような手続を経て運用されているのかというところは少し担当課のほうでも調査させていただきまして、じっくり検討した後に行う必要があるのかなと思っておりますので、その点をご理解いただければと思います。

引き続き担当課のほうより説明させていただきます。

以上です。

○保健福祉課長（坂田明仁君） それでは、森町不妊治療費助成事業の内容についてご説

明させていただきます。

この事業につきましては、平成28年度から開始しております。対象となる治療につきましては、体外受精、顕微授精、これは特定不妊治療といいますけれども、これにつきましては北海道でも助成事業を実施しております。もう一つ、一般不妊治療としまして不妊検査の手術、タイミング法、薬物療法、人工授精というような形になっております。

助成内容としましては、特定不妊治療のほうですけれども、治療に要した医療費の自己負担額、これ先ほど説明しましたが、道のほうでも助成ありますけれども、道のほうは1回につき最大30万、これを引いたものに対して1回の治療費につき20万円まで通算5年間で10回を超えないものということで助成しております。ということで、最大200万という形になります。

次に、一般不妊治療のほうですけれども、対象者が一般不妊治療を受けた日に属する年度ごとに検査及び治療に要した医療費の自己負担額に対して1年度当たり10万円を限度として通算5年間助成すると、このような内容になっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 新時代の制度改革についてを終わります。

次に、アスベストを含む空き家住宅の解体についてを行います。

○10番（宮本秀逸君） 2番目に行きます。

アスベストを含む空き家住宅の解体について。町内の空き家住宅の解体については、その家の状態の程度に応じて町から解体費用の補助金が出ております。今年度から対象住宅にアスベストが使用されている場合は、その処理費用が付加され、解体費用が増大することです。アスベストは、国が推奨した建設資材であり、所有者が負担すべきものではないと考えますが、町長の考えを伺います。

今年度からと私書きましたけれども、これは恐らく間違いかなと、こんなふうに思いますので、以前からです。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町内の空き家の解体につきましては、ご質問にあるとおり平成30年度から国の補助金を活用し、また令和元年度からは町単独での補助金を追加し、実施しているところであります。

さて、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、町は空家等に関して必要な措置を講じる実施主体として位置づけられ、所有者または相続人に情報提供や助言、指導等を行い、適切な管理を求めていくこととなり、補助金制度もその一つであります。ご質問のアスベストに係る費用負担につきましては空き家住宅の解体に伴うもので、第一義的な責任を有する者はその所有者等であることから、費用の負担は所有者等にあると考えております。しかしながら、空き家の解体を推進するという観点から、国やほかの市町村の動向を見ながら、解体補助金の拡充やアスベストに関する補助金の創設について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） 本当にたまたまですけれども、昨日私この見積りを個人的に頂いたのです。そしたら、その中にアスベストが含有されている場合は、1戸の住宅なのですが、70万円ほど追加になるかもしれませんという1項があるのです。そしたら、今までの解体費用の上に70万追加となると、それぞれの皆さんが事情あるわけでございますけれども、かなりのやっぱり大きな負担になっていくわけでございますので、先ほど町長言われましたようにこれからこういったことも検討課題に入れていただいて積極的な応援をぜひお願いしたいと、こんなふうに思いますので、そこだけ1つお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

宮本議員おっしゃるとおり、今後解体をしたいという方がいらっしゃったときにアスベストの問題は全部ではないにしろある一定数出てくるものなのかなと考えているところでございます。町内の景観ですとか、危険性ということからも解体を推進していかなければならないと、そのように考えておりますので、そのためにアスベストの除去費用、ましてやそれを拡散させないためのそういった費用に関して町民の方々が必要とする、それが足かせになって解体ができないという状況が顕著になってくることも予想されますので、その点は前向きに制度を拡充するなり検討していきたいと考えておりますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（野村 洋君） アスベストを含む空き家住宅の解体についてを終わります。

以上で議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

◎日程第4 議案第13号ないし議案第27号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第13号から議案第27号まで15件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第13号から議案第27号までについては、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。併せて質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき議案1件ごとに取り扱うものといたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第13号から議案第27号までについては、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項

の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時14分

再開 午後 5時14分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

休憩中に行われた選任に関わる協議の結果、予算等審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に菊地康博君、副委員長に山田誠君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、3月5日から3月13日まで休会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

3月5日から3月13日まで休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、3月14日午前10時開会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 5時15分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年3月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

令和4年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

令和4年3月14日（月）

開議 午前10時00分

休会 午前11時51分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 令和4年第1回 森町議会3月 会議付託議件
議案第13号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
議案第18号 令和4年度森町一般会計予算
議案第19号 令和4年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第20号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 令和4年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第23号 令和4年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第24号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第25号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第26号 令和4年度森町水道事業会計予算
議案第27号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算

追加日程

- 1 決議案第1号 議案第18号 令和4年度森町一般会計予算に対する附帯決議案について
- 2 決議案第2号 監査請求に関する決議
- 4 議案第28号 令和3年度森町一般会計補正予算（第16号）

5 議案第29号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

6 同意第1号 教育委員会教育長の任命について

追加日程

3 決議案第3号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案について

7 意見書案第1号 「敵基地攻撃能力」の保有の検討を行わないことを求める意見書

8 意見書案第2号 核兵器禁止条約第1回締約国会議に政府代表の派遣を求める意見書

9 意見書案第3号 日米地位協定の見直しを求める意見書

10 議員の派遣について

11 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番	野村 洋 君	副議長 1番	菊地 康博 君
2番	山田 誠 君	3番	佐々木 修 君
4番	高橋 邦雄 君	5番	伊藤 昇 君
6番	加藤 進 君	7番	堀合 哲哉 君
8番	東 隆一 君	9番	河野 文彦 君
10番	宮本 秀逸 君	11番	檀上 美緒子 君
12番	木村 俊広 君	13番	久保 友子 君
14番	松田 兼宗 君	15番	斉藤 優香 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美佐子 君
監査委員	釣 隆 吉 君
総務課長	濱 野 尚 史 君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君

契約管理課長	山	田	真	人	君
企画振興課長	川	村	勝	幸	君
税 務 課 長	柏	渕		茂	君
保健福祉課長	坂	田	明	仁	君
保健福祉課参事	宮	崎	弘	光	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮	崎		涉	君
住民生活課長	金	丸	義	樹	君
子育て支援課長	野	崎	博	之	君
環 境 課 長	川	口	武	正	君
農 林 課 長 併 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農 林 課 参 事	佐	藤		司	君
水 産 課 長	岩	井	一	桐	君
商工労働観光課長	阿	部	泰	之	君
建 設 課 長	富	原	尚	史	君
砂原支所長	落	合	浩	昭	君
地域振興課長	干	葉	正	一	君
町民福祉課長	住	吉	隆	子	君
教 育 長	増	川	正	志	君
学 校 教 育 課 学校教育係長	小	杉	和	哉	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
体 育 課 長 兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	藤	嶋		希	君
さくらの園・園長	敦	賀	靖	之	君
病 院 事 務 長	安	藤		仁	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	東	谷	直	樹	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小 田 桐	克	幸	君
---------	-------	---	---	---

次 議 庶	長 事 務	兼 係 長	奥	山	太	崇	君
庶	務	係	喜	田	和	子	君
総	務	係	高	橋	一	也	君
財	政	係	西	川	慎	吾	君
情	報	管	水	口	祐	太	君
理	係						

○会議に付した事件

- 1 議案第13号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
議案第18号 令和4年度森町一般会計予算
議案第19号 令和4年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第20号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第21号 令和4年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第22号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第23号 令和4年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第24号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第25号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第26号 令和4年度森町水道事業会計予算
議案第27号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 決議案第1号 議案第18号 令和4年度森町一般会計予算に対する附帯決議案について
- 3 決議案第2号 監査請求に関する決議
- 4 議案第28号 令和3年度森町一般会計補正予算（第16号）
- 5 議案第29号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 6 同意第1号 教育委員会教育長の任命について
- 7 決議案第3号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案について
- 8 意見書案第1号 「敵基地攻撃能力」の保有の検討を行わないことを求める意見書
- 9 意見書案第2号 核兵器禁止条約第1回締約国会議に政府代表の派遣を求める意見書

- 1 0 意見書案第 3 号 日米地位協定の見直しを求める意見書
- 1 1 議員の派遣について
- 1 2 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席6番、加藤進君、議席7番、堀合哲哉君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第13号ないし議案第27号

○議長（野村 洋君） 日程第3、令和4年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第13号から議案第27号まで15件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うこととします。

予算等審査特別委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（菊地康博君） 審査結果につきましては、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

令和4年3月4日、令和4年第1回森町議会3月議会において本委員会に付託されました議件15件を審査した結果、次のとおり議決したので、報告いたします。

付託議件名と議決結果。議案第13号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第14号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、原案可決。

議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、原案可決。

議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）、原案可決。

議案第18号 令和4年度森町一般会計予算、原案可決。

議案第19号 令和4年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。
議案第20号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。
議案第21号 令和4年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。
議案第22号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。
議案第23号 令和4年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。
議案第24号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。
議案第25号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。
議案第26号 令和4年度森町水道事業会計予算、原案可決。
議案第27号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

審査の経過。3月7日、出席委員15名。議案第13号から17号までの質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第18号、一般会計予算の歳入、款1町税から歳出、款2総務費まで及び款3民生費、款4衛生費の一部について事項別明細書により質疑を行いました。

3月8日、出席委員15名、議案第18号、一般会計予算の歳出、款3民生費から款9消防費について事項別明細書により質疑を行いました。

3月9日、出席委員15名、議案第18号、一般会計予算の歳出、款10教育費について事項別明細書により質疑を行い、討論の後、議案第18号、一般会計予算の採決を行いました。

3月10日、出席委員14名、議案第19号から議案第24号までの特別会計6予算及び議案第25号から議案第27号までの事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

審査の結果。令和4年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第13号から議案第27号までの15件について、3月7日から10日までの4日間にわたり各委員の熱心な審議の下に審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、今後森町を取り巻く経済状況が不透明な中、本委員会の審議過程において各委員から提言のあった諸事項を慎重に検討の上、住民に周知徹底し、執行面に十分反映されるよう願うものであります。また、コロナ対策に徹底して取り組むとともに、ポストコロナ時代に向けた取組を強く進めていただきたいと思います。

なお、本委員会は議長を除く15名で構成した特別委員会ではありますが、議長にはその立場で出席を願いながら慎重審議したものであります。詳細な審査内容については省略いたします。

以上を申し上げて委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君）これから令和4年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。

議案第13号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といた

します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数でございます。

議案第13号については、可決することに決定しました。

議案第14号 森町消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第14号については、可決することに決定しました。

議案第15号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第15号については、可決することに決定しました。

議案第16号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第16号については、可決することに決定しました。

議案第17号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）、これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第17号については、可決することに決定しました。

議案第18号 令和4年度森町一般会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

松田議員。

○14番(松田兼宗君) 反対の立場で討論させていただきます。

○議長(野村 洋君) どうぞ。

○14番(松田兼宗君) それでは、議案第18号 令和4年度森町一般会計予算について反対という立場で討論させていただきます。

このたびの予算委員会は、3月7日から10日までの4日間の18時間にも及ぶものでした。これは、私の経験上森町議会始まって以来長時間にわたるものでした。これほどまでに議員からの質疑があったことは記憶にありません。それは、質疑の数が多かったばかりではありません。質問に対する答えに要する時間が多かったばかりか、すぐに答えることができず、暫時休憩の時間が多かったためであったとも思われます。3回の質疑をどうにかこなすことができればよいということから十分な準備をしてこなかったためなのでしょうか。それだけ議員を甘く見ていたのでしょうか。それだけいいかげんな事業予算なのでしょうか。新規の事業でありながら議員を納得させることができないばかりか、自分のところの予算でありながら振出先の担当課に聞けと一切答えようとしない場面までありました。議会を愚弄しているのではないのでしょうか。そして、この4日間の予算委員会で今までにない違和感を持ったのは私だけなのではないのでしょうか。あの白々しい雰囲気は一体何なのではないのでしょうか。それは、町長と幹部職員とに十分な意思疎通がなされていないことからくるものだと思われ、頭をよぎったとき鳥肌が立ちました。町政執行方針の中に語られている第2次森町総合開発振興計画を基本とし、各分野の個別計画に基づいて町政を執行するとし、重点施策や継続事業の詳細は予算案の審議の中を通して説明するとしています。個別計画が何なのかさえ残念ながら見えてきませんでした。以上の考えの下、議案第18号 令和4年度森町一般会計予算は反対すべきものと考えます。

見識のある議員の皆さんの賛同をお願いし、反対討論といたします。

以上です。

○議長(野村 洋君) それでは次に、賛成討論ございますか。

○11番(檀上美緒子君) 2022年度のスタートに当たり町民が今一番に気にかけていること、行政として一番心がけるべきことは、今年の広報もりまち1月号で町長が町民の皆さんへおわびと報告をした2億円を超える不納欠損を出さざるを得なくなった長年にわたる不適切な事務処理に対する反省と今後の対応であり、教育長の問題発言とその後の対応に対する行政としての処し方ではないでしょう。しかしながら、いずれも町長からも教育長からも一言もない新年度執行方針が述べられました。その結果、この間の町政に対する反

省と町民の信頼を回復するという意気込みや姿勢が感じられなかったことから、一般会計予算質疑の中で様々な疑問や意見が出されたものだと思います。

2億円を超える不納欠損の多くを占める国営土地改良事業に関わる滞納繰越分の額においてやる気が見えない。産業振興や交流人口、若い担い手育成などの新規、継続事業は幾つもあるものの、全体的、総合的で長期的な計画や連携に不安を覚える。特に保育所整備工事設計業務委託において子供の減少の傾向や施設の老朽化、耐震化から複数の議員から疑問や意見が出されました。そして、全額町からの補助金で活動している教育水準向上対策協議会から教育委員会に言わせると自主的に提供してくれているとのことですが、教育委員会主催の幾つかの事業費全額を負担してもらっている状況に甘んじている。親が全額生活費を仕送りしている子供に家族新聞発行費用や実家の電気代を全額出してもらっているような状況に違和感を覚えない、長年この状況が続けている点に漫然と踏襲してきたことへの反省のなさを感じずにはいられません。しかしながら……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、発言中ですけれども、賛成討論ですよね。賛成討論で受け付けましたので、お願いします。

○11番（檀上美緒子君） ここからです。しかしながら、新年度予算ではまだ油断できない新型コロナウイルスのワクチン接種対策や汚泥処理センター建設最終年度工事、もう待ったなしの砂原中学校屋体や森、新川保育所問題などが盛り込まれており、予算委員会で議員から出された様々な指摘や意見に対し、真摯に受け止めて、町民目線での検討、実施がなされることを期待して予算案に賛成します。

岡嶋町長におかれましては、若くてやる気のある町長に森町政を変えてほしい、漫然と踏襲するあしき慣習をストップし、町民目線、公平、公正な町政を実現してほしいとの町民の願いをしっかりと受け止めて予算執行してくださることを信じて賛成討論とします。議員の皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 続いて、反対討論される方おりますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 次に、賛成ありますか。

○4番（高橋邦雄君） 議案第18号 令和4年度森町一般会計予算に対して賛成するものでございます。

本予算は、高齢者福祉、医療、保険、農林水産業等バランスよく編成された予算であり、森町にふさわしく、町民の暮らしに密着した予算だと思われます。また、文化、スポーツ、遺跡PR事業など森町の特性を生かした豊かな地域づくりができるものと期待しております。質疑の中で、森町保育整備事業に関してのご意見も様々なありましたが、それらをもってもこの予算案そのものに大きな瑕疵があるとは言えません。ただ、事業の目的や計画においてもう少し分かりやすい説明ができるのではないかとと思われることはありました。理事者には提案する事業について説明責任を果たすことを改めて要望しておきたいと思います。挑戦者が集い、熱い思いをぶつけ合えるような活気あふれるまちづくりを目指して、

各施策を推し進める岡嶋町長の意気込みを高く評価するものでございます。さきに述べたように、森町にとって重要な予算ですので、議員各位のご賛同をお願いしまして、議案第18号 令和4年度森町一般会計予算の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 討論よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第18号については、可決することに決定しました。

◎動議の提出

（「議長」の声あり）

○議長（野村 洋君） 斉藤議員、何ですか。

○15番（斉藤優香君） 動議を提出します。

○議長（野村 洋君） 何の動議になりますか。

○15番（斉藤優香君） 議案第18号 令和4年度森町一般会計予算に対する附帯決議を提出します。

○議長（野村 洋君） ただいま斉藤議員から令和4年度森町一般会計予算に対する附帯決議の動議が提出されました。

賛成の方いらっしゃいますか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） この動議は、1人以上の賛成がありますので、成立しました。

令和4年度森町一般会計予算に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。この決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

したがって、令和4年度森町一般会計予算に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前１０時２８分

再開 午前１０時３０分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

◎追加日程第１ 決議案第１号

○議長（野村 洋君） 追加日程第１、決議案第１号 議案第18号 令和４年度森町一般会計予算に対する附帯決議を議題といたします。

本案について斉藤議員ほか７名からお手元に配付した令和４年度森町一般会計予算に対する附帯決議が提出されています。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○15番（斉藤優香君） それでは、附帯決議について説明します。

このたび森、新川の保育所新設に伴う予算計上がされました。やっと着手されることに安心された方々も多くいると思います。しかし、森町にはまだまだ老朽化など改善しなければならない保育、教育施設があります。しっかりと将来の町の姿を考え、スピード感を持ち、子供たちの笑顔があふれるまちづくりを求めるため、本予算のうち保育施設の新設に伴う保育所整備工事調査設計について以下の事項に対応することを強く求めます。

- １、森町の将来を見据え、幼児保育・幼児教育全体を考慮した施設整備を行うこと。
- ２、子どもの安心安全と環境問題に配慮すること。
- ３、子ども支援センターや学童施設の併設も考慮し、適切な時期に議会と協議を行うこと。

以上、決議する。

議員の皆様のご賛同をお願いします。

○議長（野村 洋君） それでは、これから質疑を行います。質疑ございますか。

○７番（堀合哲哉君） ちょっと聞かせていただきます。

まず、議長にお話ししたいのですが、この附帯決議、一般会計に対する附帯決議、我々特別委員会つくりまして審査したわけです。審査した中で附帯決議を設けなければならないと思うなら、何で特別委員会で提案をなさらないのか。それがまず１点目です。その意味を聞かせていただきたい。

それから、２点目は、ここに書かれている３点というのは行政執行の要のことなのです。保育所事業だけではなくて、全ての事業に対して行政が行っている基本を書いているだけの話。このような内容が特別の附帯決議として扱う内容なのかと。私は全くその内容でない。改めて付け加えることがあるのなら私も話にも乗りますけれども、こういうレベルの附帯決議なんていうのは聞いたこともない。恥ずかしいから下ろしたほうがいいと思い

ます。まず、この２点についてお答え願いたいと思います。

○議長（野村 洋君） 議長からただいま前段というか、そちらのほうをちょっとだけ話をさせていただきますと、今皆さんご案内とおり、動議で提出されてきているのです。ですから、これ議長としては動議の手續に基づいて今取りましたので、それで成立していくという、進んでいっているわけでございますから、最終的に決まったわけではないでしょうけれども、一応扱いとしては扱わざるを得ないという見解であります。

あとは本人に、提出者に説明をしていただきますので、あと斉藤議員、説明してください、堀合議員から質問された内容について。

○９番（河野文彦君） ただいまの堀合議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、なぜ予算委員会ではなくこの本会議での提出かというところだったかと思うのですけれども、予算委員会ではどのような結果になるか分からないという状態でした。予算委員会において一般会計がそのまま可決されるというのはまだ分らなかったわけですから、その時点ではこの附帯決議というものは準備できなかったと。そして、予算委員会の結果が本会議に上げられるわけですが、一般的な流れでいきますと予算委員会の判断がそのまま本会議の判断となりますので、そうなった場合でもこの部分は附帯として考えてほしいという思いでの今回の提出であったと、タイミングについてはそのようなところだと思います。

それと、この附帯決議の内容についてなのですが、今回この附帯決議については保育所整備という部分に特化した附帯決議となっております。全協から予算委員会まで多くの方々が単独の保育所ではなく、幼保一体型の設備にするべきではないのか、認定こども園という形で整備していく方向がよいのではないのかと、多くのほとんどの方がそういうご意見でございました。結果的に保育所単独というような予算執行になっていきますけれども、担当課はずっと今は保育所単体ではあるが、今後は幼保一体化を目指した変更もあり得るというような答弁をされておりました。ただ、あり得るということは、そのまま保育所でいくかもしれない。ましてや新設の幼稚園を建てるということもそのうち出てくるかもしれない、そういう状況でございます。それであるなら、今の段階で附帯決議として幼児保育も含めて全体を考慮した施設にしてほしい。認定こども園も視野に入れた施設をしっかりと整備してほしいというところの附帯決議は、皆様の質疑の中で出てきた認定こども園として整備するべきだというようなご意見に決して反しているものではないと思いますので、このような内容の附帯決議が出たというところでございます。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 今年度の予算には保育所整備としか書かれて提出されていないのです。であるとすれば、この先本当に保育所だけで終わってしまう可能性もあるので、私たちはやはり複合的に森町を見て、いろんな設備を兼ね備えたところを行ってほしいということのを改めて強く求めますということでこの提出させていただいたということと、以前整備された幼児教育の施設についてもこの先認定こども園にしていきますという話から始

まったと思っておりますが、その先の整備もなされないまま今現在に至っているのです、やはりここで議会として強く町にこのような方針を求めるということです。

○7番（堀合哲哉君） 河野議員がお話しされた内容というのは、私全然ピンと合いません。なぜかという、話の中にこの一般会計予算が否決されればこういう必要性はなかったと言っているのと同じなのです。一般会計が賛成多数で通ったから、この附帯決議が生まれたのだ。そうではないでしょう。委員会でしっかりと議論されてやられてきたものを自分の考えが合わないから附帯決議だと言わんばかりです。こんな附帯決議ありますか。

それと、皆さん、先ほど委員長報告で述べられた文章あるでしょう。何かこの3項目見ると、岡嶋町長は全く町民のことも考えない、将来のことも考えない、全く行政のやることは信用できない、その一点張りの内容なのです。とんでもない内容だと思います。ですから、委員長の報告にあったように、これら様々出た委員の皆さんの意見を岡嶋町長は十分にこれからの町政執行に当たって反映していただきたいと、この言葉の中にきちっと収まっているわけです。それをあえてこんな内容で附帯決議を出す。8名賛成だから、8名の方に言いたい。よく胸に手を当てて考えてほしい。そのことを強く言いたい。河野議員もそうやってお話しするのはそれは結構けれども、あまりにも個人過ぎるのではないですか。私はそのことをまず伝えておきたい。

それと、このようなものを出すのなら、しっかりとした議論の時間を与えていただかなければ困る。ただぼっと出してきて、本会議に動議で出してきて、すぐ二、三のやり取りやって、はい、採決なんていう内容ではないです、これは。その辺のこともよく十分考えてこういう動議も斉藤議員に私は強く言いたい。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 私のほうから、そしたら。

今堀合議員の発言に対して不思議に思うのは、十分な議論がなされているという言い方していますけれども、予算委員会で3回までに制限されているのです。何でそれ3回に制限されている中で十分な議論できるのですか。この附帯決議にしても中身どこが反対なのですか。具体的なこれはおかしいということを言ってください。それでないと、この中身について一切反論の部分がない中での質疑なんてあり得ないと思いますけれども。

以上です。

○7番（堀合哲哉君） 何で私が答えないとしないのかちょっと疑問でどうしようもない。先ほども最初に言っています、この3点の内容について。それきちっと聞いてください。私が話したことを聞かないでいるからそういうことになる。話していますので。この内容、松田議員、よく見てごらんください。何のこと書いているの。施設のことにして何かやるときは議会に報告しなさいということでしょう、これ。協議しなさいということをやっているのでしょうか。森町の行政、何か事業をやるたびに協議会できちっと問題点提起しながら説明しております。

それから、松田議員にお返ししたいのだけれども、3問で質疑は3回、質問3回、これ議会ルールですから。これなら十分でないというようなお話しされましたが、私に言わせると勉強が足りない。しっかり調べて、事前に自分が何を聞こうか、何を言うのか、きちっと事前に勉強してきて議会に臨んでください。いいかげんな話しするから3回では終わらないのです。きちっとその辺やっていたかなければ、ただただだらだら、だらだら、だらだら続く議会だけです。自分の責任として感じるようにならないと議員は駄目。みんな行政にその責任をおぼさせるようなことを、背負わせるようなことをしてはいけません。その辺のところを我々はかみしめるならば、この附帯決議はありません。これ行政全般に言えることです。逆に私岡嶋町長にこの附帯決議について聞きたいぐらいだ。

○14番（松田兼宗君） ただいまの堀合議員、中身について何も、理念的なことを書いているわけです。それに対して反対、だから具体的に何が反対なのですかということを具体的に言ってもらわないと、反論のしようがありません。

それと、議員の資質について言いましたけれども、みんなそしたら資質がないわけです、堀合議員以外は。そんなばかな話はないです。そんな失礼な話はないと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ございますか。まず、反対討論から。

○2番（山田 誠君） 今いろいろ反対、賛成出ましたけれども、私は今の附帯決議案には反対するものです。なぜかという、附帯決議とは議会の要望、意見であって、町の本来の執行を法的に拘束するものではないのです、附帯決議というのは。だから、双方とも分かって話ししているのかどうかよく分からぬ。すなわち、表決に条件を付け加えたことにはならないわけです。これは、行政実例の昭和24年の12月15日に出されているわけです、結論として。それで、今出された問題については、予算委員会でこれらのものを決定してやるのならまだいいのです。それで、ここに委員長報告にあるように各委員から提言のあった諸事項を慎重に検討の上と行政に訴えているわけです。だから、それを委員長報告の中で私は報告するのがベターであるということなのです。だから、この今出された1、2、3の附帯決議の問題については、保育所の在り方、双方の意見がどうのこうの、1、2、3、4は既に予算委員会のときに話しされているわけです。だから、理事者側でも十分心得ているはずだ。であれば、先ほど言ったように委員長報告の中でこうこうこういうものはこうだなということを出してやるべきがベターであると、私はそう思いますので、反対いたします。

○議長（野村 洋君） 続いて、賛成討論ございますか。

○11番（檀上美緒子君） 私の先ほどの予算案のときにも言いましたけれども、この問題に関わってはかなり質疑が行われたと思います、予算委員会の中で。その中で多くの発

言というのは、今山田議員も話しされましたけれども、森、それから新川の保育所だけの統合、そして新設でいいのかということで、今の時代の流れの中で認定こども園という方法、形のものが必要なのではないかとすることがかなり発言が議員のほうからもなされたと思います。私は最大の問題というのは、幼稚園、森幼稚園の耐震診断の結果がこの間明らかにされていないわけです。本来であれば、それも含めてそれこそ幼児保育、教育に関わる森の将来像というのが検討されてしかるべきかと思っています。そういう状況の中で、今堀合議員、それから山田議員の反対の質疑並びに討論を聞いていまして、もちろん私もこれを附帯決議として上げるお話があったときに、当たり前のこと、行政として執行するに当たって町民のためになる行政をやるのが基本ですから、当然のことなのですけれども、改めてそれを明確にするということは、予算委員会で審議はされましたけれども、きちっとした形でこういう意見として、要望として議会としてあるのだということを明確にさせておく必要があるだろう。というのは、それこそ記憶もまだ新しいですけれども、さわら幼稚園のことが脳裏に浮かびます。当初認定こども園だったのです。それが職員、保育士の確保ということが大きな課題となって、幼稚園にがらっと変更があったのです。そういう前例を思い起こしたときに、やはり議会としての意思、それから願い、町民の願い、そういうものをはっきりとした形で行政側に明らかに伝えておくという、確認しておくという、議会としての意思表示をしておくということは非常に重要なこと。本来は当たり前のことなのですけれども、改めてきちんと議会としての意思表示をするということは私は必要なことだと。とりわけ今の森町の行政においては必要なことだと思いますので、この一般会計予算案の成立に伴い、この附帯決議をぜひとも町側にはっきりと伝えておく必要があると思いますので、賛成いたします。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、討論を終わります。

これから令和4年度森町一般会計予算に対する附帯決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

したがって、令和4年度森町一般会計予算に対する附帯決議は可決されました。

ちょっと早いですけれども、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第13号ないし議案第27号（続行）

○議長（野村 洋君） 議案第19号 令和4年度森町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第19号については、可決することに決定しました。

議案第20号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第20号については、可決することに決定しました。

議案第21号 令和4年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第21号については、可決することに決定しました。

議案第22号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第22号については、可決することに決定しました。

議案第23号 令和4年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第24号については、可決することに決定しました。

議案第25号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 令和4年度森町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 令和4年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

◎動議の提出

（「議長」の声あり）

○議長（野村 洋君） 松田議員。

○14番（松田兼宗君） 動議を提出したいのですが。

○議長（野村 洋君） 何の動議でしょうか。

○14番（松田兼宗君） 駒ヶ岳地区畑かん受益者負担金並びに施設使用料、下水道負担金の不適切な事務処理の監査請求に関する決議です。

○議長（野村 洋君） ただいま松田議員から監査請求に関する決議の動議が提出されました。

賛成の方いらっしゃいますか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

監査請求に関する決議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることについて採

決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。この決議案を日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

したがって、監査請求に関する決議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることは可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時16分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

◎追加日程第2 決議案第2号

○議長（野村 洋君） 追加日程第2、決議案第2号 監査請求に関する決議を議題といたします。

本案について松田議員ほか3名からお手元に配付した監査請求に関する決議が提出されています。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○14番（松田兼宗君） それでは、監査請求に関する決議ということで提案したいと思います。

地方自治法第98条第2項の規定に基づき、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものといたします。

監査を求める事項、国定駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業受益者負担金、土地改良施設使用料及び下水道受益者負担金の不適切な事務処理についてについてです。

そして、2つ目に、監査結果の報告は、令和4年4月30日といたします。

理由といたしまして、令和3年度中に国営駒ヶ岳地区畑地帯総合土地改良事業の1996年度からの受益者負担金と同事業の97年度からの施設使用料及び下水道事業の2001年度からの受益者負担金、合計約2億円を超える不納欠損処理を行うとされています。議会に対して全員協議会などで何度か説明があり、質疑が行われてきましたが、十分なものではありませんでした。年度内に不納欠損処理金額の確定と不納欠損処理の作業が最優先とされ、原因究明や責任の所在、そして今後の対応策が不十分なものでありました。何よりも負担の公平性や平等性の確保をどのように保障するのかということが不明確であり、正式な報告書さえ作成されていません。また、今後町民の不満の声に対してどのように対応をする

つもりでいるのでしょうか。不適切な事務処理の原因と責任の所在及び処し方、負担の公平性や平等性の確保についての監査委員の見解を明らかにされたい。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を終わります。

討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、討論を終わります。

これから監査請求に関する決議を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

したがって、監査請求に関する決議は可決されました。

◎日程第4 議案第28号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第28号 令和3年度森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第28号 令和3年度森町一般会計補正予算についてです。

本案は、令和3年度森町一般会計補正予算の第16回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ608万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ153億4,122万3,000円にしようとするものです。

第2条、繰越明許費の補正は、第2表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款15国庫支出金の535万4,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金を計上するものです。

次に、款19繰入金ですが、財政調整基金からの繰入金73万5,000円は、補正財源として計上するものです。

次に、8ページをお開き願います。歳出についてご説明します。款2総務費の20万5,000円は、燃料単価高騰により役場庁舎の燃料費に予算不足が懸念されるため増額補正するものです。

次に、款3民生費の3万円は、燃料単価高騰により配食サービスに使用する車両の燃料費に予算不足が懸念されるため増額補正するものです。

次に、款4衛生費の535万4,000円は、3回目のワクチン接種について64歳以下の方も2

回接種完了からの接種間隔が6か月に短縮されました。また、5歳から11歳のお子さんの1回目の接種が今年度内に開始されることから、委託料を増額計上するものです。資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、款8土木費の50万円は、電気料金の値上げやロードヒーティングの稼働時間が長くなったことにより電気料に予算不足が懸念されるため増額補正するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） それでは、これから議案第28号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） コロナワクチンの接種に関して質問いたします。

特に5歳から11歳の子供たちの接種がこれから行われるということなのですが、親というか、保護者のかなり心配される方が多いと。特にそれほどの症状はコロナウイルスに関わってはあまりないみたいだというような話も含めて、ワクチンによる逆の副反応というか、副作用というか、そっちのほうに心配だというようなお話も結構あちこちから聞くわけなのですが、特にこの接種に当たってそういう子供たちの接種に当たる保護者や親に対する啓発というか、啓蒙というか、そういう辺りをどう考えているのかということと、今回3回目の高齢者のワクチン接種に当たって案内が来た、私もその該当で案内が来たのですが、そのときの文書にファイザーと書いていたのですが、実際に接種したのはモデルナだったのです。そういうようなことで、どちらかというとファイザーのほうに安心感が一般的にあるのかなという感じがしていたのですが、混合のほうが抵抗力というか、抗体力はつくのだよみたいなことも含めていろいろあったのですが、とにかくそういう何を接種になるのかというあたりについて、子供の部分です、分かっていたらお願いいたします。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

まず、5歳から11歳の接種についてですが、こちらについては保護者の説明ということで、厚生労働省から示されております新型コロナワクチン接種についてのお知らせというもののパンフレットと、あと接種用の説明書の同封をしております。こちらをよく読んだ上で保護者の方が判断いただいて、こちらのほう、保健センターのほうに予約していただくということで整理して進めております。

2点目の3回目の接種のワクチンについてですが、接種の案内のほうにはファイザーというふうには記載はしていないのですが、裏面でどちらになるか分かりませんというような形で記載していましたので、その中で随時広報なり、ホームページで現段階での接種するワクチンを町民に周知しているというような状況であります。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 今回の子供のほうは何になるか分かっていたら。

○保健センター長（宮崎 渉君） すみません。お答えします。

小児用コロナワクチンはファイザーです。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） この啓蒙というか、啓発のところで、いわば学齢期の子供たちが対象になるかと思うのですけれども、そういうようなので学校の機関を使うとかということも考えてはいるのでしょうか。その辺り、すみません。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

特段学校から何かお知らせするということは、今のところ考えておりません。

以上です。

○14番（松田兼宗君） ちょっと確認なのですが、小学生が対象になっているわけですが、結構1回目打った段階で副反応が出る可能性が高いのだと思うのです、いろんな話聞いて。その場合に学校を休む話になるわけですが、副反応で調子が悪いと。その場合公欠になるというか、それは教育委員会の問題にもなってくるのでしょうかけれども、その辺の対処の仕方では何か考えていることがあるのでしょうか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時27分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○学校教育課学校教育係長（小杉和哉君） お答えいたします。

小学校、中学校に通っているお子さんがもし接種によって副反応になった場合は、基本的には出席扱いとして対応しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第28号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第29号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第29号 令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（坂田明仁君） 議案第29号について説明させていただきます。

本案は、令和3年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第4回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ25億1,282万1,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節4医療給付費分滞納繰越分につきましては、歳出で説明します償還金の財源調整のため増額補正するものです。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金の増額補正は、歳出で説明します高額介護合算療養費の増による保険給付費等普通交付金でございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款2保険給付費、項2高額療養費、目2高額介護合算療養費につきましては、高額介護合算療養費が予算額を上回る見込みであることから増額補正するものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目2償還金につきましては、令和2年度国保税のコロナ減免の額が確定したことにより増額補正するものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） それでは、議案第29号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会教育長の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在教育長を務めていただいております増川正志氏は、本年3月31日をもって退任され

ることから、後任の教育長を任命するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、毛利繁和氏を任命したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー10を提出しておりますので、詳細につきましては省略させていただきますが、毛利氏は長きにわたり小学校、中学校の教諭として勤められ、平成30年3月まで函館市立本通中学校長として勤務されておりました。現在は、北海道教育庁教職員局教職員課主幹として渡島教育局で精力的に業務を遂行しております。教育行政に対し優れた識見を有し、教育長として適任であると考えております。

なお、任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定に基づき、前任者の残任期間である令和5年3月31日となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 毛利氏に対する質疑ではないのですが、今提案に……

○議長（野村 洋君） であればちょっと。今同意案件で進めております……

○11番（檀上美緒子君） 同意案件なのですが、3月2日の全協のときに町長のほうから増川教育長の辞表が出されたということで、それを受理したという報告がなされて、その場では一切質疑ができなかったのです。それで、今回も増川氏が3月31日をもって退任されるということでの後任の毛利氏の同意案件ということなのではございますけれども、増川教育長に関する退任に至った経過というか、理由というか、その辺りについてもう少し詳細に説明をお願いします。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、あくまでも今同意案件で上程しておりまして、その経過とか何かというのはちょっとこの場ではそぐわないと思います。それは議長としてはそういう判断しますので。

休憩にしますか。何かあれですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） そぐいませぬので、その件については発言を許しませんから。ということで進行させていただきますけれども、人事案件ですから。人事案件ですから、檀上議員……

（「人事案件だからこそはっきりさせたいと思うんです」の声あり）

○議長（野村 洋君） ちょっとそぐいませぬので、議長としては受け付けません。ということで進めさせていただきます。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） なければ討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決いたします。

その採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数です。

日程第6、同意第1号については、同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

(新教育長 毛利繁和君 入場)

再開 午前11時37分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま教育委員会教育長の任命について議会の同意があり、就任されます毛利新教育長よりご挨拶がございます。壇上にてお願いいたします。

○新教育長(毛利繁和君) おはようございます。毛利繁和と申します。貴重なお時間ですが、少しお借りしてご挨拶申し上げます。

私は、現場と行政と両方から教育に携わってまいりました。しかし、昨今の教育を取り巻く状況は、非常に変化が激しく、私自身も戸惑うことがしばしばあるぐらいです。教育改革の波も大変大きく、現場に変化が求められております。教えて育てると書いて教育とはいいますが、現在は自ら学ぶということが大変重視されております。このたび教育長を拝命するに当たって、森町の教育大綱の方針である人々が様々な活動、交流を通して学び、自己を成長させ、豊かな心、豊かな体を育むことができる町、この実現に向けて教育行政をつかさどっていきたいと思っております。微力ながら全力を尽くして、未来に向かうまちづくりに尽力したいと思いますので、どうぞ皆様のお力添えよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) 以上で挨拶を終わります。ご苦労さまでした。

(新教育長 毛利繁和君 退場)

◎動議の提出

(「動議」の声あり)

○議長(野村 洋君) 佐々木議員、何の動議でしょうか。

○3番(佐々木 修君) ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案について提案したい動議でございます。

○議長(野村 洋君) ただいま佐々木議員からロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案の動議が提出されました。

賛成の方いらっしゃいますか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村 洋君) この動議は、1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。この決議案を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数です。

したがって、ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることは可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時43分

○議長(野村 洋君) それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

◎追加日程第3 決議案第3号

○議長(野村 洋君) 追加日程第3、決議案第3号 ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案を議題とします。

本案について佐々木議員ほか14名からお手元に配付したロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案が提出されています。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○3番(佐々木 修君) 決議案を提案いたします。

ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案。

去る2月24日、ロシアはウクライナへの侵略・武力攻撃を開始した。

一国の主権と領土を武力で侵害するロシアの行為は、国連憲章・国際法に違反し、断じて許されない。さらに、プーチン大統領の核兵器の使用を示唆する発言は、唯一の戦争被爆国としても「核兵器禁止条約」からしても許すことはできない。

ウクライナにおいて、子どもを含む民間人にまで犠牲者がでており、一刻も早くこの残虐行為を終わらせなければならない。

ロシアの武力を背景にした現状変更、ウクライナへの侵略・軍事行動に抗議し、ロシアのウクライナからの即時撤退を求める。

国において、戦争被爆国として核兵器の使用禁止を強く訴えるとともに、国際関係において平和手段による解決で国際秩序・世界平和維持に全力を尽くすことを要請する。

以上、決議する。

以上であります。

○議長（野村 洋君） それでは、これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これからロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

したがって、ロシアによるウクライナ侵略に抗議し、即時撤退を求める決議案は可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 46 分

再開 午前 11 時 47 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第 7 意見書案第 1 号

○議長（野村 洋君） 日程第 7、意見書案第 1 号 「敵基地攻撃能力」の保有の検討を行わないことを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 1 号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第 1 号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第 7、意見書案第 1 号は、否決されました。

◎日程第 8 意見書案第 2 号

○議長（野村 洋君） 日程第 8、意見書案第 2 号 核兵器禁止条約第 1 回締約国会議に政府代表の派遣を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 2 号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第 2 号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

日程第 8、意見書案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 意見書案第 3 号

○議長（野村 洋君） 日程第 9、意見書案第 3 号 日米地位協定の見直しを求める意見書を議題といたします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第 3 号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第 3 号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第 9、意見書案第 3 号は、否決されました。

◎日程第 10 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第 10、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第 127 条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しま

した。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第 11 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第11、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第 6 条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本 3 月会議に付議されました案件の審議は全て終了しました。

令和 4 年第 1 回森町議会 3 月会議を終了いたします。

長期間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。ご苦労さまです。

休会 午前 11 時 51 分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和4年3月14日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員